

平成 2 9 年 3 月 8 日（水）

（第 1 日目）

平成29年第13回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

平成29年第13回苓北町議会定例会は、平成29年3月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	5 番	倉田 明
6 番	石田 みどり	7 番	野崎 幸洋
8 番	浜口 雅英	9 番	田嶋 豊昭
10 番	山下 時義	11 番	錦戸 俊春（副議長）
12 番	山本 政人（議長）		

3. 不応招議員（1名）

4 番 松野 重幸

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕昭 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総 務 課 長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。定足数に達していますので、只今から平成29年第13回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、倉田明君、6番、石田みどり君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

12月17日、鹿児島県長島町文化ホールで開催された島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想地方大会に出席をいたしました。

12月22日、県市町村自治会館で開催された県町村議会議長会第4回理事会に出席をしました。全国議長会関係事項の報告、九州協議会への本県提出議題等についての協議が行われました。

1月12日、市町村自治会館で開催された県町村議会議長会主催の議長研修会に出席しました。熊本大学法学部教授、伊藤洋典先生による「地方議会の活性化には何が必要か」という演題での講演がありました。

2月3日、市町村自治会館で開催された熊本県町村議会議長会第5回理事会に出席しました。29年度会務運営方針案ほか、第67回定期総会の運営等についての協議が行われました。

2月9日、天草広域連合事務所で天草広域連合議会運営委員会が開催され出席をいたしました。定例会の日程、提案予定議案についての協議が行われました。

2月17日、熊本テルサで開催されました第67回熊本県町村議会議長会定期総会に出席しました。会の冒頭に、全国町村議会議長会表彰の伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰がありました。総会では、平成29年度予算案、活動方針並びに事業計画案等が提案され、全て可決承認されました。

また、同日、天草市で開催された天草地域世界遺産登録推進連絡会議に錦戸副議長が出席をしました。

2月22日及び28日に開催されました天草広域連合議会定例会に出席をしました。平成29年度予算案等が審議をされました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、1月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

1月4日には、志岐集会所において成人式を開催し、80名が新たに大人の仲間入りをいたしました。なお、このうち当日の出席者は75名でした。

次に、1月8日には体育センター及び総合センター敷地内において、消防出初め式を開催いたしました。消防団員のほか、来賓一般参観者を含め413名のご参加をいただきました。

次に、1月15日には志岐集会所において、ニューイヤーコンサートが開催され、約150名の入場がありました。

次に、1月29日には農村運動広場周辺におきまして、第6回健康づくり駅伝大会が開催され、20チームが健脚を競いました。

次に、2月26日には九州オルレフェア天草苓北コースが開催され、島内外から110名の参加がございました。議員の皆さま方にもご出席、ご参加をしていただきまして、心から感謝を申し上げます。

次に、諸行事についてのお知らせでございます。

まず、小中学校の卒業式、入学式についてでございます。

本年度の卒業式でございますが、苓北中学校は3月12日日曜日午前9時30分から苓北中学校体育館で開催されます。小学校は、3月24日金曜日、坂瀬川小学校、志岐

小学校、富岡小学校、都呂々小学校とも午前１０時から各小学校で開催されます。

又、新年度の入学式でございますが、４月１１日火曜日に各小学校が午前１０時から、苓北中学校が午後２時からそれぞれ開催されます。

次に、苓北町戦没者追悼式を４月２０日木曜日午前１０時から苓北町体育センターで開催いたします。

次に、恒例の天草西海岸春の窯元めぐりが４月２９日から５月７日まで苓北町５窯元、天草市天草町４窯元が参加して実施されます。

各行事につきましては、議員皆さま方のご出席をよろしくお願い申し上げます。

最後に、ふるさと会の日程についてのお知らせでございます。

長崎苓北会が４月２９日土曜日午前１１時３０分から、又関西ふるさと苓北会が６月１８日日曜日に予定をされております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（山本政人君） これで行政報告を終わります。

ここで皆さま方にお知らせをいたします。本日は松野議員から欠席届が出ておりますので、報告をいたしておきます。

—————○—————

日程第５ 一般質問

○議長（山本政人君） それでは日程第５、一般質問を通告順に行います。

通告１番、浜口雅英君。

○８番（浜口雅英君） おはようございます。平成２９年第１３回苓北町議会定例会、一般質問、質問者、通告１番、８番議員、浜口雅英、質問の相手、町長、質問方式は一問一答です。

質問事項１、振興計画。

質問の要旨（１）基本構想及び基本計画の検証と次期計画の策定。まちづくりの骨格として地方自治法に基づき、「ふるさと苓北未来プラン、安心していきいきと暮らせる私のふるさと・苓北町」の基本構想、基本計画、そして実施計画が策定されています。

基本構想は、平成２１年３月、第６次基本構想として、平成２１年度から平成３０年度までの１０年間のまちづくりが、そして、基本計画は、第１２期基本計画として、平成２６年度から平成３０年度までの５年間のまちづくりの基本目標が掲げられております。

基本構想、基本計画の内容は、町民アンケートやまちづくり会議、振興計画審議会などから町民の意見を取り入れて策定したということでした。

３１年から今後１０年間の第７次基本構想の策定の取り組みを進めておられるかと思いますが、計画策定の進捗はどのようなになっているのかお尋ねします。

ところで、第6次基本構想の中から、人口予測ひとつとっても見通しは下回っています。そのほかにも、序論の中で、町民が思う行政へ求める各環境ごとの重要度調査では、健康福祉分野、環境・安全、産業、都市基盤、教育・文化、住民参画・行財政の6分野に区分され、更に、この分野ごとに36項目に細分化されています。この表から、住民の目線は環境・安全分野への重要度が感じられ、その評点は7点満点で、この分野での10細目のうち、一部、町営住宅の整備が2.69、街並み景観が4.02とこの2項目の評点は低いものの、残り8点、自然環境の豊かさ、公害のない環境、上水道の整備、下水道等の整備、ごみ処理等、消防防災体制、交通安全防犯体制は軒並み5点から6点余りになっています。

そして、健康・福祉分野においても、医療体制には5.80という高い評点が示され、その重要性が認識されています。

このような中で、一般会計の民生費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の医療福祉関係費用は、少子高齢化による高齢者の増加、医療技術の高度化等の諸条件が重なり、これらに対する負担額は想像を絶する形で増加することが予測されます。

町民の医療体制に期待する思いと、固定資産税等町税の減収により、今後ますます厳しくなる財政の中で、これへの対応を余儀なくされている立場に置かれている行政は、この状況を見据え、平成21年の策定から8ヶ年を経過した今、財政の見通し等、この基本構想を見直し、併せて基本計画そして実施計画を見直しすべきではないでしょうか。

具体的には、28年12月の第11回定例会で、28年度執行状況として一般質問し、同定例会議案第62号請負契約でも問題提起し、更に、本年2月の第12回臨時議会における国保税値上げ案の反対意見で述べましたように富岡城周辺施設の復元をメインとした第3期都市再生整備計画は、これを取りやめ、このことによる財源を医療関係部門や生活に密着した事柄への支出に努め、被保険者等の受益者、町民への負担が増額にならないよう、今後の一般会計、特別会計の歳入歳出等の財政上を十分検証すべきと考えますがいかがでしょうか。

更に、基本計画は、平成31年度からの第13期基本計画を策定しなければならない時期にきていますが、計画策定の進捗はどのようなになっているのか併せてお尋ねします。

質問事項2、公共施設の維持管理。

質問の要旨(1)簡易水道及び下水道関係。簡易水道、下水道はともに町民が健康で、安全、安心の生活が送れるための環境に大きな影響を及ぼします。特に、他の自治体に先駆けて取り組んだ下水道の整備は良好な生活環境をつくるための施策として特筆

すべきことです。

ところで、簡易水道、下水道ともに、敷設からかなりの年月が経過しております。町民が安心して暮らせる生活環境の保全のため、日々、これらの施設の適切な維持管理に努めておられることと存じますが、今後のこれらの施設の維持、管理にはどのような取り組みを計画されているのか。計画の事業内容とこれへの財政手当てをお尋ねします。

質問の要旨（２）町道。山間部の町道の路面の維持管理は、手付かずの状態になっています。路肩が崩壊したままの箇所。路面に、枯れ枝、落ち葉が堆積し、通行に支障がある箇所。そして、落ち葉等が堆積した箇所はイノシシのえさ場と化しています。これが町道なのか。地域間の連絡道なのか。いや、山の中のけもの道でないかと疑わざるを得ないような状態です。円滑な通行のため、あるいは災害等の緊急時の交通路確保のため、早急に対応する必要があると考えますがいかがでしょうか。山間部の町道の維持・管理に、町の保守管理が直轄で、手が回らないという状況があるとすれば、グレーダー等の機械を所有しておられる町内の土木建設業者等に、年間を通して、一括して委託する方法も検討されてはいかがでしょうか。

国道、県道、町道、農道、林道、里道、その他の道路は、住民生活になくてはならないライフラインであることは言うまでもありません。住民の通行はもちろん、道路沿いに電柱が立ち並び、電線が張られ、電力の供給、電話等の通信ケーブル、情報の伝達など住民生活に欠くことのできない公共施設です。人体に例えれば、まさに体内に血液を循環させる血管と目されるものでしょう。

このように、重要な施設、設備であるにも関わらず、現状を見た場合、道路の維持管理には、更に最大限の努力をすべきです。このことについては、先の平成２６年６月の第２６回定例会でも、特に管理が不十分な山間部の県道、町道への対応について問題提起をしてきました。先ほども述べましたが、道路沿線の立ち木が差し掛かり、これにより路面へ枝葉が落ちて、道路か山の中かわからないところもあります。通行する車両がスリップし、事故につながる可能性もあります。更に、道路へ差し掛かった立ち木により、道路沿いの電線は木々に埋もれた状況にあります。このことも平成２３年３月の第２回定例会の中で問題提起してきました。このことについて、当時、広報れいほくでも、道路上に張り出している樹木・竹等伐採のお願いとして、県と町からの告知文が掲載されておりました。このような状態が良くなれば、日常生活の利便性の高まり、交通の安全性確保はもちろん、災害時の連絡や避難、素早い復旧の可能性が高くなると確信します。このようなことから、今後の取り組みとして、管理の行き届かない所有者には個別に協力を依頼し、あるいは強制的に伐採するなどの対応をすべきと考えますがいかがでしょうか。

ところで、第１２期基本計画では道路交通網の充実の中で、成果指標として、町道舗

装率を目標年次３０年で９２．０パーセントを掲げてありますが、その達成見込みの予測はいかがでしょうか。

質問事項３、防災対策。

質問の要旨（１）危険箇所への対応。１、河川護岸の整備。２８年６月修正の町地域防災計画、第３節、風水害予防計画。そして、第１項、水害予防計画では、本町の河川は、２級河川４水系があり、その他にも準用河川、普通河川があるということです。そして、２級河川に関しては、改修事業の促進を県に要望するとなっております。又、雨水の流出状況を把握し、既設の護岸等は出水時に決壊することのないよう維持管理に万全を図るとなっております。

にも関わらず、松原川河口付近の河川護岸は、高さ１．４から１．７ｍ、幅約５．３ｍに渡って護岸の整備がなされておらず、土のうが積み上げられております。土のう工法は、元々応急的に対応すべきものです。又、その強度は信頼できません。地域住民の生活の安寧のために早急な対応が求められると考えますがいかがでしょうか。

２、海岸突堤の補修。上津深江港港湾区域海岸上津深江川河口左岸突堤の管理。上津深江川下流の国道３２４号線を潜った上津深江港海岸の左岸突堤は、中がえぐれ、突堤の安定と強度を保つための中詰材が流出して空洞化し、非常に不安定かつ危険な状態です。更に、国道３２４号線の道路敷地の役割を担う重要な箇所でもあります。

万が一壊れている堤防の外枠が、何らかの事情で河川側に倒れ込み、河川をせき止める状況が作り出され、今日多発しているゲリラ豪雨と合致した場合、これまでの集中豪雨時における当該区域の床下浸水という被災実績から、河川流域の沿岸部周辺の民家、民地が再度浸水等の被害を受ける可能性は極めて大きいと考えます。

又、危険な本箇所への出入禁止の表示は、セーフティコーン１個と、道路側にロープを張っただけになっています。２次災害防止のため、人の出入りができないように厳重な対策をとる必要があると考えます。

町地域防災計画、第３節、風水害予防計画。第１項、水害予防計画、第２項、高潮災害予防計画では、高潮による災害の未然防止と被害軽減のために、町は港湾、護岸及び防潮堤などの整備を県に要望するとともに、浸水想定区域の実態把握及び地域住民に周知を図るよう努めるとなっています。しかし、本箇所は町管理の港湾海岸ですので、町独自での対応が求められます。

以上、何らかの対応対策をとるべきと考えますがいかがでしょうか。

３、観光記念碑とその周辺の安全確保。町は、広域観光受入れ体制の充実として、天草はひとつになって広域的な観光ルートづくりに取り組んでおられます。

県都から３時間余り要する大変不便な地域ですが、これらの悪条件をカバーし、町の振興を図ることは望ましいことです。そして、このために町内のいたるところに史跡の

案内看板が設置されています。ところで、このうちのひとつに天草ジオパーク志岐炭鉱の台座跡石碑のモニュメントが設置されていますが、これのすぐ裏に「あぶないから入ってはいけません」の看板が設置されており違和感を覚えます。これは石碑の裏側に約5m程度の高低差がある水路への転落防止の表示と思われます。観光の振興の取り組みの中には「町民のおもてなしの心の向上」も謳ってあります。町民のおもてなしの心以上に、行政のおもてなしの心が大事ではないでしょうか。そのためにもこのような違和感を持たれる風景は排除すべきです。そのためには、危険標示のいない現場の整備を早急に行うことが必要と考えますがいかがでしょうか。

質問の要旨（２）ダム、ため池の対応。町内には、都呂々ダム、志岐ダムをはじめ、大小様々なダムとため池があります。これらの管理は、それぞれの団体、あるいは個人が適切に対応しておられると思いますが、志岐平野の通称、上溜池は、先の集中豪雨で、えん堤脇の地盤が洗掘されておりました。幸い大事には至りませんでした。このため池のえん堤は左岸に居住しておられる人家の生活道路でもあります。このような現状が類似したような事案はほかにはないのかお尋ねします。

又、万が一、これらのダム、ため池のえん堤崩壊により溜められた水が流出した場合の被害予測は検証しておられるのかお尋ねします。

質問事項４、２８年度行政執行状況から。

質問の要旨（１）工事残土の処理経過。温泉センター横の造成事業で5,000m³という膨大な土砂が余ったということでしたが、この工事は当初の計画高から5m程度掘削した形での施工になったと思います。当然、当初計画では、掘削埋め戻し等の流用により残土0m³だったでしょう。それが、5,000m³の残土が出たので、計画高を更に変更して40cm嵩上げしての竣工になったということだったと思います。ところで、その後、せっかく仕上げたこの造成地の表土を掘削して、別の箇所に、しかも民間の土木事業に使われたとのことでした。このことに関わる土砂等数量の変更及び理由、そして、当初から竣工、更に、完成後の掘削整地に至る経過をお尋ねします。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、第１に、基本構想についてのご質問でございました。はじめに、基本構想及び基本計画の検証と次期計画の策定についてのお尋ねでございました。現在、平成21年3月に策定いたしました平成21年度から平成30年度までの10年間の計画である第6次基本構想及び平成26年3月に策定した平成26年度から平成30年度までの5年間の計画である第12期基本計画並びに平成28年度から平成30年度まで、3年ごとの実施計画を作成いたしまして、事業を実施しているところでございます。

平成31年度から始まる第7次基本構想の策定につきましては、第11期及び第12期基本計画の事業評価を行い、併せて、町民皆さま方の意見を反映しながら進めていく必要があると考えております。基本計画の最終年度であります平成30年度に事業評価を行い、町民皆さま方の意見を集約しながら計画の策定を進めてまいります。

又、財政状況の検証につきましては、平成29年度予算編成におきまして、現在の財政状況を十分考慮いたしまして、一般会計、特別会計ともに、前年度に引き続き、各種事業ごとの歳出全般にわたって、経費の見直しを行い、事業実施の可否を含めて精査を行い、予算編成を行ったところでございます。

次に、公共施設の維持管理について。簡易水道、下水道施設の維持管理計画、財政についてのお尋ねでございます。まず、簡易水道施設についての浄水場については、それぞれ更新工事が終わっており、現在のところ、国庫補助を受けて緊急に改築や更新が必要な施設はございません。

又、管路につきましても、下水道管を敷設した区間におきましては、ほとんどの区間で合わせて敷設替え工事を施工いたしましたので、まとめて敷設替えが必要な箇所はありません。今後は漏水や水質の状況をみながら、敷設替え工事などを進めていくように計画をしております。

現在、水道使用料で修繕や敷設替え工事等を含む維持管理費は賄っており、又、突発的な故障時の負担に対応するため、水道基金の積み立てを行っているところでございます。

次に、下水道の処理場については、今年度、長寿命化計画の策定を委託をしております。3月末には詳細な報告書ができあがる予定でございますが、改築工事費が単年度に集中しないように、耐用年数を超えた機器類については計画的に更新工事等を行っていく予定であります。

なお、マンホールポンプ場につきましても、更新工事が単年度に集中しないように、平成26年度に長寿命化計画を策定し、国の承認が得られましたので、今年度から更新工事を実施中であります。又、マンホールの躯体、鉄蓋、管渠につきましても、今年度からカメラによる調査、清掃作業を行い、必要な箇所につきましては、修繕や更新工事をしていく予定であります。

このような経費や維持管理費を賄うため、使用料金の値上げを下水道の場合はお願いをしましたので、財政的には好転をしているところでございます。

次に、公共施設の維持管理、特に町道についての質問でありました。

議員ご指摘のように、山間部の町道におきまして、路面に枯れ枝や枯れ葉が堆積した箇所が散見されます。これまでは、行政区活動や地域に住んでおられ通行される皆さま方のご協力によりまして、良好に維持されておりました。しかしながら、山間部集落の

過疎化や高齢化によりまして、地域での維持管理が困難になってきたものと認識をしております。

道路管理者である町におきましては、落ち葉が堆積しているところなど、巡回で気付いた場合、又、行政区の区長さん、住民の方からご連絡をいただいた箇所につきまして、道路維持作業員や職員で対応いたしておりますが、人力での対応には限界がございますので、案件によりましては、土木業者にその都度お願いをいたしまして、機械借り上げにて対応しているところでございます。

草木は毎年成長いたします。加えて、落ち葉や土砂は一度除去いたしましても、時間が経過しますと新たに生ずる状況でございますので、終わりのない維持管理を繰り返すこととなりますが、現在、雇用しております2名の道路維持作業員だけでは対応が行き届かない状況もございます。そのようなことから、効率化を図るために小型のタイヤショベルの導入等も検討を行ったこともございますが、運転資格や機械の維持管理等の問題もありまして、今のところ見送っている状況でございますが、来年度におきましては、研修等によりまして、その資格等をとれるような対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

浜口議員から、これらの作業を一括して土木業者に委託をしてはどうかという提案でございますが、年間の委託費がどの程度になるかも含めまして、今後検討をさせていただきたいと考えております。

次に、道路沿線の樹木や竹の問題でございます。これまでもお答えをいたしておりますとおり、町が行っております支障木の伐採につきましては、あくまでも自動車や歩行者が通行する上で支障となっているものや、町道沿いの街灯の光をさえぎっているもの等を支障木と位置付けて伐採の対象として考え、対応をいたしているところでございます。

道路敷に生えている竹木に加えまして、所有者の方で対応いただくべき、いわゆる民地に生えている竹木でございまして、高齢等の理由でご自分で伐採できないもの、管理が行き届いていないものについては、個々に相談をいたしまして対応することといたしております。又、町内にご不在の場合もございますが、連絡が取れない場合には、通行等に支障がある部分のみの必要最低限の伐採を行っているところでございます。又、町道沿いでありまして、電線等に支障がある箇所につきましては、5m以上の高所となりますので、九州電力やN T Tから委託を受けた専門の業者で対応していただくしかないものと考えているところでございます。

次に、第12期基本計画の「道路交通網の充実」の成果目標として掲げてある、町道の舗装率についてのお尋ねでございます。平成22年度末の舗装率は92パーセント目標に対して、90.8パーセントでございます。現在、町道の舗装工事は防災安全交付

金事業で老朽化した箇所舗装の打ち替えを実施しておりますが、これは路面性状調査結果を受けまして、修繕計画を立てて実施するというものでございます。新規の舗装につきましては、補助事業がございません。平成30年度の目標達成は、今のところ非常に難しいものだと考えております。

次に、防災対策、危険箇所への対応、河川護岸整備に関する質問でありました。

ご指摘の2級河川松原川は、熊本県が管理主体でございますが、平成27年6月の災害発生後に、町内にございます2級河川のそれぞれについて、熊本県に対しまして、抜本的な氾濫防止策等を早期に講じていただくよう要望を行ったところでございます。

その後、志岐川、上津深江川におきましては、河川敷に堆積した土砂の撤去や流れを阻害するような支障竹木の伐採に取り組んでいただいているところでございますが、河川改修や護岸のかさ上げ等につきましては、国に補助事業として採択をいただく必要がございますが、計画策定等に時間と費用が必要となること等の理由によりまして、今のところ手付かずの状況でございます。

しかし、本年1月に、議員がご指摘になっております松原区内の消防倉庫に近い階段がある護岸と、浦区にございます宮原橋の下流左岸の護岸につきまして、前後に護岸が整備されており、住宅地に近いにも関わらず護岸がない箇所があるため、早急に対応をお願いする旨の申し入れを再度行っております。その結果、担当課長・担当者から「前向きに対応を検討したい」旨の回答を得ているところでございますので、1日でも早く対応策を工事に取り掛かっていただきたいと考えているところでございます。

防災対策、その2、危険箇所への対応。上津深江川河口左岸にございます突堤に関する質問でありました。この件につきましては、以前もお尋ねがございました。その際、担当課長が町の負担が極力少なくなるようにとの考え方で、台風襲来による災害復旧事業での採択を考えているとの答弁をいたしておりました。現地を再度確認いたしました、ご指摘のように非常に不安定な状況で大雨が降った際に、河口部が閉塞する最悪の事態を早急に回避すべきであると判断をいたしましたところであります。そのようなことから、修繕費用といたしまして、29年度の当初予算に500万円を計上して対応することといたしました。又、議員ご指摘のように工事完成までの期間、この場所への立ち入りができないように危険表示とトラロープを追加し、安全対策を講じたところでございます。

次に、観光記念碑とその周辺の安全確保について。志岐炭鉱跡記念碑裏側の危険表示にかかる件でございますが、ご指摘のとおり記念碑裏には水路があり危険でございますので、現在のところは危険表示とトラロープを設置しておりますが、これもしっかりした表示も行った上、平成29年度においてガードパイプの設置を行っていく考えでございます。

次に、ダム、ため池への対応であります。特に、平山上ため池は平成27年6月の豪雨により、ため池上流部分にあたる左岸と右岸の被災があり、更に、えん堤脇の洗堀の被害がございました。ため池上流部分につきましては、県営の地域密着型農業基盤整備事業により復旧工事が行われております。

議員ご指摘の左岸側のえん堤脇の洗堀ですが、被害の要因は、えん堤の右岸にある溪流の増水により、あふれた水が隣接する道路をつたい、えん堤を流れ、左岸に達し洗堀をいたしました。現在、要因となった水が道路に流れ出ないように、大型土のうで応急対策を実施しておりますが、今後、根本的な対策を検討してまいります。

又、類似した災害の事案がほかにはないかとの質問であります。ため池の災害は、平成27年6月の同じ豪雨により、志岐山地区において、水田の畦畔とともに、ため池のえん堤の一部が被災をした災害が1件ございました。この災害につきましては、農地等災害復旧事業により復旧が完了しております。

更に、えん堤崩壊による被害予測の検証についてのお尋ねでございます。現在、町内の主要なため池のハザードマップの作成を、逐次、団体営農村地域防災・減災事業で進めております。本年度は、西川内第2ため池と折山第1ため池を実施し、来年度以降、平山上ため池につきましても事業要望をしているところでございます。

次に、28年度の行政執行状況から工事残土の処理経過でございます。拠点避難地造成工事から苓北町サッカー場の整備工事に伴う土砂の処理経過につきましての質問にお答えをいたします。

お手元に拠点避難地整備工事からサッカー場の整備工事に伴う土量の説明資料をお配りしておりますが、拠点避難地の整備に伴いまして、これを参考にさせていただきたいとお願いをいたします。

約5,000m³の残土が発生をしました。ご指摘のとおりでございます。この5,000m³の残土を排出处理をすると思いたしますと、最低でも600万円ぐらひは必要になると思われましたので、資料の上の図の青色の部分になりますが、議員ご指摘のとおりセンターの計画高30.40mよりも高い30.80mまで盛土を行い、処理をすることといたしました。この高さが40cm高くなった状態でも、拠点避難地としての機能に問題はないと判断をした上での対応でございましたが、平成28年2月末に竣工した次第であります。

当分の間、この状態で維持するという考えでございましたが、その拠点避難地の上に、サッカー場整備につきましての補助金をいただけることになりましたので、平成28年度にサッカー場整備事業に着手することといたしました。サッカー場の整備の条件といたしまして、降雨時の排水機能は絶対に欠かすことができません。排水機能を向上させるためには透水性のよい土砂に置き換えをする必要がございますが、そのために2番目

の図面になりますが、茶色に着色した部分を30.10mの高さまで土砂を撤去いたしました。更に、黄色く着色しておりますサッカーコート面となる部分の土砂を29.93mの高さまで撤去することといたしました。この面よりも下に暗渠排水のための有孔管を施工し、3番目の図面の桃色に着色しております部分にクリンカアッシュといいます粒の粗い砂状のもの、真砂土等を敷き詰めて芝生を植えるという工事計画を立てました。

只今、説明申し上げましたような工事を進める上におきまして、約8,000m³の土砂を処分しなければなりません、この土砂の処分をするには1,000万円近い費用が見込まれました。サッカー場整備の補助金も予定よりも少ない額しかいただけませんでしたので、この事業費の中で土砂の処分費用を捻出することが難しい状況でございました。

そのようなことから、この土砂を苓北発電所の灰捨場の覆土として利用していただけないか、引き取っていただけないか九州電力に相談を申し上げたところでございます。この覆土というのは必ず灰の上にかけるそうでございます、九州電力苓北発電所のご理解とご協力をいただきまして、茶色に着色した部分と黄色に着色しております部分、併せて約8,000m³の土砂を掘削、運搬により撤去していただきました。そのようなことから土砂の処分費用をかけずに、サッカー場の整備工事が施工できることとなりました。

以上、浜口議員のご質問にお答えをいたしました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 基本構想及び基本計画の検証と次期計画の策定の質問の中でですね、今後の取り組みについてはお答えいただきましたけども、現計画が既に8年経過しているので、あと2、3年ありますが、これの見直しは考えていないかという質問に対しての答えはいただいております。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 現計画の見直しの件ですけれども、基本構想は10年計画、基本計画は5年計画、それから実施計画は3年計画ということで実施計画については毎年見直しを行っているところでございます。あと、基本構想と基本計画については、それぞれ10年、5年の計画でございますので、最終年度に検証をして次期計画を策定するというところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 簡易水道及び下水道関係で、下水道事業における起債の残額と今後の公債費の支出額はどのようになっているのか教えてください。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 下水道につきましては、平成6年度から起債の借入れを始めまして、総額で約44億7,000万円の借入れを行っております。残高のピークにつきましては、平成15年度で約37億5,500万円、今年度末の起債残高が24億4,000万円となっております。起債償還のピークにつきましては、平成21年度で2億3,600万円で、今後借入れを行わなければ平成36年度までは約2億の償還が続きますが、その後、減少していきまして、平成51年度で償還が完了する予定になっております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 町道の管理についてですが、舗装の達成が計画どおり達しにくいと、あと2パーセントぐらいですけども、ということです。打ち替え部分はやっているけども、新規はなかなか難しいということですが、あと新規でしなければならないというふうな捉え方をしておられる。町のほうでですね、ここはもうした方がいいという形で、だがり組めないという箇所はつかんでおられますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、現在、未舗装でございます部分に関しましては、民家がない区域がほとんどであるというふうに認識をいたしております中で、ここをぜひ舗装をしなければいけないというような認識をいたしているところは今のところでは、すね、ないと。ただし、路面の補修といいますか、局所的に、例えば、水で荒れるというような場所についてはですね、何らかの対応をすべきだという路線があるということは認識をいたしております。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、課長からの話と地域のずっと回っていけばですね、地域の皆さんの考え方はかなり違う部分があります。具体的に言いますと、富岡の八久保線は富岡尾越と春の迫の町道尾越線があるわけですが、あれはずっと回るわけですね。直接八久保線は近道になります。そこにおられる方、農業も営んでおられる方もたくさんおられます。レタス運ぶとにガタガタ道でなあという話はされます。よくお伺いしますと、早う舗装ばしてもらいたかばってんが、1つだけ難点があるということでしたけども、そのような現状はつかんでおられますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） この路線につきましては、まだ本年度におきましても、地元のほうから真ん中の部分が高くなっているというようなことで、路面のわだち部分が幾らか洗堀をされているというようなことで連絡をいただきまして、敷砂利での対応をしたところでございますが、今、お話がっておりますような事案について、これまでもですね、何回も話が出てきているというふうに理解をいたしておりますけど

も、当時の計画の中で本来ですと、上の路線までつながるべき事案であったというふうなことでお伺いしておりますが、当時いろんな事情で舗装をしなかったといえますか、改良自体をですね、当時断念をした経過があるというようなことは承知をしているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そういう形ですね、現場の声、住民の皆さんの声も把握されているということであれば、やはり、しかも農業の生産物の運搬路、あるいは逆に農業用工作機械の運搬道路、そして場合によっては災害時の避難路にもなる可能性は非常にあるわけです。高台ですのでですね。そういう状況があれば、やはり道路の必要性を行政が自ら感じて、今後、積極的な取り組みをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員がご指摘をなされた部分の中で、道路を通行するという部分に関しましてはですね、通れる道路であるというような認識をいたしておるわけでございますが、先ほどの町長の答弁にもありましたように、今、現在、新規の舗装道路に関しますところの補助事業がございませんので、財政状況を見た上で、上司と相談した上で、又、対応は検討したいというふうに考えます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、地元の方のお話はちよくちよくお伺いします。そのために大事な町道であるのであれば、地域全員の方がやっぱ賛同していただきたいと、そのようなことをお答えをしているところでございますので、我々も今後努力を続けたいと思いますが、ぜひ地域でも、やはり全員の方が周囲の地権者も含めてですね、ご賛同いただけることを願っているところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、町長のお話は、これまでも、この件について、もう再三、町の考え方をお聞きしております。そのたびごとに、そういう話が町の考えを示されていますが、それでは具体的に用地交渉なりそういうものに行かれたのかどうか。それから、現状はですね、この質問書をつくるときに、ちょっと確認に現場行きましたけども、かなりでこぼこです。やっぱ人家もその場所にはありませんけども、すぐ起点側には人家もありますので、ぜひ具体的に早急に組みんでもらいたいと思います。

それから、話は変わりますが、28年12月の第11回定例会でも提起しましたがけども、都呂々山間部の町道の地すべりによる通行止めに対し、調査検討していきたいということでしたけど、期間があまりたっておりませんので、具体的な取り組みはなされていないのかもしれませんが、もし何かしとらせば教えてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員がご指摘になっております路線につきましては、町道の善亀線ということでございます。路面の一部で段差ができるほどの状況があるというようなことの中で、今、現在、通行止めの措置をいたしておるわけでございますが、県の土木部のほうからですね、本町に来町いただいた際に、ぜひともちょっと見ていただきたいというようなことで、現場のほうですね、災害の担当の方に見ていただきました。そのほかの箇所でも同じような案件がございましたので、意見を伺ったわけでございますが、なかなか地すべりということの事象ですね、これをするためには大がかりな調査をせんといかんというようなことで助言をいただいたわけでございますが、ボーリング調査、それから傾斜計、水位計、そういう観測機器の設置と長期にわたる観測等の費用でいけば、数千万近い金がいるというようなことでの指摘をちょっといただいて、今、町といたしまして、町長にも報告をいたしましてですね、検討しているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 数千万は復旧工事に必要な額なのかどうか、調査にはそんなににかかるのかどうかよくわかりませんが、えらい大きな数字が出て経緯を示されておるようです。ただですね、当該箇所は過去災害復旧工事が施工されたところですね。それで、このときの復旧工事のメインである、アンカー工法で地すべりを抑えたというふうに思いますが、そのアンカーが抜けている状況になっています。この先の定例会でも申し上げましたが、この地すべりは、細心の注意を払っておくべきだろうというふうに思うわけです。と言いますのは、調査の結果次第、本当に地すべりが進行中だということになってくればですね、ゲリラ豪雨地震等が重なった場合、本箇所の下方、方向になると西側になりますかね、に位置する中村橋にそそぐ谷と、陰平橋にそそぐ谷に囲まれた尾根状の区域は一気に落下してしまう、崩落してしまう。それはもちろん地すべりの状況次第ですよ。そういうこともやっぱ感覚の中に入れておくべきではないかというふうに思います。そういう意味で早急な道路の復元と併せて、地域防災の観点からも具体的な取り組みをすべきではないかというふうに思います。地すべりですので通行止めですよ、無理して通っても段差が20cmありますよというまま、ほおっておくんじゃなくて、それだけのですね、国の補助金を受けた会計検査の対象になる地すべりによる災害復旧工事をしとるわけ、道路ですね。そのアンカーが既に出てきてしまうとうつですよ。やっぱそれは何かがあるんだということはやっぱ認識すべきじゃなかでしょうか。ほんで繰り返しになりますけども、道路の現道保持確保と併せて、その地域の木場の皆さんの、これもう最悪の場合ですけども、苓北町は防災には非常に力入れておられる。津波に対しても12mの一次避難所を造られておるといふ、そういう感覚があれば、そ

の箇所も都呂々のこの善亀線の当該箇所にももうちょっと早急な取り組みをすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員のご指摘も最もだというふうな理解はいたしておるところでございます。一応、今後、又ちょっと検討をいたしましてですね、対応等を検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それから、河川護岸の整備ということで、松原川ですね、に県でも前向きに検討したいという県の考え方を、現場の方ですね、県の課長さんですので、前向きに取り組みたいということですが、この前向きっちゃうのは、もうちょっと具体的に教えてもらえれば、どういうことなのか。と言いますのは、ご存知のように、あそこは集落があります。しかも、堤防がなかわけですね。何で今まで放置されていたのかという気もするわけですよ。県が前向きに言うとならば、もうちょっと具体的にどういう工法を考えているということを教えてください。

時間が8分ですので、手短にお願いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 県といたしましてですね、現地の状況と言いますか、担当が変わられたこともありまして、把握がされていなかったというようなことの中で、こちらで写真を提示をいたしました。写真を見ていただいて、前後に堤防がある中で、その部分、ご指摘の箇所が切れていると。そこには当然、階段が施工されてまして、火災等での水利等で活用できる状況にあるということの中で、このような状況が放置をされてきたというふうに理解しております。一応、今後は木の柵ですね、柵を設置するようなことも取り外しが、できるような対応等について、検討をしたいというようなお返事があったところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ダムとため池の件ですが、上ため池のえん堤の上を水が流れて、左岸を掘削した可能性があるということです。たしかに、えん堤の上が水路になったんですよね。両方に10cmずつぐらいかさ上げはしてあるのか。当初からあったのかどうか分かりませんが、そういう状況があるならば、あそこが水路にならないように水抜きをですね、すべきじゃなかと。パイプが埋まっていて、そのパイプの管理用には若干、水抜き状のものをしておりますけども、あれでは水は抜けていきません。ですので、管理者のほうでもその水路を伝わった水が左岸にいったんだということであれば、

水抜きを早急に設置すべきだというふうに思います。それから、もう1点ですが、その左岸側、住宅の下側の護岸はふとんかご工にしております。先ほど、町長の答弁にあったように、上流側はですね、ブロック積みで大規模に補修をしております。上流側にするのならば、その民家のそばのふとんかご工はコンクリート構造物に替えるべきではないかというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） まず1点目の水抜きの対応でございますが、これは今、現在、溪流から水があふれ出ないように大型土のう積んでおりますが、その溪流のですね、まず排水口の改修が第一ではないかと考えております。議員がご指摘の水抜きの対応でございますが、現地を確認いたしましたところ、水抜きがふさがっている状況でございます。それで、水道管も通っております。それでどういった工法ですか、今後ちょっと管理する土地改良区とも検討いたしたいと考えております。

それと、ふとんかご工ですが、上流部はブロックの構造物ということですが、上流部がですね、志岐ダムからの余水吐きの排水、この水の勢いが強いために上流側はブロック積み、あるいは現在、施工しておりますコンクリートの擁壁等で施工しております。下流部分のふとんかご工は水はたまりますが、洗堀があまり心配されないということで、現在の工法になってると認識しております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それから、ダムが壊れた場合、ため池が壊れた場合の水害について、どうですかというお話しました。西川内坂瀬川方面は取り組んでおられるということですが、都呂々ダム、志岐ダムが一番影響は大きいかというふうに思われます。それだけ、頑丈には整備されているというふうにと思いますが、その場合は、どうなのかと思います。

それから、併せてもう一点ですが、拠点避難地の5,000 m³の土砂の残、これはやっぱ5,000 m³のというのは非常に膨大な土砂ですね、当初の話ですが、その後のサッカー場とか何とかを又あとでお聞きしますが、この5,000 m³の残土が発見されたというか、帳簿上のお話だというふうにと思いますが、そのときに土木に一番造詣の深い松野副町長は決裁の段階で何も感じられませんでしたか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 志岐ダムのハザードマップの作成につきましても、土地改良区通じて、県に要望してまいります。

○議長（山本政人君） 松野副町長。

○副町長（松野 茂君） 課長のほうから、こういったケースですね、掘削して膨れた

部分で現実的にこういうふうに残ったんだと説明を聞いておりますので、それを納得して私のほうも了解をいたしたところです。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 志岐ダム、都呂々ダムはですね、やっぱほかの流域の皆さんには大変申し訳ない言い方ですが、もし最悪の場合は一番被害が大きいというふうに思うわけですね。やっぱあと回しでなく、まず都呂々ダム、その次は志岐ダム、大きいため池から順々に状況を調べてほしいということは、やっぱ県あたり十分管理されておりますので、耐震も、例えばマグニチュード3までOKだとか、5までOKだとか、7までOKだとか、そういうことはたぶん想定されてるというふうに思いますので、再度確認の上、防災計画とかですね、そういうもので町民の皆さまにもお知らせをすべきだと。どこまで水がくるとか、そういうのも併せてお知らせいただきたいと思います。

それから、5,000 m³の話ですが、長い間、土木畑を歩かれた副町長らしくない答えだったと思います。5 m³とか10 m³はですね、たぶんこんぐらいしょうがなかたいということもあるかと思います。この前の話では、土木課長は測定の見損ないがあったという話もありましたが、それにまして、やっぱ5,000 m³というのはですね、単純に考えたっちゃやっぱ10 t車で何台か、2,500台かぐらいになるですよ。そういうこともあります。今日、時間ですので、もう質問終わりますが、このことについてはほかの案件も考えますので、今後いろいろお尋ねしていきたいというふうに思います。

ただ、最後に、土木関係でこういう5,000 m³、公共のお金、我々の税金を使った公共土木工事で5,000 m³もの土量余ると、そういう安易な監督、検査、施工の監理は絶対やめてほしいというふうに思います。

何かあればどうぞ。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。

時間がきましたんで、土木管理課長、簡潔に。

○土木管理課長（山口仁人君） この工事におきましてですね、ご指摘のように残土が思わず出てしまったということでのご指摘につきましては、これまでも答弁をしてきていましたとおり、計画そのものの立てた時点でのですね、検証等々につきましては、これまでご答弁いたしましたようにちゃんとして精査をですね、実施をするというようなことで、今後対応をしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山本政人君） はい、これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告2番、6番議員の石田みどりでございます。

私は大きく分けまして3つの点で質問をさせていただきます。

まずはじめに、子育て支援全般についてでございますけども、子育て支援について

は、4件の質問をさせていただきたいと思います。

まず1件目でございますけども、保育園の保育士さんの処遇改善が問題になっております。保育士さんは介護職と同様にきつい仕事の割に低賃金です。東京都では見直しをする動きにもなっているようですが、子どもたちを集団の中でのびのびと元気に育てる、又、母親が安心して仕事に専念できるよう保育士さんたちは日々努力をされておられます。苓北町の保育園での処遇の実態はどのようなになっているのでしょうか。保育に影響を及ぼすような時間外労働やサービス残業はないのでしょうか。苓北町以外で保育園に入れない子どもを苓北町の保育園に保育士さんが運んでいるのではないかと心配する声も聞こえてきております。そのような実態があるのでしょうか、お尋ねをいたします。保育園の空きを埋めるというのはいいことだと思いますが、実態はどうなっているのでしょうか。

子育て支援の2件目でございますけども、就学援助制度の問題です。義務教育は無償とした憲法26条などに基づいて、小中学生が安心して勉学に励めるように学用品費、給食費、修学旅行費など補助する制度として就学援助制度がございますが、苓北町でこの制度を利用している児童生徒はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。又、申し込み用紙の配付やお知らせなどはどのようにされているのでしょうか。あるところでは、申請する場合は民生委員の意見書を提出するということになっているようでございますけども、苓北町ではその点はどうなっていますか。

子育て支援の3件目でございます。子どもの医療費は中学3年まで無料にさせていただきました。27年3月議会では、高校3年までの医療費を無料にしてほしいとの私の質問に対して、中学3年まで全額無料にしたところなのでということで、町長はおっしゃいました。そして、高校3年まで無料にするとした場合の必要な予算は200万円だと答弁をいただきました。町の予算からみても200万円というのはそんなに大きな金ではないと思います。その気になればできるのではないのでしょうか。高校卒業までの医療費を無料にするお考えはありませんでしょうか、お尋ねをいたします。

子育て支援についての4件目ですが、貧困と格差社会の進む中で、経済的理由で進学を断念したり、進学できても学業を続けることができないなどの問題を抱えている学生や又、就職しても非正規職員などで奨学金を返済できないというのが大きな社会問題になっています。大学の半分が奨学金を利用していると言われております。そのような状況の中、世論の高まりと国会での追及で安倍内閣は給付型の奨学金を2018年度から実施することにしましたが、1学年わずか2万人ということで、全学生に対する給付率はわずか0.2パーセントでございます。アメリカは47パーセント、イギリス48パーセント、ドイツ25パーセントと世界の先進国と比べても桁違いの低さです。親も子供を進学させるのに大変な思いをしています。

特に、天草の西のはずれの交通の便が悪い苓北町では大変でございます。学費も高くなっている上に、いろいろな面で費用がかさみます。親御さんは必死で働き、生活を切り詰めて、学費や生活費を捻出しておられます。そのため奨学金は大変役に立っているのです。苓北町でも奨学金の貸し付けをしてくださっております。高校と高等専門学校が月額1万2,000円、大学と専修大学、短期大学で月額3万5,000円ですね。何人の人が利用していらっしゃるのでしょうか。又、返済状況はどうなっているのでしょうか。これを給付型にするお考えはないのかお尋ねをいたします。

上天草市は条件付きですが、今年度29年度から給付型にすることになり、県下では給付型は初めてのケースということでございます。今、苓北町では、小学校入学時に入学準備金として、児童1人2万円、苓洋マリン校入学時に1人3万円の助成をしてくださっているので親は助かっていると思います。今回、町の例規集を調べていて気が付いたのですが、中学入学時には助成がありませんですね。これはなぜでしょうか。中学入学時にも相当な支出があつて、家計を圧迫していると思うのですが、義務教育は無償ということからしても、中学入学時だけ助成がないというのはちょっとおかしいとは思いませんか。親の負担を軽くすることが少子化を解消する道だと思います。町も努力をされております。ぜひとも中学入学時にも入学準備金を助成してくださるよう、町長、ご検討をください。

大きな2つ目でございます。免許証を返納した人への対応について質問をさせていただきます。近年、高齢者の自動車運転中の事故が多発していて、社会問題になってきています。認知機能の低下や身体機能の衰えて免許証の返納が多くなっています。私の知り合いでも何人かの人が返納されました。苓北町の状況はどうでしょうか。又、返納した人への足の確保、交通手段はどうなっていますか。高齢者の移送サービス事業として、苓北町では65歳以上の高齢者で、バス停から1km離れた区域に住んでいる人や障がい者などを対象にして、年間48枚のタクシー券が利用できるようになっておりますが、返納者に対してもそれでまかなえているのでしょうか。助成額は乗車料金の半額で、助成の上限は1,500円ですね。以前と比べると枚数も増え、助成額も大きくなってきております。又、町長が特に必要と認めるものという項がありますが、それはどのようなことを指すのでしょうか。今までにその事例はあつたのでしょうか。あつたとすれば、その事例を教えてください。

3つ目でございます。農業の担い手づくりについてでございます。高齢化が進んで、農業をやっている人や、みかん農家の人が今までのように仕事を続けられなくなっている状況が出てきております。以前は、三ちゃん農業といって、所帯主は働きに出て、かあちゃん、じいちゃん、ばあちゃん、で農業をやっていた時代もありましたが、今でもじいちゃん、ばあちゃんがやつてるといふ状況があります。それも、ままならなくなつて

きています。町の高齢者率も３７パーセントとなっています。後継者がいないと悩んでいる人も多いです。１２月議会で、私の質問にも、親元就業者が２人だけで新規はいないとの答弁でございました。農協との懇談会の席でも後継者問題の悩みも出されました。年とっているけど、今だったら、まだやれる。２年、３年先が不安だ。誰かに委ねたい。今だったら、まだ指導もできる、ノウハウを教えることもできるので、どうにかならないものかという声も聞きます。町としてはそんな人たちを把握しておられるのでしょうか。対策は考えていらっしゃるのでしょうか。このままいけば、遠くない時期に、田畑やみかん畑は荒れ放題になり、イノシシやタヌキのすみかになってしまうのではないかと心配でございます。都呂々で農業をやっている人のアンケート結果をいただきましたが、年齢構成は２０代から４９歳までが９パーセント、５０代から５９歳までが１６パーセント、６０歳から６９歳までが２８パーセント、７０歳以上で４６パーセントと、６０歳以上の人が全体の７４パーセントを占めておりました。後継者がいると答えた人が２０パーセント、いないと答えた人が８０パーセントです。農業を維持するためどうしたらいいのかとの設問では、作業受託により青年農業者の参加を希望しているというのが圧倒的に多いのが特徴でございました。こういうのも踏まえまして、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、子育てについての質問がありました。その中で保育士の処遇の実態の質問であります。平成２７年度と平成２８年度におきまして、処遇改善の名目で保育単価が大きく引き上げられており、更に、今年度は人事院勧告分として単価が引き上げられ、今議会で保育所運営費補助金の増額補正をお願いをしているところでございます。保育士の処遇改善につきましては、各保育園にお尋ねしたところ、処遇改善のための保育単価の引き上げにより、町内全ての保育園で、熊本県保育協会から国の給与水準に合わせた給与表が示されるので、それに従って、職員給与の引き上げを行っているということでございました。又、時間外勤務状況につきましては、法令に従い、時間外勤務命令を行っており、サービス残業はないということでございました。毎年、各園ごとに県の指導、監査があり、給与の支払い状況や勤務状況などの監査を受けておりますが、各園とも特に指導や指摘は受けておられません。

次に、就学援助制度についてのご質問でありました。平成２８年度で同制度を利用している児童数は１９名、生徒数は１８名、合計３７名となっております。又、申請方法についてでございますが、在校生につきましては、新年度が始まる前の１月末に学校を通じ保護者に周知をいたしまして、申請をしていただいております。小学校の新１年生につきましては、体験入学時に周知しております。その他、転入生徒等につきまして

は、随時周知をして受付を行っているところでございます。

次に、高校３年までの医療費を無料化することはできないかということでございます。議員ご承知のとおり、これまで中学生につきましては、平成２７年度から全額助成をし、子育て支援策を拡充してきたところでございます。子育て支援につきましては、医療費助成だけでなく、保育料の軽減や障がい児保育、誕生祝い、入学準備金など、独自の制度もあり、これらを総合的に見る必要があると考えておりますが、何よりもやはり国、県のやっぱり頑張りも期待したいところでありまして、高校３年生までの医療費の無料化につきましては、市長会や町村会を通じて、国や県に補助対象年齢の引き上げを求めながら、もうしばらく様子を見て、検討する時間をいただきたいと考えているところでございます。このことは、以前も申し上げました。国の、県の補助がですね、あまりにも年齢が低すぎるんで、それをもうちょっと上げていただければ、我々も又、それに呼応してですね、上げられるんじゃないかと期待をしております。国もそういう気運は高まっておりますが、なかなかまだ一気にというわけにはいきません。ただし、様子を見ながらですね、期待をしながら、まずは中学生までの医療費無料化をですね、効果のあるものにしていきたいと考えております。

以上で、子育て全般についての質問にお答えをさせていただきました。

次に、免許証返納の問題でございます。昨今、高齢者が起こされる交通事故も非常に増えているようでございます。その中で免許証返納する方々についての対応が出てきております。免許証の自主返納の実態につきましては、天草警察署にお尋ねをいたしましたところ、天草警察署管内では平成２８年中に２６３件、うち苓北町では１５件あったということでございました。免許証自主返納された方々も含め、苓北町では高齢者の足の確保のため、町内無料バスの運行や自家用車の利用ができない方で、バス停まで遠い方を対象に、タクシー料金の補助制度を実施しております。

次に、農業の担い手づくりについてのご質問でございました。

農家の高齢化に伴い、誰かに農業を託したいという状況を把握しているかというご質問であります。農業経営の根幹となる農地の貸借につきましては、県の組織で農地中間管理機構が仲立ちとなるものと、農地利用集積円滑化事業により、円滑化団体としての農業協同組合が仲立ちする貸借がございます。把握につきましては、それぞれ農業委員会による意向調査や農協における営農者からの意向を聴取の上、契約のとりまとめを通じて農地の継承を図っております。又、後継者対策につきましては、先ほども質問の中でご指摘がありました新規就労者や後継者に対し、国による青年就農給付金の交付や町単独の新規就労者支援補助金を通じて、新規就農時の負担軽減を図っている状況ではございますが、なかなか我々の意図するような数字が出てきていないということをご指摘のとおりだと考えております。これは、我が町の水産業においてもですね、町で独自

に作っておりますし、国でも多額の金の支給があるわけですが、しかし、なかなかそれを利用していただけの方がいらっしゃいません。だいぶお勧めをしているわけですが、更にですね、そういった制度も利用していただいてですね、まずは、生活の安定につながるまでは、2、3年は支援がございますので、ぜひご活用をいただきたいと思っております。又、農地の貸し借り等ですね、いろんな問題で農業委員会の制度がだいぶ変わりました。その中で、やはりそういったものに汗を流して成果を出した農業委員会の関係者に対しては、成功報酬を差し上げるというような制度もできたようでございます。なお、一層ですね、農地の流動化等が進んで、要するに農地の荒廃等が更に起きないような状況になることを期待をしているところでございます。

すみませんでした。奨学金の問題をまだ答弁しておりませんでした。

次に、奨学金の貸し付けの問題でございます。平成28年度の奨学金は、高校生7名、月額1万2,000円、総額で100万8,000円。大学生等8名、月額3万5,000円、総額で336万円で、合わせて436万8,000円を貸し付けております。まだ、就学が終わられた方たちの返還金額はこれに含まれておりません。

又、奨学金制度の給付型への移行につきましては、現在のところ、完全な給付型ということについては考えておりませんが、町が定めている国家資格等を有する方で、そういう方には町内に住所を有していただき、かつ、町内の施設や町内を拠点として、その国家資格等の業務に従事する場合は、奨学金を免除する制度を設けております。これはまさに、この前報道であってございました上天草市よりもずっと前からやっていることでありまして、これがいわゆる上天草あたりで給付型とおっしゃるやつのもっと上をいく制度ではないかなと、これは私たちも皆さん方にですね、お勧めをしているところでございます。苓北町といたしましても多くの若い人がその制度を活用していただいて、町に帰ってきていただいて、そして、町で必要なそういった国家資格をですね、十分町民に対して施されていただけるように期待をしているところでございます。

少し、答弁が抜け抜けになって申し訳ありませんでした。只今の石田みどりさんの質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、ここで質問の途中でありますが、11時15分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 答弁いただきましたけども、まだちょっと答弁いただいていないところもございます。

苓北町以外ですね、子育て支援の部分ですけれども、保育園が苓北町は空いてるんじゃないかなというふうに思います。熊本県でも0.78パーセントということで、やっぱり都会に比べて保育園の空きがあるということでございますけども、ほかのところから苓北町に保育園に入園していると、それを保育士さんが連れてきていて、過重労働になっているのではないかなという声も聞かれますが、そこら辺の実態はどうなっておりますでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） たしかに苓北町におきましても、天草市のほうから入園されている方もおられまして、保育園のほうで送迎をされているということも聞いております。ただ、保育士さん方の時間外につきましては、原則ですね、時間外はないということは早番、遅番という勤務体制ですね、やっておられて、長時間の勤務にならないように配慮されているということで、時間外につきましてはですね、例えば、運動会とか発表会とか日曜日にですね、開催されるイベントのときには実際あっている場合は時間外の支給を出しているという報告を受けております。

○議長（山本政人君） はい、石田君。

○6番（石田みどり君） 子どもの医療費の問題でございますけども、27年4月の資料では子育て医療費の助成が26年度の対象者で913人と、これは26年度の決算の資料ですが、27年度から中学3年まで全額助成となりました。そのときの予算が2,150万円。27年度の決算が2,025万6,451円となっておりまして、差引き124万3,549円ということでございます。27年度の予算から決算を見ても、単純に計算してもですね、75万あれば高校3年まで無料にできるのではないかなというふうに思いますけども、その点はどうでしょうか。28年度の決算はまだ出てないと思いますが、28年度予算では27年度と比べて50万の予算減になっております。そういうところ辺ですね、国や県の補助を差し引けば、今の予算で十分高校3年までの医療費が無料になるのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） ちょっと予算の中身につきましては、余るかどうかなというのは28年度につきましては、現在ちょっと精査中ではございまして、高校までできるのかというのはわかりませんが、ただ高校生の医療費につきましては、町のほうでは国保以外の方もおられますので把握ができておりません。この前、前回200万ほどかかるという答弁がされたという話ですけれども、それにつきましても概算ということでお話があったと思いますけれども、実態については町のほうとしてはちょっとは把握で

きない、できていない状況でございます。そういうことで、28年度の予算の中で高校生がみれるのかということについてはですね、ちょっと検証してみないとわからないということでございます。それと、先ほど町長のほうからもありましたように、高校生までの医療費の無料化についてはですね、高校生まで必要なかどうかというところ含めてですね、今検証中ということでございますけれども、やはり中学生まではですね、義務教育ということもありまして、中学生まではですね、みる必要があるんじゃないかということ。それと、あと医療費の助成が県の補助金もあるんですけれども、県の補助金の対象者が3歳までということです。この3歳までということです。この3歳までということで、しかも自己負担が1世帯月に3,000円。その残りをですね、県の補助対象ということで、県は補助を実施しておりますけれども、これをですね、せめて小学校まで県のほうも対象にする、あるいは国のほうもですね、国のほう今補助がありませんので、国のほうも今子育て関係にはお金がだいぶあがってきているようでございますので、この辺も含めてですね、国とか県に要望して、その辺の補助の拡大があればですね、先ほど町長も申したように町のほうも高校生までというふうな検討もできるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（山本政人君） はい、石田君。

○6番（石田みどり君） 私たちもですね、県のほうにも子ども医療費を無料にしてくれという署名とか運動もやっておりますので、そこら辺では一緒に県のほうにも要望していただいて、やっていきたいなというふうに思っております。

それから、保育園の件なんですけど、やっぱり今年も保育園に落ちたというのが続出をしておりますね。保育士資格を持っている人でもやっぱり保育士の給料が安いということで、ほかの業種にいつてしまうということもあって、保育士不足も拍車をかけているという報道もされておりました。ある町ではですね、シングルマザーにターゲットを絞って移住を推進しているところもあるということでございますので、こういうことも町として考えていただけたらいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺もぜひ検討していただきたい。そうすることによって子どもも増える。人口も増える。又、空き家住宅をちょっと改修して安く貸し出すということも考えれるんじゃないかなというふうに思っております。

就学援助の件なんですけども、民生委員の意見書というのが苓北町は必要でありますか。どうですか。そこら辺をちょっとお返事願います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 民生委員の意見書につきましては、申請理由が経済的に困っているとかですね、職業が不安定で生活力が悪いというふうな条項がありまして、それを把握するために、その場合のみ参考意見としていただいている状況でございます。

○議長（山本政人君） はい、石田君。

○6番（石田みどり君） 所得とかそういうのを、就学援助制度には所得制限もありますので、そこら辺を見ていったら、わかるんじゃないかと思います。特にですね、教育の現場でプライバシーの部分については注意をしていただきたい。民生委員の意見書とかいうのはいらないと思いますので、そこら辺はとってるとしたら、ぜひそれは廃止をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど言いましたけども、奨学金の問題でございますけども、町長は国家資格とかあれば、そこら辺は免除してるというふうにおっしゃいました。でも、国家資格がなくても苓北町に帰ってきて仕事をなさるといふ部分ではですね、公平性に欠けるのではないかなというふうに思いますので、ちょっとそこは考えていただいて、やっぱり若い人が苓北町に帰ってくるというのを重視をしていただきたい。だから、国家資格うんぬんじゃなくてもですね、資格をもってるということうんぬんじゃなくとも、苓北町に帰ってきて仕事をしてくれる人であれば、そこら辺は免除をするということで考えていただきたいと思います。上天草もそういう部分では、地元に戻ってきて仕事をすることによって免除するといふふうになっているみたいでございまして、そこら辺もちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 第1番目の帰ってきた人にはということですが、やはり奨学金は学校に進むためにやるわけですから、その時点での絞り込みをどうするかというのは、やっぱりどっかで線引きをして、やはり町に戻ってきて、その資格を取ってこられたら非常に町民も役に立つわけですから、そういう学校に行かれた方で町に戻ってこられた方に返還を免除していくということの考え方で今やっているところでございます。ただ、全員に戻ってこられてやるということになれば、例えば、農業に就かれた方とか水産業に就かれた方とかいろいろあると思います。以前はですね、医療と介護、福祉にだけ限定をしていたんですが、今、その制度をですね、だいぶ間口をひろげております。あとで、どの程度広げたか担当から説明するなり、文書を出すなりですね、いたしますが、相当な柔軟性を持たせてですね、やっておりますので、ぜひそういうことも見ていただきながら、進学がはっきり決まっておられない方だったら、そういうのも参考にいただければいいんじゃないかと思っております。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 町が定めます国家資格等のもので、法律系では行政書士、司法書士、コンサル系では社会保険労務士、IT資格、パソコン系ではITパスポート基本情報技術者、医療系では医師、歯科医、獣医師、薬剤師、歯科技工士、歯科衛生士、電気系では電気支援技師、電気工事士、電気通信士主任技術者と経理では管理栄養

士ですね、等の資格をもって、それと車両航空船舶関係では海技士、自動車整備士、潜水士ということで、その他特に必要と認めた国家資格ということで規定を拡大しておりますので、その職業の方は対象になるということでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） はい、石田君。

○6番（石田みどり君） 国家資格を得なくても、帰ってきて農業をやりたいとか漁業をやりたいとか本当にそれこそ学校を卒業してですね、跡を継ぎたいとかいう人にもぜひ免除をしていただきたいというふうに思います。国家資格とかそういう資格で差別と言ったらおかしいですけども、そういうことするよりもやっぱり今、農業の担い手も少なくなっているということで、先ほども私質問をさせていただきましたけども、帰ってきて農業をやりたいとかいう人にも免除をしていただきたい。そういう人が本当に大事じゃないかなと思いますので、そこら辺は考えていただきたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 答弁はありませんか。

はい、石田君。

○6番（石田みどり君） 考えていただけるのでしょうか。そこら辺はちょっと検討していただくというご返事もいただきたいんですけども。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 無差別にということはちょっとできないと思います。

ただし、農業就労者、水産就業者にはちゃんと3年ぐらいを規定してですね、10万円から15万、毎月差し上げることになってるわけです。そういった面では、そういう方が大概、該当されるのではないかなと思います。間口を広げることにしましては、やっぱりどこかで何らかの線引きが明確になるようなことをしときまさんと、なかなか給付型に全部なってしまいますと。給付型にするにはですね、それなりのやっぱ成績も求められます。今、はっきり言って、大体申し込んだ人は奨学金がもらえるような制度でありますので、それなりに工夫をしてると思います。先ほども申し上げましたように、最初は医療・介護関係だったんですが、これを間口を広げました。あと、ほかにそれに入るような該当するような職種があるのかどうか、資格があるのかどうかは今後、又、検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 子どもの医療費の問題にしてもそうですけども、やっぱり今も町は子どもに対してはいい制度があると思います。子どもたちは本当に町の宝であり、国の宝であると思います。富岡城関連の大型工事が多額のお金をつぎ込んで建設をなさっておりますけども、そういう部分をですね、本当に子どものためのもうちょっと考えていただきたいというふうに思っております。

町長は崎津の世界遺産登録で苓北町を訪れる観光客も増えるという予想もされておりますけども、崎津の遺産登録に向けて、天草市が崎津港と崎津漁港を結ぶ新航路開設に向けて予算も計上したと。早ければ4月にも試験運行する予定だということで、先日新聞報道もされましたが、そうすると富岡ルートは不利になるのではないのでしょうかね。観光客も当てにならなくなるんじゃないかなというふうに危惧をしております。その点は町長はどういうふうにお考えでしょうか。

子どもの問題ですけども、やっぱりその点ですね、富岡城関連の工事を少し削ってでも子どもに使うべきではないかというふうに思っておりますが、富岡城関連ですね、観光客が増えるとおっしゃってますけども、そこら辺はどうなのかという質問でございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、おっしゃったように崎津と長崎港間を結ぶやつは、これはあくまでも不定期でございます。よその船を借りてやるわけですから、その間毎日やるわけではございません。私はやはり我々の魅力をですね、やはり我々だけしか持ってない歴史的文化遺産もしっかりぼちぼちではありますけれども整えていく。その他に町の魅力もやはりしっかり整えていって、その中で又、子育て支援なりがうまくいくんじゃないかと思っておりますので、どっちかをやめて、どっちかをやるということじゃないと私は思っております。そういうことですので、行政もいろんなことをしっかり捉えて、各分野で全力を投入しなければならないわけでございますので、その点をご理解をいただきたい。そして、我々が水準以上にやってないということであればですね、もうこれはお叱りもあえてお受けいたしますが、しかし、この給付型と我々は言いません。給付型というのはやはりきちっと試験をして、この人は優位な人だから特別にやってやろうと、これは戦前にはありました。陸軍とか海軍に入る人とか。そういうのはほとんどあれです。今でも防衛大学に入る人には給付型でやっておられます。そういったことですね、やはり入り口が相当狭くなる可能性があるということでもありますし、我々も奨学制度をずっと続けていきたいんです。ずっと続けていくためには、やりっぱなしじゃなかなかですね、続いていかないと。そのように今のところ感じてますので、ある一定線の中で、やはり返納していただく方、あるいはこっちに帰ってきて、特別に資格をとっておられる方で免除するという形で今やらしていただきます。その間口を広げるかどうかは今後の検討も又いたしたいと思っております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ぜひ間口を広げていただきたいというふうに思っております。

それから、免許証を返納された方でございますけども、返納者がやっぱり増えていく

のじゃないかなというふうに思います。今月の１２日から道路交通法も変わりますのでね、返納者も増えていくのじゃないかなというふうに思います。バス停から１km というふうに規定をしてありますけども、足腰が弱くなっている人も多いと思いますし、山間地の人とか坂道であったりとかいうことで条件が違ってきていると思います。そういうところで距離を短くすることなどにはできないでしょうか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） この距離についてはですね、平成２７年度から２km 以上というのを１km 以上というふうに改めた経緯もございます。又、石田議員が言われるようにいろんな条件の方がおられると思いますので、そのために町長が特に必要と認めたものというふうな条項も加えられたと思いますけれども、これについてはですね、やはり我々も決定する側も慎重に対応しておりますけれども、その方々の状況によってですね、判断でタクシー券の交付あたりをですね、検討している状況でございます。今、そういうふうなことで認めた方がおられたかという、先ほどの一般質問の中でもありましたけれども、昨年ですね、対象者の方の家族の方が入院をされたということで、その家族の方が自家用車持っておられたんですけれども、入院されたということでですね、そういう場合に３ヶ月を限度としてタクシー券を交付したという経緯があったということを聞いております。それ以外には今のところはそういうな町長が特に必要と認めたという条件でですね、出したことはないというふうに聞いております。以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○６番（石田みどり君） 農業の担い手の問題なんですけども、町長はマグロの養殖とかいうことで計画をされておりますけども、やっぱり今の経済状況の中でですね、それから苓北町とのアクセスの面から見ても、なかなか難しいんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひ農業のほうにもなかなか大変だということもおっしゃいましたけれども、総務省も過疎問題懇談会で人口減少や高齢化が進む地域などで生活実態の把握をしたり活性化に取り組む集落支援員についてですね、提言をしております。私も以前質問のときにも集落支援員制度を活用したらどうかという提案もさせていただきましたけれども、そこら辺は考えていただいたのでございましょうか。やっぱり情報発信するにしても、集落支援員とか、そういう専門の人を置いていただいて、若い人、それから農業をやりたい人っていうのは都会にもたくさんいらっしゃいます。それこそ定年を過ぎた人なんかでも農業体験をしてみたいという人もいらっしゃると思いますので、そこら辺での情報発信もしていただくという意味でも、集落支援員制度というのをちょっと活用もしていただくようにしてもらえないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、後ほど地域協力隊の質問も出ておりますので、そのときに併せてお答えさせていただきます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） もう最後になりますけども、予算はその町がどういう姿であるかという鏡であるというふうに言われておりますので、やっぱり町民の方の命となりおいを守るために使っていただくということを願って質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、松本良人君。

○1番（松本良人君） 通告3番、1番議員、松本良人でございます。

避難地造成工事及び麟泉運動公園の事業の計画等についてお尋ねをいたします。

先の12月の議会において、「平成28年度に完成した拠点避難地造成工事において発生した7,000 m³の廃土が九州電力により無償で引き取られるということですが事実でしょうか。」という、その経過と理由を質問をいたしました。その答弁の要旨は、お答えですが、「平成27年度に竣工した苓北町拠点避難地造成工事において、5,000 m³を超える残土が発生し、計画より高く盛土をし、工事を完了した。その後、サッカー場整備工事において発生した分を約8,000 m³の残土処理を必要となったので、九州電力に申し入れを行い、土砂を引き取っていただくこととした。」という回答でした。

拠点避難地造成工事を海拔30mと設計し、盛土の不足分を補うために、盛土として1万8,000 m³を超えるACⅡが使われましたが、幾度となく変更されACⅡ1万8,000 m³が購入され盛土として使用されましたが、精算において残土が5,000 m³発生し、その残土5,000 m³を処理するために、最終的に完成したグラウンドに引きならし、40cmかさ上げし、最終計画高30m40cmとしての契約の更新が行われました。

この件については、先の一般質問において、「不足土が発生するということで、既に1万8,000 m³を超えるACⅡが使われているが、ACⅡ盛土の5,000 m³は不要であった。不要なACⅡ盛土をあたかも必要なように処理され、ACⅡ盛土と型枠のアデム擁壁の費用等々、数百万円が無駄に使われておりました。この不要なACⅡ盛土は、まさに税金の無駄遣いであり、私たち議会議員も含めて、町民方々に謝罪をし、そのペナルティは受けなければならない。」旨の質問をいたしました。これに対して、町長の答弁で「その必要はない。」旨の答弁がありました。

この平成27年度の苓北町拠点避難地造成工事において、1万8,000 m³、九州電力で発生した石炭灰を加工したACⅡが購入され、盛土として使われましたが、そのあ

とに、平成２７年度事業精算において５,０００ｍ³、平成２８年度当初において７,０００ｍ³残土が発生したとの説明があり、その後、１２月の議会、一般質問において、８,０００ｍ³の廃土が発生したとの報告がありました。この事業について、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、第１点目、これまでこの工事につきましては、さまざまな問題が発生し、一般質問等においても取り上げられてまいりました。今回においても通告１番、浜口議員により質問がありました。重複等があると思いますが、簡潔に答えていただければと思います。この工事については、２点、３点した残土の発生報告がありましたが、その後、残土の数量に増減があるのかお尋ねをいたします。これ精算においてですね。

第２点でございます。この残土を九州電力が無償で引き取るということを先の１２月の一般質問の町長の答弁の中でありました。九電は石炭灰埋め立ての覆土として利用するということでしたが、その利用目的について間違いはないか、再度お尋ねをいたします。

３点目でございますが、この事業は現在、麟泉運動公園整備として事業が進められています。この公園が完成するまでには多額の経費が投入されています。麟泉運動公園の事業に要する、いわゆる完成するまでの総事業費は幾らになるか、お尋ねをいたします。

第４点目でございます。振興計画の中で、投資的な事業として位置付けられて、この事業は進められています。この事業、麟泉運動公園整備事業でございますけれども、完成後の経済効果等はどのくらいになるかお尋ねをいたします。

第５点目でございます。麟泉運動公園に主にサッカー場として計画整備されていますが、年間の経常維持費はどのくらい必要であるか、お尋ねをいたします。

以上、５項目についてお尋ねをいたしますが、答弁の内容次第では自席で質問をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、拠点避難地造成工事から継続された麟泉運動公園の事業計画等についてでございます。拠点避難地内の約８,０００ｍ³の土砂を九州電力苓北発電所に引き取っていただきましたことは、先ほどの浜口議員の答弁でも説明を申し上げたように事実でございます。拠点避難地の造成時に約５,０００ｍ³の残土が生じておりましたが、中央部の計画高３０．４０ｍの上に、更に盛土を行い、この分を処理しておりました。サッカー場の整備、芝生化に伴いまして、排水性の高いものへ置き換えをするということの中で、３０ｍの高さまで土砂を掘削した場合の数量を約７,０００ｍ³ということで説明をいた

しておりました。今回、サッカーコートとなる面は、先ほど、浜口議員にも説明をしましたとおり、更に排水対策を施工するため29.93mの高さまで、九州電力苓北発電所に土を運び出していただきました。そのようなことから、最終的な処分土量は約8,000m³となった次第でございます。数量の報告が二転三転したわけではございませんで、ご理解をお願いいたします。

次に、九州電力に掘削・搬出していただきました土砂の利用方法についてのお尋ねでございますが、土砂の利用方法につきましては、以前から灰捨場の覆土に使われているということを聞いておりましたので、その件で引き取っていただけないかお願いにいったところ、しばらくしてから引き取ってもいいというお答えをいただきました。そういうことで今の状況になったところでございます。

次に、麟泉運動公園の総事業費でございますが、平成28年度には芝生化事業の委託料及び工事費、芝刈り機の購入費で5,450万4,000円。平成29年度には新年度予算としてご提案申し上げますが、防球ネット設置事業の委託料及び工事費、農薬散布機・肥料散布機ほか備品購入費、ポット苗植栽事業で、合わせまして4,406万9,000円を計上しております。総額9,857万3,000円で、財源内訳といたしましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金5,102万4,000円、残り4,754万9,000円を一般財源で予定をしているところでございます。

次に、経済効果等につきましては、現在も坂瀬川グラウンド等活用して、中学生の大会、シニアの方々の大会、そして町内外の若い方々のサッカー等に活用をいただいております。そして、又、グラウンドゴルフ等にも大いに活用しておられまして、その中で中・高・大学生等の今回、これができあがれば合宿地、社会人チームのキャンプ地として、県内外から多数の利用者を誘致したいと考えております。その利用者の利用料、宿泊料、弁当代等が経済的効果と考えられます。又、ウォーキングやグラウンドゴルフ等、町民の皆さま方にも坂瀬川グラウンドの例を見ましても、大いに活用をいただいておりますので、町民の健康増進を図っていくためにも大いに活用していただきたいと考えているところでございます。

次に、年間の維持経費といたしましては、芝刈り、散水時の維持管理に要する経費を指定管理者への委託料として、新年度予算に270万円を計上しているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） まず、第1点目にお尋ねいたしました処分、約8,000m³というような残土の量でございますけれども、これ精算で約8,000m³というのは、それから増減は幾らか、何百m³か減りましたか。もう1単位はけっこうでございますけれ

ど。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 拠点避難地からの残土処理ということで、私のほうから答弁をさせていただきますが、九州電力との協議の中でですね、処分をいたしました数量につきましては8,000m³ということで間違いはございません。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 企画課長にお伺いをいたします。

振興計画の中で、苓北町拠点避難地造成工事の計画とサッカー場の計画は、どのような形で計画がなされていたかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 詳細は又、担当課長なり他にも関係がある課長がいますので、答えてくれると思いますが、まず、もうやがて6年になりますが、東北の大震災がございました。そのときにこの沿岸地帯で、苓北町には最大で3.5mの津波がくるというお話を聞きましたので、そのときに900戸ほどが水につかってしまう、浸水することによってございましたので、苓北町いろんな状況の中で、数を満たすためにいろいろ研究工夫をしていただいております。その中の一番大きな拠点避難地が今のコミセンの上側にできあがっているところでございます。

又、それと同時にですね、サッカー場をつくるという検討委員会も議会で作られておられまして、その中で、やっぱり志岐の一番中心が、町の大体中心部になるんで、そういうところに作ったらいいんじゃないかという話があってございました。まだ、用地を確保しておりませんでしたので、町有地であれば、いざ何かあるときまではですね、サッカー場として十分拠点避難地が使えるのではないかとということで、拠点避難地ができあがったあかつきに補助金をいただければ、これを通常はサッカー場あるいは町民の健康づくりの拠点にお使いいただければということで計画をしたところでございます。そういった面で、振興計画にはたぶん拠点避難地は最初は載っていなかったのではないかと思います。そして、そのあと、又、サッカー場の検討委員会もありましたので、その後の話で計画が変更されてきたのではないかと私の記憶ではそういう記憶をいたしております。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 振興計画の中の位置づけですけども、実施計画の中で、まず、基本目標の1、安心して住めるれいほく、基本方針の1、安心できる健康福祉のまちづくり、施策の1、健康づくりの総合的推進というところで、先ほどの町長の答弁にもありましたけども、運動公園を利用して健康づくりをしていただくというこ

ろです。基本方針の２、快適で安全な生活環境づくり、施策４、消防防災の充実というところで、拠点避難地です。それから、基本目標の３、ふるさとと呼べるれいほく、基本方針１、ひとと歴史文化が輝く教育文化のまちづくり、施策３、スポーツの振興というところで、運動公園の整備でございます。施策６、地域間交流の推進、ここで合宿等の交流人口の増加という位置付けでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○１番（松本良人君） ありがとうございます。補足をお願いしたいんですけども、２７年度と２８年度につながり、例えば２８年度に避難地造成工事をしますよと、あとはそういった諸々の計画があるから、もう引き続き２８年度に麟泉公園を含めたですね、事業計画があったかどうか、そこら辺の説明をお願いします。

諸々の計画というのは年度計画、長期計画の中で、振興計画にちゃんと書かれてあると思うとですよ。工事はこういった形でやりますよと。先ほどについては、理念について、ご説明いただきましたが、そこら辺わかりました。あと、年度別に、何年度には何をやる、何年度では何をやる、何年度には何をやるというような計画がありましたかということです。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） ２８年度、２９年度の計画としまして、スポーツ施設の整備充実、有効活用というところがございます。事業説明としましては、拠点避難地の通常時における有効活用を図るため、麟泉運動公園の整備充実を計画的に進めますということで実施計画のほうに載せておりまして、２８年度と２９年度の事業費を計上しております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○１番（松本良人君） 要するに、２７年度から引き続き、工事がなされるという形が計画してあったということですね。はい、ありがとうございます。

答弁の中でですね、数量の報告は二転三転したわけではない、ご理解をお願いしたいという回答がありました。これは先ほどの質問の中でですね、平成２７年度事業精算において、５、０００ｍ³、平成２８年度当初において、７、０００ｍ³の残土が発生したとの説明があり、その後、議会、一般質問において８、０００ｍ³の残土が発生したという答弁がありました。こういった中で、二転三転した残土の発生報告がありましたかという質問に対しての言葉だろうと認識しております、私としてはですね。２７年度当初施工において盛土不足が１、８００ｍ³、ＡＣⅡを足らないから使いますということです。そのときはゼロの残土だったと思いますね。その後、違算により５、０００ｍ³が出てきたと。そして、２８年度の当初予算の中で７、０００ｍ³に膨れ上がったと。そして、この前、私が質問した一般質問の中で再度、８、０００ｍ³に膨れ上がったということが、私

認識しておりますけれども、これは二転三転ではないということだろうかと思いますが、このことは私はそういったことで申し上げました。私たちから感じたところは二転三転以上に、三転四転じゃなかろうかなというような解釈をいたしております。質問に入ります。この平成27年度から28年度事業へと継続して工事が計画されていたということでございましたが、もし違算を除いても3,000^m、少なくとも10tトラック600台の分が残土として発生する計算になります。これは27年度の違算分を差し引いてですね。工事自体、数年度に継続する場合は、手戻りがないように入念な計画のもとに、又、予算算定等においても、実施打ち合わせが行われるものと思いますが、この件についてはですね、担当者や当時の課長さん、それから総務課長さんも交代なさっておりますので、詳細な説明ができかねると思いますが、事業課の経験も豊富であられる町長さんに次ぐ決裁権者であられる副町長さんは、これが一番この事業に携わっておられると思いますので、この継続的な工事があって、ここに手戻りが3,000^mですね。先ほど浜口議員の説明の中では、600万ぐらいの残土の処理があったというようなこともお聞きしたしんですが、その経緯がですね、こういった形で27年度に改正したあとに、すぐ28年度に作りますよと、手戻りのないようにしましょうよと、お互いにという、そういったことはなかったかあったか、あるいはこういったあるがどうすつとかというような指示はされたのかされないのか、そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 27年度の完成におきまして、いわゆる計画高に対して高くなったと。それが約5,000^mだというようなことで、それが5,000^mの高くなった部分については、担当のほうから工事費は発生をいたしておりません。ですね。工事費はゼロですね。だからそういった中で、今度サッカー場芝生化するためのことについて、掘削してどうせ暗渠排水を入れなきゃいけないんだというようなことで、計画高に対して覆土として九電のほうに8,000^mですね、最終的には、やるということで話は聞きました。その間に、費用はどうするのかというようなことになりますが、27年度の5,000^mの部分についても工事費はゼロ、そして今度、九電さんに引き取ってもらうのの工事費はゼロということで、私は手戻りのほうはないというふうに考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 引き取ってもらったうんぬんというのは先ほど聞きましたけれども、よう分かつとつとですが、27年度から28年度に工事引き継ぐ場合、例えば、先ほど盛土、この表もらいましたけれども、この上の分はもう翌年度にすぐ着工するから、その分は最初から盛土として差し引くでいいんじゃないだろうか。そういった打ち

合わせとか何かはなされなかったのですか。そうした場合は、仮に3,000m³が、8,000m³の中の5,000m³の違算の分を除いた場合は、3,000m³なんですよ。3,000m³を盛土として別に埋め込んで、エコアッシュのACⅡを使わんでも、それで足りるんじゃないかと。そういった間の話合いとか何かはされませんでしたかということですよ。そうした場合は、3,000m³、100円にしても300万浮くわけですよ。そこら辺が重要なことだと思いますが、そういったことはされなかったのですか。企画課を含めて、これは財政計画、長期の計画があるはずですので、予算査定とか何かのときに、横との連絡とか何か十分できると思うのですが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 工事の関係です、ちょっと私のほうから説明不足の部分が今まであっているかと思しますので申し上げますが、まず、この拠点避難地を整備する部分で、この残土を除いた部分の山高さですね、真ん中を高くして排水をよくするという対応のなかで、やはりこのやり方っていうのはやはり水が中にたまらないように、当面の有効活用、グラウンドゴルフ等々で利用される際の分を考慮した部分での対応であったと。最初からおっしゃるように、サッカー場が翌年に実際としては着手しておるわけですが、そういう中でフラットでっていうようなことでできておれば、より廃土という部分は必要量が減るわけですが、当面の利用としては、あくまでも拠点避難地の整備の段階では、この高さまで整備をしておく必要があったというような判断が当時あったというふうに理解しております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今の課長の説明は自分が引き受けたからはそうせざるを得なかったんじゃないかなと思いますけれども、この図面を見ますとですね、100mm雨降ったというのをしてもですね、10cmですよ、全表面。いろんな形、10cmバケツを置いて、バケツに10cmたまった水が100mmなんですよ。その100mmもたまった水がこれに影響するのはここだけならばそう大して影響なかと思うですよ。上から流れ込むとかなかではですね。ただ、この場合は、ここに図面いただきましたけれども、側溝はですね、掘削どおりのその分まであるわけですので、両サイドを10mおきとか、あるいは20mおきぐらいに切っておけば、十分に水ははけるわけですよ。そういう計画が私はできると思います。そして、やはり1円でも2円でも少ない町の予算も投入していかんやいかんのじゃないかなと私言うんですよ。そこら辺がどういった形で打ち合わせがなされたのかというて、お尋ねをしたわけです。議長にお願いをいたしますけれども、関連する事業の形態でございますので、今、明神山、紺屋町ですかね、地区に、農林水産課が管理しております臨港道路がつくられておると思いますね。これも継続した事業でございますけれども、この臨港事業の盛土とか残土処理等についてどの

ように処理をされておるのか、お尋ねしてよろしいでしょうか。類似する問題でございます。

○議長（山本政人君） 類似は類似であっても通告をしてありませんね。

○1番（松本良人君） 通告してはございませんけれども、その処理の問題について同じで、どういったことでしてあるかなと思ひましてですね。同じ役場の中で、同じような形をとってあるか。あるいはその処理が、私の考えているような適切な処理をしてあるのかお尋ねをしたいんです。同じ継続工事でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 現在、志岐漁港の臨港道路の建設を進めております。それで、そこで発生した土砂につきましては、一次仮置きで志岐漁港の敷地内にストックしてございます。工事による発生土というよりは逆に必要になってくるといふ工事が多ございます。各工事から発生した残土をそのたびに受け入れて、それで現在3,000 m³ほど不足をしております。最終的には護岸整備がございますので、その200 m部分の護岸整備の裏埋め土に使用するように現在考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ありがとうございます。突然ですね、答弁をいたしまして。私は今のようなやり方が本当に、町のやり方、官公庁のやり方、あるいはベターなやり方、そう思っておるわけですね。同じ町の体制の中で、片や違算5,000 m³をして、それから又掘削して、それを埋めてどうのこうのいうような、何か妙な感じがするわけですね。先ほど申し上げましたように、やっぱり先ほど特に学校関係あたりではもう医療費の問題とか何かいろんなもの出ましたけれども、1円でも2円でも余らかして、そういったほうに使っていただきたい、そういうところが願ひでございますので、今後はですね、ぜひともそういった形で事業は進めていただきたい、そう思っております。

次の質問に移ります。この2点目のですね、灰捨場に覆土として利用するということでございます。この灰捨場に利用するということは、いろいろ問題がありますが、とりあえず九電がですね、無償で引き取るうんぬんじゃなくて、灰捨場の覆土として利用する場合、山代、土砂の代金あたり、九電としてはどのくらいで買い取るのか。もし、それがわからないときは、町の設計単価が1 m³あたりどのくらいぐらいで覆土とか、あるいは埋め戻し、盛土等にする場合に、購入土として計上されるのかお尋ねをします。1点目。

もう1点ですね、町が廃土をする場合に、およそ積み込みとか、あるいはそこまでの距離トラックの料金、埋めたあとの整理とかあるわけですが、単価的にm³あたりどのくらいになりますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、土砂の購入単価の件でございます。これにつきまして、今、公共工事におきましては、一応、見積りを徴収した上で単価を決めるというふうにいたしておりますが、町の町有地等々で、例えば土砂を採取される場合の単価というのはですね、大体100円ぐらいだろうというふうに理解をいたしているところでございます。

それから、先ほどの廃土の m^3 あたりどれくらいになるかということにつきましては、議員申されましたように掘削積み込み、それに搬出先の距離ですね、併せて、その後の整地というような費用を見越したところで、今まで答えております部分では、総額的に経費まで見た上で、大体1,200円ぐらいにはなるんじゃないかというふうな理解の中で、今まで5,000 m^3 を処理をするとした場合に、600万ぐらいかかるというふうなことで答弁をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ありがとうございます。

山代、もし九電あたりが買い取るときは、もう最低100円はいるんだと、金額的には8,000 m^3 買い取った場合は、80万ぐらいいるんだということですね。私なりに考えてみますと、九州電力と町の間にですね、3つの、3つ以上のことも考えられますけれども、まず、土砂の関係ですが、その土砂を九電が必要であるから譲り受けると、ですね、その土砂を譲り受けると。あるいは、九州電力は必要ではありませんけれども、町が困っているから引き取ってやるという方法。それから、九州電力が石炭灰の処理が必要であるため、町が一役買って、九電のその廃土の処理に協力をする場合。3つあると思いますけれども、このどれに値するかというのは検討されたことがございますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 一応、私もですね、この九州電力のほうに引き取っていただくという部分での事務的な打ち合わせには当然参加をしたわけでございますが、今回の拠点避難地の整備からサッカー場整備に至る中で、先ほど町長の答弁にもありましたよう、約1,000万円ぐらいの金が必要だと。そういう中で、なかなか捻出が難しいという状況がございましたので、町長のほうにその旨の報告は当然しておるわけですが、町長のほうからですね、九州電力にご相談をいただいた。それは、あくまでも町が困っていると言いますか、そういう状況があった中で、九州電力では灰捨場の覆土にどうしても土を使われるという経緯がございますので、そこら辺を理解をした上で、九電のほうにお願いをして理解をいただいたというのが、この廃土に至った状況でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 総務課長にお尋ねをしますが、九電は必要でないけれども、町が困っているので引き取ってやるということになります。これはかなりの高額な経費になると思いますね。先ほど、今申し上げられましたように、1,000万円ぐらいのお金がかかるんじゃないかということでございますが、高額な寄附、一種の寄附になるわけですね。寄附の採納とか何かそういった手続きはどのような形でなされますか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 基本的な話で言えば、町が困っているということじゃないんですね。町も排出してほしい。九電もどちらにしろ、よそから買わなきゃいけないわけですから、お互いにいい条件だったんじゃないかと私は理解をしております。あとのことについては知ってる人が答えてください。

○議長（山本政人君） どなたか課長ありますか。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 先ほどの土砂の搬出でですね、九州電力との打ち合わせを行ったということで私のほうから説明をいたしました。実際に、この土砂を搬出するという行為に関しましては、九電との間で覚書を締結をいたしました。その主な内容につきましては、費用の負担の部分でございますけれども、町のほうが九電さんのほうに引き渡します土砂の代金というのは、先ほど概ね80万ぐらいかなというのが松本さんからご理解いただいたところですが、その分については、町は当然無償で九電さんにお渡ししますと。ただし、土砂の掘削・運搬等については、当然、将来的な覆土としての利用が考えられるということですから、九電さんとしても利用されない土を引き取っていただいたわけではございませんので、そういう中でお互いにそういう理解のもとでですね、この協定書、覚書を作成をいたしまして、8,000m³等の土砂をとっていただいたということでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） たしかに、この場合は、九州電力というような大きな企業があったからいいわけですが、ただ、町として企業に残土が多なった、予算が足らんごとなった、あるいは失敗したということですね、これをとってくれんかということでしたら、企業はいろいろお世話になるからというようなことで断ることができんのかなと思うとですね。九電自体も強いて言えば、そういうのに諸々の経費につきましては、我々国民の電気料として返ってくるわけですよ、ですね。そういった形を単純に九電がただでとってくると言うたから、簡単にとっていただいたと。よかった、よかったというような手をたたいて喜んでいいかなと。そして、又、町として、企業に

仮ができるんじゃないかならうかなと思っております。これについては、今、九州電力あたりは石炭灰の処理に相当困っています。又、このあとに、もう入れましたけれども、九州電力が石炭灰の処理が必要であるため町が一役買っておるんじゃないかな、買わせとっちゃつかというような、何かそこに妙な疑惑が持たれるような使い方じゃないかなというようなことが考えられますけれども、そこら辺はどうお考えですかね。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほども申し上げましたように、町は泥を持っていってもらいたいと、しかし、お金もかかると。九電はどちらにしろ石炭灰の覆土にどこからか買って運搬して持ってくる代金はどういうふうに決めておられるか知りませんが、しなきゃいかん。お互いにいい案件じゃなかったかなと。町は泥代は請求しておりません。お互いによかったんじゃないかなと。お互いに貸しを作ったり、借りを作ったりするような状況ではなかったと私は理解をしております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） これまでですね、継続して実施してきました、麟泉運動公園の事業実施にもあまりにもですね、何か不可解な点が私、釈明、すっきりしないところがあるわけですね。最終的に10tトラック、おおよそ1,600台以上の土砂ですよ。8,000m³ということはですね。これはさっきの浜口さんの問題にも取り上げていただきましたけれども、まだその前にですね、先の議会において、私は町長に購入する盛土をなくして、工事から発生する土砂の活用により、事業費を削減するために海拔30mでなければいかんとかって。28mでは駄目だったんですかというようなことを申し上げた経緯がございます。町長は武道館等の建物の関係等で、やっぱ低くするのはどうしてもできないというようなことを申されました。私、2月24日、この28年度に完成した麟泉運動公園を見てきました。現状を見た場合、武道館との釣り合い、トイレの取り付け具合、公園の取り付け道路の関係、片隅に、しかもグラウンドの下に作られた小さな子どもの遊園地、これらの諸々の状況からですね、私は50cmでも1mでも低かったほうがよかったんじゃないかならうかなというような認識をもって帰ってまいりました。こういった状況の中でですよ、残土処理が最終的に無料、無償、九州電力にお互いにプラスになったというようなことでとっていただいたと。九州電力について、少なくとも私の考えでは、九電はそれ以上にプラスになったんじゃないかならうかなというようなことを考えておるわけですよ。灰捨て場が少なくなる。そういったことが今、現在、言われている九州電力、石炭灰を加工してACⅡとして販売する業者、そのACⅡを盛土として利用する町、違算や、先ほど漁港のほうと関係と、こっちの避難地の問題の残土の使い方にも相当差がありますけれども、いろんな違算、諸事情による8,000m³の残土を計上して、多額な費用が私たちの血税でございましてけれども使われている。その辺

の因果関係を町として、どう考えておられるのか、ご回答をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほどから申し上げておりますとおり、町も手出しはその部分ではなかった。九州電力も買わなきゃいけない泥を買わなくてよかったと。お互いにプラスになったんじゃないかと私は考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 実は、今、現在ですね、国内をいろんなマスコミ等でにぎわしているのが東京と大阪と2つありますね。東京都の豊洲市場の問題、あるいは大阪では国有地の払い下げ問題に端を発して、今、森友学園問題が大きく報道されておりますけれども、特に大阪では総理大臣のご親族の方が深く関わっておられたということで、いろんな問題があります。そして、又、東京都等におきましては、やはり議会のチェック機関、そこら辺が問題になっておるわけですね。芥北町では、ご親族の方、身内の方の因果関係はないと思いますけれども、やはり私たちはチェックする、やっぱり立場にあるわけですね。そういったことをやっぱりないがしろにするわけいかんとですよ。こういったことで質問いたしましたが、次の質問に移ります。

3点目にですね、現在の総額がおよそ9,800万円ぐらいですかね、かかっておるということでございましたが、この現在の、これは麟泉運動公園にかかるだけだと思いますけれども、最初からですね、土地の購入、家屋の移転、又、既存しておりました町有の不動産、これは麟泉運動公園の敷地でございましたけれども、そういった場合、敷地は近隣の雑種地等の評価を見ていただければいいんですけれども、そういったことの諸々の分を加味して、大体どのくらいぐらいになりますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 受け持ちがそれぞれでございますので、私のほうからは、まず、拠点避難地に関します部分のですね、整備の部分で事業費をお答えしたいというふうに思います。この拠点避難地の整備に関し、総計で測量試験費ですね、それから不動産鑑定委託料、住宅移転料、工事費ということの中で、拠点避難地の整備の総額は概ねでございますが、2億7,300万円でございます。これについては、緊急防災・減災対策債ということでの借り入れでございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 避難地整備の前にですね、多目的活性化広場ということで整備した経緯がございます。平成11年にですね、県営で、中山間地域総合整備事業で多目的活性化広場として1億600万、これは県営ですので町は負担金として5パーセントの530万を負担しております。それと、そののちですね、平成11年にですね、多目的広場の森林公園の遊具として、林野庁の事業において、町が事業主体で林業

地域総合整備事業を活用いたしまして、事業費が4,815万円で、このうち補助金が3,274万2,000円、事業主体である町の負担が1,540万8,000円の事業の経費がございます。

○1番（松本良人君） 4,000幾らやったですか。全体で。

○農林水産課長（野田尚之君） 全体です、4,815万円です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 総計で5億以上かかっということですね。済みません、私、計算しきらんとですが、どなたかそこら辺で計算しておいでの方、おいででございますかね。ちょっと計算してみてください。私、今、ざっと計算した場合は、教育委員会のほうが、おおよそ1億、農林課が4,800万円、その次に、1億6,000万円、2億7,300円ぐらいですかね。そんならいですかね。5億円ぐらいですね。はい、わかりました。

ある中にはですね、振興計画の中には、投資的な事業として位置付けられて、この事業が進められているということで、振興計画の中には載っておるわけですが、これが完全に完成したあと、町に相当な経済効果をもたらすものと思いますけれども、そこら辺、どのぐらいみておられますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 先ほど最初の町長答弁のとおり、サッカー大会やですね、中・高校生の合宿、社会人チームのキャンプ地としての誘致等の効果を考え、又、特にですね、一般町民の方のですね、皆さまの健康増進を図っていただくということでございまして、拠点避難地としましては、災害時の仮設住宅ということになってるという考えでおります。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私は、先ほど町長の説明の中にもありましたので、そこら辺は漠然としてですね、通常、スポーツ施設にはこういったことをするんだという程度でございますが、5億円という多額な金がですね、使われたわけですよ。そうなれば、企画あたりはこれに対して、町にはどういった形でメリットがあるのかと。町民の方々は、当然、その間を利用して活用した事業等をもって行って、町民の福祉や健康増進のために使ってくださいということだと思いますけれども、経済効果をやっぱり少なくとも5億円の投資をしたならば、10億、15億円の経済効果が町にならんばいかんと思っておりますけれども、そこら辺の算定あたりはしてあるかなか。あるいは、そこら辺どういった形で、こういった形を取りくんでおる。そうでしょう。投資的な事業として振興計画の中には組み込まれているわけですよ。そこら辺、ご説明をお願いをいたします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） その5億円の中にはですね、国の補助金とか、活性化広場については県営事業でやって、町の負担金は5パーセントで500万だったということでございます。経済効果につきましてはですね、芝生の運動広場が完成しますと、あの一体非常にですね、スポーツ合宿等。

○1番（松本良人君） 時間がありませんので。時間止めてください。いらんとば言わんたっちゃ。

○議長（山本政人君） 金額がわかれば、金額だけ。金額ある。ない。今、できない。わかります。それぞれわかる。それなら、松本議員、その金額については、ちょっと精査中ですから、その前に質問をまずして。松本君。

○1番（松本良人君） 町にはですね、町ではグラウンドゴルフとか、ペタンク、その他いっぱい中高年の方々の中で実施されております。それから、いろんなスポーツもされておりますけれども、そういった中でですね、今、グラウンドゴルフ等実施するには、漁港の施設とかあるいは広場をですね、町民の方々がですね、やっぱ無償で手入れをしたりなんかして一生懸命頑張っている。この前、私が福祉課のほうに除草剤とかなとかいと聞いたら、それありませんと。そういったことを聞きましたけれども、そういったことで、相当やっぱり地域の方々が熱心にされておられるところもあるし、かたや数億円、特に5億円かけてですね、つくられているスポーツの広場、かたや0円で一生懸命、毎日ゲートボールとかグラウンドゴルフをやっておられる町民の方々、そこに格差がいっぱいあるんじゃないかなろうかなと。今後としてですね、こういったことが地域でなされる事業については、置き去りにされておるような感じがするわけですね。そこで、又、このですね、この事業、今の事業の1つの事業でございますけれども、苓北町には大きな事業がありますが、例として挙げてるにすぎません。この拠点事業ですね。大型投資に伴う借入金や返済、維持管理費が多額な施設、経済効果が望めない事業や施設が多くある一方ですね、中には町民に不安を与えながら推し進められている事業があります。それが、町財政を圧迫している。私は思います。このことは国民健康保険税とか下水道の使用料の増額がありました。そして、今、地すべり対策についても浜口議員の答弁の中でありましたけれども、私はこれについても相当心配しております。これの地すべり対策あたりは、調査する費用が町になかから調査ができん状況じゃなかですか。調査をして、ここは地すべりがしますからということであれば、それが国とか県に採択ができるんじゃないかなろうかと思うとですよ。それで、交通止めをしたり、何かしたりあるんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、住民サービスがですね、日増しに低下をして増え続けている現状じゃなかろうかと思っております。今後の財政計画をどのように。

○議長（山本政人君） もう既に質問時間を過ぎてます。簡潔明瞭に。

○1番（松本良人君） 今後ですね、財政計画にどのように推し進められていくのか。どう対応されるのか最後にお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そのほかのことはいざ知らず、5億円使ったということの中で財源内訳を申し上げます。2億7,000万円の拠点避難地ですが、そのうち全額を100パーセント、防災緊急対策債でお借りしました。そのうちの元利とも7割は国からきます。ですから、3割町が払うということになります。それと、先ほどの元の緑地整備、中山間整備事業でやってるやつですが、それは主に1億ちょっと、5パーセント町が負担をして完成させていただきました。そのあと、林地総合整備事業でやった遊園地も相当古くなっておりまして思い切ったわけでございますが、これも4,800万円の中で町が1,500万円ほど出しております。これは全体の額で言えば、5億、5億とおっしゃいますけれども、町の負担額を考えますと、長期的な債務行為にはですね、相当案を練ってやっているということで考えているところでもございます。今、又、サッカー場つくっておりますが、ネット代も入れまして6割近くを補助でいただいているところでもございます。あとについてはですね、本当にやるべき仕事、特に都呂々の地すべり等々はですね、もう少し具体的な金額も詰めまして、国・県のお手伝いもないのかどうか、しっかり把握してですね、なるべく早く具体性をですね、見て調査をして、どこまでやらなきゃいかんかということはやっていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） あとですね、経済効果等の金額が算出しておれば、総務課長、これまとめて、松本君に報告してください。それから、経常経費については担当課長がのちほど報告をしてください。

これで、松本良人君の一般質問を終わります。

ここで、大変長くかかりましたけどですね、昼食のため、1時45分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後0時43分

再開 午後1時45分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。通告4番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告4番、3番議員、高戸幸雄です。

議長のお許しをいただきましたので、只今より通告に従い一般質問を行います。

私は、今回は、1つ目に、平成29年度予算編成について、2つ目に、非常時災害発生時における職員の動員発令について、以上の2つの項目について一般質問を行います。

す。

まず最初に、平成29年度予算編成について。苓北町では、苓北町振興計画「ふるさと苓北未来プラン」として、基本計画で示された「安心して住めるれいほく」「いきいきと暮らせるれいほく」「ふるさとと呼べるれいほく」の3つの目標を掲げ、その実現を目指し、実施計画書で具体的な事業を示し、予算の編成に取り組まれたものと解しているところでございます。

町長自らが、平成の大合併にも加わらず、単独でも地域が輝くまちづくりを目指し、数々の問題にもはつきりとした目標を定め、これまで町民の先達として歩んでこられたものであると私は解しているところでございます。

ところが、最近の財政見通しでは、実質単年度収支において、監査委員からの提出のあった決算審査意見書をもとに考えるとき、一般会計において、平成25、26、27年度、過去3年間いずれも赤字となっており、見通しは大変厳しいものと解しているところでございます。

このような状況下のもと、最近、重点施策というものの、交流人口拡大につながる予算が大きなウェイトをなしているのではないかと感じているのは私だけでありましょうか。

平成29年度予算編成にあたり、交流人口に関連した事業をお尋ねいたします。

次に、実施計画の中で、1期にかかる事業について伺います。というのは、学校施設整備の中で、給食センター設備改修事業として、平成29年度から30年度、2ヶ年間にわたる計画がなされています。その内容の説明を求めます。

次に、先の臨時議会で、国民健康保険の税率改正の折、質問しました、そのときの内容と一部重複しますが再度伺います。保険給付費不足に伴う税率の改正が可決されました。しかしながら、税率改正をしても一部不足するため、その対策として熊本県から借り入れを行い充当する旨の計画が提示をされたところでございますが、今、改めて、平成30年度から国保事業主体が熊本県に移るとき、借金を残したままの状態となるといかなものだろうかと思っているところでございます。私たちの町は、当初述べましたが、平成の大合併にも加わらず、単独の道を選択したわけでございます。そのような背景もあろうかと思えます。又、農林水産業に従事しておられる自営業者の方を始めとし、現在は勤めておられますけれども、住民のほとんどの方が後期高齢者医療対象となる75という年齢までには一度は必ず通るのが国保の道ではなかろうかと思うところでございます。

以上のようなことがらを鑑み、再度、政策経費として、一般会計からの繰り入れを検討すべきではないかと解しますが、いかがでしょうか。

次に、2つ目の非常時・災害発生時における職員の動員発令について質問を行います。

す。苓北町では一昨年6.11大雨による大災害が発生いたしました。そして、熊本県下では、昨年4月に熊本大地震が起きました。改めて、今、日頃から防災対策の重要性を感じたところであります。さて、本町では、毎月10日を防災の日と定め、防災行政無線を通じ、町民の方々に対し、防災対策の啓発に努めておられます。又、災害対策基本法の規定に基づき、防災対策に万全を期することを目的に地域防災計画が定めてあります。計画書第4章第2節災害対策本部等の設置の中で、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合として、第1次警戒態勢に始まり、第2次警戒態勢へとその後、災害対策本部設置と、又、その計画の中では、職員の配置体制等が組織内容が搭載されております。特に動員の発令にあつては、伝達の方法、又、参集場所まで示されている状況でございます。そこで、先に、熊本市が災害発生を想定し、職員の手動対応確認のため、抜き打ちの防災訓練を行った旨の報道がなされました。あと、数ヶ月たちますと、梅雨の時期を迎えます。その時期を前に、苓北町でも行動に移すべきではないでしょうか。いかがですか。見解を求めます。

以上で、私の2項目にわたる一般質問を終わります。

答弁を得たのち、再質問は一問一答方式により、自席にて行いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、平成29年度予算編成にあたり、交流人口に関連した事業の質問でございました。

平成29年度の予算編成にあたりましては、「安心して住める町」「いきいきと暮らせる町」「ふるさとと呼べる町」の目標達成に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った事業に重点を図ることとして取り組んでまいりました。

又、重点的取り組み事項として、交流人口の拡大につながる施策、地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策、町内産業の支援育成につながる施策、地域社会を担う個性豊かで多様な人材確保と、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策、5番目に、新たな財源確保につながる施策、この5つの施策を掲げ、予算編成を行ったところでございます。

お尋ねの交流人口に関連した事業につきましては、重点事項にも掲げておりますが、内容といたしましては、崎津集落を構成資産に含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据え、長崎天草航路の更なる普及活動、情報発信等に取り組むとともに、航路対策協議会事業、熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用したレンタカーの実証実験など、航路の持続的な運航の確保と航路利用者の利便性の向上を図り、交流人口の増加に努めます。

次に、今年度、芝生化した麟泉運動公園施設の充実を図り、坂瀬川グラウンドと併せ、更なるスポーツ合宿の誘致に取り組むとともに、イベント事業におきましては、苓北じゃっと祭、吟詠大会、夕やけマラソン、九州オルレ天草苓北コース、更に、現在、商工会が中心となって事業計画がなされているお城祭りに参画するとともに、第3期富岡志岐地区都市再生整備計画事業による築地塀等の整備、町のPR事業を含め、町の特色ある歴史を生かした交流人口の拡大を図ります。このことにつきましては、長崎崎津間の新たな航路もできたという質問もございました。競争相手ができたわけですが、富岡茂木間は定期航路でございます。その定期航路の優位性をいかに生かしていくべきか。このことをしっかりと捉えた中で、今、地域協議会を立ち上げまして、この航路がですね、永続性をもった経営がなされる、そのことを今、協議会に諮りまして、今後、国土交通大臣に申請をいたしました中で、今後の経営安定に向けた状況を作り上げていくということも大きな課題になってきているところでございます。

次に、実施計画の中での学校施設整備の給食センター関連のお尋ねですが、学校給食衛生管理基準によりますと、調理場は換気を行い、温度は25℃以下、湿度は80パーセント以下に保つよう努めることとされておりますが、給食調理場の現環境においては、米飯周辺で、温度34℃、湿度76パーセント、洗浄室では、温度35℃、湿度91パーセントと非常に悪条件のもとで作業をしておられる状況でございます。

振興計画実施計画では、この環境対策といたしまして、平成29年度に設計管理委託及び工事請負費974万7,000円、平成30年度には管理委託工事請負費1,555万8,000円と、2ヶ年にわたり改修事業を計上しているところでございます。これもいずれもですね、補助金のない単独事業でございますので、財政担当はですね、非常に苦慮したものと思われておりますが、これはやらなければならないことでございますので、そういう計画を立てたところでございます。

しかし、今年度、連続炊飯器が故障いたしまして、現在一部手動で対応するなど、いつ使用不能になるかわからない状況となっておりますので、平成29年度は連続炊飯システムの交換修理、約1,100万円を優先して行い、換気設備改修事業につきましては、平成30年、31年度で実施するよう計画の変更を行います。

次に、国民健康保険特別会計に一般会計からの繰り入れの検討要望についてでございます。国民健康保険特別会計につきましては、先日、厚生労働省が発表した平成27年度の全国の財政状況では、2,843億円の赤字であったとのことでございます。この要因につきましては、被保険者の高齢化に加え、高額の治療薬の利用などで医療費が伸びていることが要因だとされております。我が町もその例に漏れない地域であると考えます。苓北町の国民健康保険特別会計の財政運営につきましては、特別会計独立採算制の原則により、前年度までは財源不足を繰越金の充当や国保財政調整基金からの繰り入

れによる補填、そして保険税の値上げを食い止めてまいりました。このため、県内でも高い水準であった医療費を今度は安い水準の国保税の負担額で維持することができておったわけでございます。他の自治体にあつては、3年から5年ごとに見直しを行っておられる中、11年間も国保税率の改定を見送ってまいったところでございます。これもやはりやりくりをしながら、この財政健全化、健全化には結局いきませんでした。値上げをするという保険税の値上げについては阻止できたのではないかと考えております。しかし、先ほども申し上げましたような要因が出てきておりまして、本年度は基金残高の減少により、やむなく国保税率の引き上げをお願いすることとなりました。又、税率を上げるということは、私も大変心苦しくて、残念なことではあるわけでございますが、税率引き上げの軽減策として、熊本県広域化等支援基金貸付金から借入れを行うこととしました。先ほど、ご指摘のありました案件でございますが、これは無利子で貸していただけるということでございます。これを分割して、一般会計から払っていくということで、これはまさに一般会計からの繰り出しでございます。約3,200万円ほど計上してございます。国民健康保険特別会計につきましては、一般会計から法定の繰り入れの制度がございますが、これまで法定外の繰り入れを含めまして、年間約1億円の一般会計からの繰り入れを行ってきたところでございます。このうち約35パーセントは国、県からの補助金がございますが、そのほかは一般財源でございます。平成29年度の新年度予算では、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金として、9,436万4,000円を計上しておりますが、人件費等も加えますと1億1,087万9,000円が一般財源からの繰り入れとなります。新年度予算繰入金のうち、法定外の繰入金は1,450万4,000円、それに加えまして、財政支援分として890万2,000円を計上しております。更に、平成28年度で借入れを予定しております2,400万円あまりの返済金につきましても、一般会計から支出するように考えているところでございます。

以上のように、一般会計から相当の金額を繰り入れておりますが、国民健康保険特別会計につきましては、今後の医療費や財政事情の動向も見ながら、一般会計でどこまで支援できるか。これは1つは、国保会計加入者が2,100人ちょっとしかいらっしゃらないんですね。ですから、ほかの会計に入っておられる方とのみあい考えながら、どこまでできるのか。最大限どこまでなのかを今後ともですね、詰めていきたいと思いますが、しかし、医療費というのは我々の予測できないところで発生いたします。27年度並みの医療費が発生いたしますと、又、相当きつい思いをするのではないかなという予測ですが、それ以前、下がった時点の中に戻ってくれば、これは非常に財政が安定するのではないかなと。医療費の状況がですね、やっぱり今後の国保会計制度の中で大きな比重を持っていると。その中で、どこまで一般会計から繰り入れができるか。研

究をしていきたいと考えておりますが、今までもやっていないわけではございません。相当の金額を入れているわけでございます。

次に、非常時・災害発生時における職員の動員発令について。これは、苓北町では、一昨年6月11日の豪雨災害の発生を機に、災害発生時における迅速かつ的確な応急支援活動に即応できるよう、初動体制の訓練として、昨年3月3日に防災図上シミュレーション訓練を実施し、職員の災害対応能力を高めるとともに、組織といたしましての災害対策本部体制の充実強化を図ってまいりました。このような中、4月14日には、あの熊本大地震の前震が発生し、関係職員がただちに役場へ参集し警戒配置につくとともに、情報収集や家屋・施設の被害状況等の把握にあたりました。又、地震の発生を受けまして、4月15日には、ただちに災害対策会議を開催するとともに、全職員を会議室に集め、今後の地震への警戒と対応体制について改めて再確認を行ったところでございます。以降、4月16日の本震発生を受けまして、引き続き、警戒配置や自主避難所の開設、対応、被災自治体への支援等の対応を続けてまいりました。

以上のようなことで、これまでの状況を踏まえまして、高戸議員のご提案の職員の初動対応訓練につきましても、今後もいつ何時発生するかわからない自然災害に備えまして、万難を排するため、実施を計画してまいりたいと考えているところでございます。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

順番が少し逆になりますけれども、非常時・災害発生時における職員の動員発令のほうから再質問をさせていただきたいと思います。間もなく4月になりますと、新年度を迎えるわけでございます。当然のごとく異動があるわけですね。そこで、最初の集団行動として、ぜひこの初動対応の訓練をしてほしいと思っている次第でございます。そのことによって、検証を行うことによって、数々の問題点と言いますか、現れてくるだろうと思います。できるならば、指定管理施設等々がございます。以前は、そこに常勤と言ったら語弊になりますけど、勤務していた職員もおりますけども、コミュニティセンターを始め、各出張所も非常勤の職員で構成をされております。そういったところでいろんな問題が出てくるのではなかろうかなと思います。それと、よく言われます学校の管理について、新年度であれば、校長先生の異動がどうなるかわかりませんが、校区内に校長先生がいなかった場合の対応等々についても考える必要があろうと思います。そういったことを踏まえ、初動訓練について、計画のとにかく梅雨前にはですね、ぜひともやってほしいと思うんですけども、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 初動対応訓練につきましては、先ほど、高戸議員からもあ

りましたように、梅雨前の時期までのなるべく早い時期に実施を計画したいと思っております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。やはりですね、以前は、宿日直制度が私たちが勤務していたときにあったわけでございますけれども、風水害ばかりでなく、特に、火災があった場合にはですね、近隣の役場の職員の方が、それぞれすぐさま出てきていただいて、電話の対応とか何とか、言われなくてもですね、あたっていただいた経緯がございます。そういったところで、住民の方々はやっぱり役場の職員に対する期待感が多いと思ひます。付近の職場にかけてよりも給料が高いではないかという声も聞きますけれども、それ以上にですね、日頃からちょっと言い方は語弊、拡大と言ひますか、なると思ひますけど、24時間町のことを思っているのではないかと私は思っているわけですよ。そういったことも含めまして、風水害ばかりではなく、家屋火災のあった場合に、その対応についても考えてほしいと思ひます。

それから、やはりですね、服装もまず大切だと思います。以前、大きな災害があったときに、翌日職員が集められまして災害調査に回った経緯がございます。そのとき職員の服装がそれぞれバラバラで、ちょっと、事業課はですね、比較の日頃から災害服に慣れておりますんで、そういったことはないわけでございますけれども、事業課以外のことで、なかなか服装の統一まではうまく具合に運ばなかったという事例があったわけでございます。それで、やはり服装をピタツとしてると、やっぱ大したもんだと、まず住民の方が何回も言ひますけど、安心感が生まれます。やっぱその安心感を補う意味から、再度ですけども、ヘルメットはですね、必ず必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今、お話がありました防災服につきましては、全職員対応しております。新人職員の場合は、新たに入ってきた折にですね、寸法を測りまして、作らせております。又、ヘルメットにつきましては、現状では、今、高戸議員がおっしゃるように、防災担当課、又、事業課以外の課につきましては、不足している状況でございますので、今後配備を検討をいたしたいと思ひます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、教育委員会のほうも、先ほど言ひましたけれども、やはり学校の管理職と言ひますか、校長先生たちができるならば、苓北町に在住してほしいという考えがありますけれども、いかんせんいろんな問題があると思ひます。そういったところで、校長先生に変わる例えば教頭先生たちにすぐにでも対応ができるような日頃からの体制について、再度、この場を借り

て確認の中で訓練に参加していただけないかなと思うわけでございます。

それから、各指定管理施設につきましても、できるならですね、訓練のときにやはり住民の方は、例え出張所あたり電気がつくことによって、少し安堵感が生まれてくるだろうと思います。そういったことで、例えば、都呂々・富岡・坂瀬川出張所の管理については、一次体制、二次体制でそれぞれ決まっていると思いますけれども、何かその後の地区の出身の管理職は自動的に一次対応で役場のほうに参加するわけでございますので、二次対応に向けて、できるならば地区出身の課長補佐クラスに鍵を一つ与えておくと言ったらちょっと語弊がありますけれども、そういった考えが、どうですか。再度、お答えを願いたいと思います。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 各出張所の対応につきましても、今、高戸議員からご提案をいただきましたので、再度そこら辺は分析をしてみたいと思います。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） ありがとうございます。

それでは、次に、平成29年度の予算編成について、再度、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどから、交流人口の拡大につけての答弁があったわけですが、やはりいろんな交流人口の拡大について、特に再三再四わたって、都市再生の事業の質問がっておりますので、私も質問させていただきたいと思いますが、新年度の予算の説明書と言いますか、それをいただいたわけですが、その中に富岡港船客待合所の改修事業に伴う設計委託は計上してあったわけですが、ほかの事業について、補助分、単独分というふうにして事業名がわかっておりません。ですから、できるなら都市再生の事業について、もう大手門はですね、いろんな場合で又、出てまいりますので、それ以外に都市再生事業に絡む事業があったならお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 29年度の予算の中で、都市再生整備事業の大手門以外の事業につきましては、二の丸の築地塀の整備事業、それから、只今、高戸議員からありましたけれども、富岡港船客待合所の改修設計費、それから、イベントの広報活動、観光情報発信の事業費を計上しております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 3番目の事業で、もし具体的にこういった内容ですってわかっただら、再度お願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 都市再生の提案事業としまして、まちづくり活性化推進事業という中で、広報活動支援情報発信ということで挙げておりまして、町歩きガイドの業務委託、それから、観光案内板、各施設の案内表示板、九州オルレ荅北コースの整備の看板設置、それから、長崎・熊本方面の電車の中吊り広告というような事業を考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） そうすると、事業費といいますか、工事を伴う事業は、別に、築地塀以外はないわけですかね。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 大手門と二の丸の築地塀以外は、設計費とこの宣伝のソフトの費用になります。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） はい、わかりました。富岡港の船客待合所の改修事業に伴う設計委託が300万円程度、29年度予算で計上してあるようでございます。そうすると、これから逆算すると、あとは工事に入ると管理委託が出てくるし、それと、そのパーセントかけると、おおよその工事費もわかると思いますけれども、そのことについては新年度予算の中で随時お尋ねをしたいと思っているところでございます。とにかく、交流人口の拡大に伴う予算が大変、先ほど申しましたとおり、大きなウエイトを占めているのが現状でございますので、この辺については随時一般質問なりして、その都度、その都度、又、答弁、回答と言いますか、それをいただきたいと思いますところでございます。

それでは、続いて、共同調理場の整備について再質問を行いたいと思います。まずは、大変厳しい職場環境の中での勤務ということについて、大変よく理解されているようでございます。私も一時期、場長として勤務をいたしました。議会の本会議ですね、このような答弁をいただいたことに対し、その発言を重く受け止めておきたいと思えます。29年度は、本来ならば換気設備の改修の予定だったけれども、連続炊飯器の改修に変更せざるを得ない状況であるという回答でございました。それはそれとして、結構でございます。ただ、改修にあたってですね、聞くところによりますと、ガスの炊飯器に変更されるというふうに聞いた覚えがあるんですけども、それが本当かどうかということをもっと回答をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） ガス式に変更する予定でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 実はですね、調理用玄関にはですね、平成12年度電源立地促

進対策交付金施設という表示がなされております。一般の調理場はそのとき、私、勤務しとったときは大抵ガスの炊飯器でございましたけれども、IHということで、電源立地の町村だからオール電化かなと思っていたわけでございますけれども、職場環境の改善となるとですね、やっぱりガスの炊飯器よりもIHのほうがいいんですよね。当然のごとく、ガスならば炎が出ます。炎が出ると、付近は大変暑くなります。IHならばですね、本当その直近だけなんですよね。そういったことを考えると、やはりたぶんガスのほうが燃料的に安いのかなと思いますけれども、安いだけで今まで電源立地の交付金でできた施設を改修するときはガスですよというふうに変更されたのには少し違和感をもつわけでございますけれども、いかがですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 連続炊飯器のですね、改修につきましては当然ですね、IH式ということで当初考えておりました。うちですね、調理場では1日約60kgのですね、精米炊飯能力があれば事足りますが、各複数メーカーに問い合わせたところですね、IH式ですね、そのような規格がないと。最低でも140kg以上だということですね。1日の処理能力が140kg以上の分しかないということで、しかも、改修費用が2,600万とかかるということで、ではガス式ではどうかということで再度問い合わせたところ、1日70kgであると。ちょうど苓北町に合致しております。費用もですね、1,163万円と、IH式に比べまして2分の1以下になるということでございまして、やむなくですね、IHがよかったということは重々わかっているんですけども、導入費用面についてですね、安くなったということで採用させていただきました。なおですね、排熱ブースを設置するとしてですね、熱対策にはですね、十分配慮する予定ですので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 不満は残りますけれども、そういった事情ならばですね、やむを得ないだろうと。ただし、そこで働く人たちについてはですね、再度、連絡をお願いしたいと思います。そうしないと、今までの職場環境と又、変わってまいりますので。できたらですね、ガスの炊飯器は一步譲ったといたしましても、ほかの食材の調理するところについてはですね、従来どおり揚げ物とか何とかするところについては、できるだけ今の環境をそぐわないような対策をしてほしいと思います。課長もご存知だと思うんですけども、大変きれいな職場なんです。あれはですね、たぶん私、素人でございすけれども、すすが出ないからかなと思っております。換気に対しては、まだこの次に30、31年度ですか、やれるということで、職場環境の改善につながるからそういったことは考えんちゃよかなって言われれば、そうかもしれませんけども、今の職場環境を保つ意味からでもですね、ほかの揚げ物とかいろんなところについては、金額が高い

かもしれませんが、できるだけせつかくの電源立地対策交付金施設でございますので、ご理解を、反対にこちらのほうからお願いをしたいと思います。今、給食についてはですね、今度、荒尾が市長さんが変わられて、何か給食の無料化を9月の補正予算で出すというふうな今度出るんですかね。新聞報道がなされており、県下の自治体では、水上と山江村ですか、が給食費は無料化なんだということを聞いた覚えがございます。私は給食費を無料化にせろとは言いません。いろんな家庭の事情がある方については、それぞれ支援がなされているのが現状でございますので、そこまで申しませんけれども、やはり今、給食に対する町民と言いますか、国民と言いますか、その目が、いろんな目から給食費に対する関心が高くなっているのが現状でございますので、よろしくお願いしたいと思います。それから、実は電源立地に関して、以前町長がですね、平成29年第13回の議会定例会2日目の一般会計補正予算の中での説明のほうにですね、これは例の株式購入の折です。3万株ですかね、の折に、九州電力と苓北町は運命共同体なんだという発言をされた議事録が掲載されております。今、現在の段階でもですね、何らその考えと町長変わられておりませんか。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 何ら変わっておりません。しかも、九州電力は4月1日はガスも一緒に売り出します。そういうことでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） ありがとうございます。今、ほかの電力会社もですね、いろんなところとタイアップしながら、新たな燃料に向けて発電をされるのが新聞報道等がなされておりますので、私もちょっとだけは知っているつもりでございます。そういったことで、ガスもやるんだからますます関係の深くないやかねと言われれば、そうかもしれませんが、そのときは何か助言でもですね、いただきながら、では苓北町の調理場は今、IHですというけども、どがんね、九州電力で1回モデル調理場としてやってみんなっていうぐらいの考え方と言いますか、できたらですね、広聴と言いますか、それをやってほしいなと思います。

次にですね、国民健康保険に対する一般会計からの繰り入れで、何回も何回も質問します。今回が、最後の質問ということで、ご理解を願いたいと思います。私はですね、一般会計から確かに法定外繰り入れについても、あっているのは承知をしております。そこで、この前も言いましたけれども、政策的経費、つまり一時的な経費として、法定外であと一步出していただけないかなと思うわけでございます。今回、熊本県国民健康保険広域化等支援基金というところから借り入れをするんだということで、補正の項、地方債の中に名称が載っております。そこで、初めて私も耳にしますけども、過去も含めてですね、県下で借り入れた自治体があったら教えていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 今回、私どもがお借り入れをする、この基金についてでございますけれども、過去借りたところがある自治体があるかというご質問でございますけれども、平成20年度に現熊本市にもう合併されましたけれども、旧植木町が平成20年、それから平成22年に大津町、それから多良木町がこの基金を活用しているというふうにお聞きしております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 熊本市はですね、滞納が大変多いということで分かっておりますので、こういったところからお金を借りたんだと今改めて思うわけでございますけれども、植木と大津と多良木ということで大変財政規模も大きいし、ええ、こんな町村が借りるのかなと改めて今、感じたわけでございます。大津なんていうのは苓北町以上にですね、今では、町長ご存知だと思いますけれども、財政力指数にしても何にしても大きな町でございます。ただ、多良木については、あそこに公立病院がたしかあったと思いますけれども、そういったことも1つの要因かなと改めて思うわけでございますけれども、とにかく熊本県国民健康保険広域化等支援基金ですか、なるべくならですね、こういった基金を利用しないで運営していくのが一番いいと思うんですけども、やっぱり借り入れを行うわけですね。

ただ、当初質問した折にですね、町長の答弁の中で、県支援金の返済については、一般会計から支出も考えているという返答をいただいております。最後にはですよ、一般会計からどこまで支援ができるかが今後の検討課題であるという答弁をいただきましたけれども、間違いありませんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 答弁の中でも、一般会計から支払っていくということで申し上げたはずでございます。今の状況でいけばですね、この借り入れをすることで、又、保険税を抑えられることができたんですよ。だから、これをしないとますます大変なことになる。そういう状況でございます。次からもですね、高額な医療費の支払い等が出てきますと、非常に苦しい財政運営になってくると思います。そのときでも、なるべく保険税の値上げをですね、抑えない。あるいは、最小限に抑えるような工夫をしていきたい。まず、医療費は生きものでございますので、とにかくこれから年度を明けて、どういうふうになるか。そして、又、この年度内もまだ28年度内の3月の数字も出てきておりません。予測でございますので、そういう動きがある医療費でございます。非常に苦慮しておりますが、とにかく11年間も値上げをしなかったという、そういう実績も一つくみ取っていただきたいと思います。今後もですね、なるべく保険税を上げなくていいような状況を作り出していきたいと考えますが、説明のときに2万6,000円

平均で上がると担当課長から申し上げておりますが、これは平均です、全員の。で、非常に所得の低い方々には7割軽減という制度があります。その方たちが大体加入者の40パーセントあまりいらっしゃるわけですね。その方たちは5,100円。月になおすと、10回払いですから510円で、これを12ヶ月に割りますと500円以内ということでございます。これは上げることはものすごく心苦しいわけですが、それが、どうなのかというのはそれぞれの立場の人で、やはり考え方が変わってくるのではないかと考えております。先ほどの広域化支援事業から借り入れたことについても、そういうことをしたおかげで、7割軽減の方々は月に510円増えると。12ヶ月にすると、くどいようですが、500円以下になると。高いと思っておられる方、きつかと思っておられる方もいらっしゃるかと思います。どうかその程度に抑えられたということも、この広域化支援金をお借りしたということが一つの要因になっているとご理解を賜りたいと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は、前回の議会でも意見として述べましたけれども、やはり何回も言いますが、30年に熊本県下と一緒になるとに、借金を持った町村と、借金って、まだ町長からいろんなことを言われると思いますけれども、それに対して少し町長もいろんな場で発言されると思います。町長、そういったあんたはこっから借金しとっとよんという立場があったときはですね、やはりそのことを考えるとこの際改めてですよ、今、法定外支出繰り入れをしておられるかもしれませんけど、2,300万円、2,400万円と借り入れる必要があるというならば、それを一般会計、財調でも取り崩して法定外の中に繰り入れてですよ、さらもんと言いますか、ひとつも借金のない形で運営主体を熊本県に移行されるのが一番いいと思って何回も申し上げます。しかしながら、いろんな考えもあられるようでございますので、もう、これ以上あえて言いませんけれども、今後とも国保会計、大変とは思いますが、最大限のですね、一般会計からの繰り入れについてご配慮を賜りたいと思うわけでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 高戸議員、そして、この前もご理解を賜れなかった方々の気持ちは十分わかります。しかし、国保会計は独立採算ということでございます。それにもかかわらず、今説明したように1億5,000万円ぐらいは入れてるわけですね。今度借り入れるやつも一般会計で払っていきますから。大津町がたぶんそうなのは独立会計ということを考えながら、ある程度は入れられたけども、そのほうが財政的にもきつくなるということ考えられたんじゃないかと。

ちなみに、今年度の国保運営協議会の県の、私、副理事長をしておりますが、あえてこのことを発言させていただきました。何でもかと言うと、前も言ったかもしれませんが

が、やはり非常に効き目のいい薬が開発されるんですね、それはありがたいことです。ありがたいかもしれませんが、この前、例にとりましたオプチーボ、3,500万円でした。この前までは、今年度はですね。それが、あんまりにも効きすぎて底辺も広がった。しかし、それぞれの自治体の国保会計で大変困ったことになってるんで、国もですね、その要望を聞いて、やはり値下げをせざるを得なかった。うちもそれに該当するような状況もございました。それで、あえてそういうことを含めて保険適用をなさるときには、やはり国保会計等ですね、財政状況もしっかりと見定めた中で、しばらく普及が進むまでは激変緩和措置をとっていただきたいと。これに異議をとない人はいませんでした。例えば、熊本市だって、あれだけ74万の町ですけれども、しかし、1,000人もオプチーボを使ったらどうなりますか。隣にいた熊本市長に聞いたら、うちはどがんして潰れてしまいますという話でした。でも、効き目があるのを使っていただくということは非常にいいことなんですが、我々も国保会計の独立性を考えながら、先ほどお答えしたように、どこまで一般会計から入れて、ほかの方の不満が出てこないか。それと併せまして、先ほども言いましたように、7割軽減、5割軽減ございます。7割軽減の方は、本当、月に500円です。それが、通常の医療費に戻ればですね、又、保険税の値上げもしなくてよくなります。とにかく11年間上げなかった。3年から5年、どこでも上げてるんですよ。そこは、そこで上げたから評価できないとなれば、もうそれまででございますが、私はよく頑張ってきたなと。今回は申し訳ないけど、ご協力いただきたいという気持ちでございます。本当に申し訳ないと思ってます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 町長がそういったこと言われましたので、あと7分でございますけれども、私も時間オーバーして何ですけれども、大きな金額が医療費がかかった場合にはですね、ここに歳入の中に共同事業交付金という項目がございます。これで、今年度補正を含めて、3億3,700万円というばく大な収入があるわけでございますので、もう少し、このですね、運用と言いますか、それについて、町長がそういった立場でおられるならば、してもらいたいと思うわけでございます。そしてから先ほど申しましたとおり、後期高齢者の75までは大抵一般の人と一緒に。1回は必ず通るわけでございますので、ここに対してもご理解を、私はいつも反対のことを言いますが、ご理解を願いたいと思います。できるだけ、一般会計からの繰り入れについて努力を今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 今回の補正につきましては、まず、拠出する額、医療費等もある程度、平均をとりまして精査をいたしました。入ってくる交付金等につきましても、確定した分。まだ調整交付金をはっきり確定はいたしておりませんが、

その辺を十分精査した上で、それでもなおかつ足りないということで、今回の支援金のお借り入れに金額に至ったということでございます。確かに、共同事業というものはかかればかかったしこ出す分は少なく、もらう分が多いということで、それだけ分の金額が入ってきたということでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。いいですか、町長。

○町長（田嶋章二君） はい。

○議長（山本政人君） はい。これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、野崎幸洋君。

○7番（野崎幸洋君） 通告5番、7番議員野崎です。

通告しておりましたファミリーサポート事業立ち上げについて、お伺いをいたします。

苓北町は他の市町村と比較しても、子育て支援対策など児童福祉に関する事業はある程度進んでいるとは思いますが、なお一層の苓北町の子育て支援の充実を図るため、ファミリーサポート事業を実施できないか、お伺いをいたします。

この事業は、天草市でも平成25年7月から既に施行されていますが、子育て中の共稼ぎ夫婦などが仕事と育児の両立ができるよう、地域で支え合いながら子育ての環境を整備するもので、育児の援助を受けたい方、保育園及び幼稚園児から小学6年生までの子どもがいる家庭、これを依頼会員といい、育児の援助を行う方、保育士又は看護師の資格を有する者、これを協力会員と言いますが、依頼会員と協力会員を会員制として組織し、会員相互の活動を支援するファミリーサポートであります。

例えば、仕事や急用などで保育園・幼稚園の開始時間前、保育園・学校施設の終了時間後に、子どもを送り迎えできない場合は、児童の軽度の病気や病後児、ただし保護者が児童を医療機関に受診させたあと、事前に決められた条件を満たし、預かりできる状態であるとセンターが認める児童に限ってお預かりし、又、保育施設等の休日などに臨時的に児童を預かるサービスなどが主な事業内容であります。利用料金については、天草市の場合では、月曜日から金曜日の午前7時から午後8時まで1時間600円、土・日・祝祭日や夜間等1時間700円となっており、料金の半額を天草市が助成しています。なお、おやつや食事、交通費等は実費となっているとのことでした。利用実績はどのようなかお尋ねをしたところ、平成27年度は延べ1,655人の方が利用されており、1番多かったのが保育・学校施設の時間外の一時預かりが多く、病後児預かりも利用があったと聞いております。このように若い人が安心して子育てと仕事の両立ができる環境をつくるために、このファミリーサポート事業を苓北町でも実施できないかお尋ねをいたします。

次に、総務省が財政支援している地域おこし協力隊の活用についてお尋ねをいたしま

す。地域おこし協力隊とは、２００９年安倍首相の地域創生事業として、総務省が制度化し、地方自治体が全国から協力隊員を募集・選考し、地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭りの復活、地域ブランドや地場製品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用などの商店街活性化、農業支援など様々な地域協力活動を行っていただくものがあります。隊員一人につき、原則として報償費等２００万円を含む４００万円を上限として総務省が財政支援を行い、活動期間は概ね１年以上、最長３年までとなっていますが、３年を超えても活動の継続は可能であり、最終的にはその地域への定住定着を図る取り組みがその主な活動となります。総務省によれば、隊員の４割が女性、８割が二、三十代となっており、又、２０１５年２月の調査によると、任期終了後、５割が任地の自治体に、１割が任地の近隣自治体に定住しているほか、定住した隊員のうち、５割が就業、２割が就農、又は起業しているとのことであります。又、募集した自治体のアンケートでは８割が大変よかった、もしくはよかったと回答され、その７割は今後もこの制度を活用する予定との結果が出ております。平成２７年度の隊員数は全国で２,６２５人、自治体が６７３、熊本県で見ますと、天草市、上天草市を含み、３９市町村がこの制度を活用されております。

町長マニフェストの中に、「世界遺産登録実現による交流人口の拡大」として、「富岡城・志岐城・富岡港を重点整備し、観光産業、宿泊施設や商店を活性化します。」とあります。又、商工会では、町の協力のもと、「富岡城お城祭り」を、今年１０月２９日を開催予定に準備を進めているところでもあります。こういった観光や地域のイベントの活性化に向け、町外の方の目線から苓北町を客観的に見て、どうしたら成功するのか。又、どうしたら、苓北町の活性化につながるのかを一緒に研究・協力していただくために、地域おこし協力隊を募集してはどうかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

以上、質問終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、第１番目、ファミリーサポート事業の立ち上げについてでございます。ファミリーサポート事業につきましては、議員ご紹介のとおり、乳幼児や児童を有する子育て中の共働きの世帯で、乳幼児や児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として、相互援助活動に関する連絡調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業であります。国の補助事業となっております。このファミリーサポート事業につきましては、今縷々、私が回答しようと思ったこと全て指摘なさいましたが、書いておりますので答えさせていただきます。

町内各保育園へお尋ねをいたしましたところ、園児の保護者等から実施の要望や相談

は今のところないということでございますが、そのような相談があれば保育園である程度の対応はできるということでございました。

苓北町では、ファミリーサポート事業は実施しておりませんが、町内各保育園では延長保育や休日保育、学童保育などで保護者が安心して働ける環境づくりの支援を行っております。今後もそれらの事業を利用いただき、子育てと仕事の両立を図っていただきたいと思います。

私が思いますところですね、やっぱり天草市、上天草市とちょっと働く形態が少し違うんじゃないかなと。当直とか何かは同じことだと思いますが、夜間遅くまで仕事をなさるとするのは苓北町のほうが、その依存度が少ないんじゃないかと思っております。ただ、今後ですね、そういう方たちがいらっしゃるようであればですね、又、今、現在からでもですね、もう少し深く研究を担当にもいたさせまして、この必要性について検討していきたいと考えているところでございます。

次に、地域おこし協力隊についてでございます。観光や地域イベントの活性に向け、一緒に研究・協力していただくために、地域おこし協力隊を募集してはどうかということでございます。総務省が財政を支援をしている地域おこし協力隊の内容につきましては、議員ご承知のとおり、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した方々を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱するものとなっております。隊員は一定期間、これは概ね1年以上3年以下と、これはご指摘のとおりでございます。になっており、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みとなっております。私もこのことですね、この前、商工会の会議のときも申し上げたんですが、いろいろ人は集まります。富岡城でも100人近く毎日来ておられるのに売るもんがないって。苓北町特産品としてですね、自慢して皆さんが喜んで買っていただけるもの、こういうものを開発してもらえんדרかうと。今までも地域特産品開発って予算も何十万かずつ組んでますが、これはもう包装代とか箱代にしかなくなっておりません。やっぱり皆さんに好まれる長崎で言えばカステラ、唐津で言えば松露饅頭、例えば、苓北で言えば、あそこに行ったらどがんとば買うてこようかって。もう最初から買うもんも決めてきていただけるようなものをですね、ぜひいくつか作り出していただけんדרかうかなと。そのために今まで皆さんも頑張ってはきておられるんですが、なかなかよかもんができないわけですね。そのときにこういう方の特技がある方が来ていただければ非常に戦力になると思っております。そういうことで、そういう我々のニーズに合った方々が、例えば先ほど石田さんから質問があった地域支援員、これは今、私は今のところ町ではですね、区長さんが一番、その地域のことをよく知っておられるんで、しばらくは地域支援員も同時

にですね、役割も果たしていただこうかという気ではいるわけですが、こういう方と地域の特産品と町の特産品、結びつけていただいて、その中で何か苓北に行けばあんなあるけん、買うてきてくれんかなとか言われるような、リクエストされるようなものをぜひ作り出してほしい。そういうための人材が今まではできとらんところを見ると、いらっしやらないのかなと。そういうことを考えますとですね、例えば、苓北町で必要だけど、そういうことを作り出す人材がいらっしやらない案件にですね、この地域おこし協力隊を活用させていただければ。そして、先ほどの地域の支援員の方々とですね、情報交換しながら、例えば、苓北に行ったら、カステラよかあっちのほうによかぞとか、そういうことを思っただけのようなものをぜひしていただきたい。これは私が今考えてることであって、職員からも、そして議員の方々からも、又、それこそ区長さん方から、町民の方々からもですね、どがん分野でまず1人、地域おこし協力隊雇うなら、そういうどがん分野の特技を持っとらす人がよいか、まず意見も聞いてみたいと思います。そういう意見の聞いた中でですね、今後、実施できればありがたいなと。何でそう申しますかと言いますとですね、中には1回しか面接しないんで、そんなときだけよかごと言うて、きちっとできん人がいるそうなんですよ。だからそこがやっぱり1年雇わないかんから、その辺のところと我々の考え方をやっぱりしっかり定めて、我々の考え方に合う方をですね、ぜひ方々か方かはどうなるかわかりませんが、来ていただきたいと考えているところでございます。そういうことで、今の悩みはやっぱり交流人口を増やしてもですね、宿泊と食事はしていただけるかもしれませんが、食事にしても昼ご飯だけの方もいらっしやると思うんですね。そういうときにここの苓北で何と何があるからという、もともとからそういう評判をたてられるようなものをぜひ作っていただきたいなと。あるいは、土産ものもですね、ぜひ苓北に行ったら何を買って行こうて、そういうものをぜひ作り出していただきたい。そういう人材が今、必要じゃないかと私は思っております。

以上で、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） はい、ありがとうございました。まず、ファミリーサポート事業について、再質問をさせていただきます。確かにですね、苓北町でも子育て支援については、特別保育事業により、例えば、保育所の閉所時間も預かっていただける延長保育、それから障害児保育、休日保育事業、一時保育事業などいろんなサービスがですね、町内保育園で実施されているというのは私も承知しております。

しかし、今のところですね、軽度の病気の子どもさんや、病後児を預かるサービスについては、まだ実施されていないように思います。そこで、お伺いしますけども、そういった先ほど要望はないということでしたけども、今後そういったお考えがあるのか、

再度お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 町で平成27年度から31年度までの5年間の計画として、子ども子育て支援事業計画というのを策定をしております。29年度はちょうどその計画の中間点にあたりまして、計画の見直しの時期ということになっておりますので、その中でアンケート調査をですね、実施する予定にしております。その中で、ファミリーサポート事業についても調査を実施して、ニーズがあるかどうか、その結果をもとにして、この事業に取り組むかどうかを検討させていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ぜひアンケート調査等でそういった要望があるのかを調査していただきたいと思います。

何でこれを取り上げたかと言いますと、昨年、議会活性化特別委員会で町民アンケートを行いました。その中でですね、議会や議員への要望事項として町民の方からこのファミリーサポート事業を要望する回答がありました。確かに、一部の方の意見かもしれませんが、このようなサービスがあればぜひ活用してみたいと思っている方がいらっしゃると思います。ですから、今おっしゃったようにアンケート調査をぜひ行って、どれくらいおられるのかというのを把握していただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊について、再度質問をさせていただきます。今、町長の答弁を聞きますと、大変前向きなご答弁をいただいたという印象を持っております。ですから、いろいろな分野から話を聞いて、今後検討していくという答弁でありましたけども、確かに私もですね、インターネット等見てみますと、メリット・デメリット両方載っております。人物像が見えず、どんな人が当然入ってくるかというのはこれはもうわからないわけですが、ここはもう当然町の中で面接をされるわけですが、そこは本当にこの人が苓北町が求めている人材であるのか十分な見極めをですね、行っていて、町長、そして面接にあたられる方の、そこはもう人の見る目にかかっておりますので、それはいい人材をぜひ募集して採用していただきたいと思っております。

明後日審査が予定されております29年度の予算編成の重点施策を見ますとですね、1、交流人口の拡大につながる施策、2、地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策、3、町内産業の支援・育成につながる施策、4、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保とこれからの人材を育てる教育力の向上を図る施策など、重点施策として挙げられております。これ、まさに地域おこし協力隊の活動そのものだと私は思いました。そこで、再度お尋ねをいたしますけども、この地域おこし協力隊について積極的な導入の考えがあるのか再度お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 考え方はあるんですが、先ほども言いましたように、これ採用するときの目利きがですね、たった1日じゃわかりにくい、これに不安をちょっと覚えています。それをどう解決するかということ。例えば1年以上と言わっさんで1ヶ月まづ雇ってみると大体その人の姿もわかってくるんですが、1日だけじゃなかなか難しかねっていう、今感想です。しかし、これは今申しましたように、うちは特産品づくりって言っても品物じゃなくて箱とかばかりですから、できればとにかく長崎のカステラや松露饅頭やいろんなものがあります。もみじ饅頭、あそこに行ってくれば、あれを買ってきてくれとか頼むときもあります。そういうものができんかなと。私はそういう方を探したいなと思いますが、本当にその人の1日で見定めることができるかどうかにか今ちょっと不安を感じてるところでございます。ちょっとまずは部内でいろいろ皆さんの知恵も聞いてみたいと思っていますところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 確かにその部分でですね、ぜひいい人見つけていただきたいんですけども、それは自治体単位に総務省もある程度任せられてる部分もあると思いますので、許容範囲を。ですから、苓北町独自の採用のやり方って言いますか、それは設けられてもいいんじゃないかと私は思うんですけども、それとですね、先ほど石田議員からも出ましたが、世界遺産に関するあれなんですけども、町長マニフェストの中に、先ほども言いましたけども、世界遺産登録による交流人口の拡大として富岡城・志岐城・富岡港を重点整備し、観光産業、宿泊施設や商店を活性化しますとあります。私は2月28日の新聞を見て大変驚きました。崎津・長崎に新航路として、天草市が崎津漁港と長崎港を結ぶ新航路開設に向け、長崎県の自治体などと協議を始め、早ければ4月にも試験運行を始めるとの記事が載っておりました。計画では週3日程度、1日1往復で、世界文化遺産の軍艦島を通るルートで検討しているとのことでありました。私はこのことを全く知りませんでしたので、大変驚きました。町長がどの時点でこのことをご存知だったのかわかりませんが、苓北町がこれまで世界遺産関連の観光客誘致を目的に様々な事業を行ってきましたけども、完全に取り残された感が私はあるように感じました。このことにより、観光客や交流人口の入り込み客の予定や構想が大きく変わってくるのではないかと懸念されますけども、そのことについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私も昨年暮れからですね、この話を聞いておまして、概要は上五島町から離島航路で長崎港に来る船がありまして、それが朝10時について4時出港まであいてるということで、その船を使って崎津に来れないかという、いわゆる世界遺産の教会群の話で、仲間同士ですからそういう話につながったと。ただし、今のところ

ろ定期航路ではないということでございます。そういった意味で、それで全部観光客、朝10時に来て4時には出港せないかんわけですから、もう2時には帰らないかとですね、1時間半かかりますから。だから、そこでどう活用をされるかというのは、それはそこでいいことではないかなと。できれば、その中でですね、もう崎津はちょっと見れば1時間か2時間もあれば済みますので、そのあれが天草中どっか、ほかの魅力あるところに来ていただけるようにもできるし、あるいは直接、茂木から来ていただいた方をどうお受け入れしていくか。そういった面で素通りになるような町になってはいけないと私は考えているところでございまして、あ、こういうこともあるのかなと。我々も負けんように頑張らないかなという感想でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 以前ですね、石井国土交通大臣へ苓北町からもですね、長崎・茂木・富岡のフェリーを就航、早期実現と補助金制度に向けて陳情した経緯があるわけですが、これは当然と言いますか、今の話を聞きますと全く別のものとして理解しとってよろしいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは全く別物でございまして、私どもはその地域協議会を継続してずっと続けております。この3月末でその最後の協議会になりまして、そこでまとめをいたしまして、国土交通大臣にその書類を申請すると。これが生活航路であると認められるということであればですね、要するに赤字航路の赤字の半分を国から補填していただけると。あるいは船をつくる時も半分を国から補填をしていただけるというようなことで、今のところですね、悪い方向ではないような感じでいってるということ担当から聞いているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 実際、そういった航路がですね、こっちの航路はそのまま継続されて、その話が進んでというのは安心しましたが、先ほどの新しい航路の県についてはですね、週に3日ですかね、の航路ですが、やっぱり直接行かれると当然苓北町を通らない方が非常に増えるわけですから、その辺のさっき言いました観光の交流人口っていうのは当然減るんじゃないかという心配をしとるわけですね。今までも大手門等の整備にあたり、これまで交流人口増やすという大きな目標のもとで事業進められているわけですから、大変厳しい状況になったなとは思っておりますので、そこは交流人口を増やすための努力を更にハード面じゃなくてソフト面で当然やらなければ、増えていかないんじゃないかと思っておりますので、先ほどから何度も言いますように、町長も新しいそういった物品って言いますか、町の特徴を生かした品物を開発できればそういったお土産品も当然開発してもらって、地域おこし協力隊にですね、そうい

ったものを開発していただければいいなと私も思っております。そういった部分の協力隊のメリットもあるんですけども、統計によればですね、先ほど言いましたけども、4割が女性、8割が二、三十代ということですので、今、町が積極的に進めている結婚事業ですね、これも当然、参加していただいて、将来的に結婚して子育てをしていただくことで、苓北町の人口自体が増えて活性化にもつながります。これが、そして地域おこし協力隊の最終的な目標につながりますので、ぜひ何度も言うようにですけども、積極的な導入に向けた検討をお願いして、私の質問は終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） いろいろ利点と考えなきゃいかん点もありますが、これは今までやってきてできなかったことを、今度は新たな人でやってもらおうという観点からですね、やるべきことだと思っております。ただ何度も申しますが、その採用のときの目利き、これは非常に難しいんじゃないかなと。だから、ここは相当我々も頑張っているんじゃないかなという気持ちでおります。商工観光課長、1ヶ月ぐらいで雇えるの、それ。1年やっぱり以上せんないかんの。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 1年以上です。

○町長（田嶋章二君） それが難しかだもんね。でも、とにかく前向きで検討してみますので。

○議長（山本政人君） はい、これで野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告6番の倉田です。通告の町財政運営について質問させていただきますが、今まで各議員それぞれいろんな角度から町政全般についての質疑応答がっておりますが、私が今日最後ということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

近年、我が国の人口減少が進み、地方では少子高齢化が一段と加速し、併せて景気回復の兆しが弱い中、ご承知のとおり、2013年12月に元総務大臣の増田寛也氏らは、「2040年地方消滅『極点社会』が到来する」と題し、自治体消滅論を展開されました。全国市町村の半数以上のは896自治体が消滅する可能性がある」と発表され、将来への不安を抱え、今自治体形成の存続が危惧されております。

このような中、政府は地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策事業、併せて、東日本大震災などの自然災害を教訓に国土強靱化対策事業等々を打ち出されました。本町においても緊急的、又、振興計画を前倒ししながら、地域活性化事業や防災事業など各種事業の整備拡充が図られつつあります。今後はそれらの施設・資源の有効的活用を最大限に生かし、地域活性化に期待を寄せている一人でございます。

しかしながら、積極的・緊急的な事業取り組みのため、近年、地方債が増加し、平成

２７年度決算では実質公債費比率は１３．８から０．４、やや改善したものの、１３．４となっております。又、経常収支比率も前年度９４．２パーセントから６．６パーセント改善され、８７．６パーセントとなりましたが、これは経常一般財源の増と経常経費充当の一般財源の減によるものと考えられ、改善の継続は見込まれる状況ではないと思われます。

このような中、一般会計の地方債残高は７８億８，８９１万７，０００円で、このところ増加傾向にあります。又、償還のピークは平成３１年度と現状では見込まれています。臨時財政対策債については、後年度に元利償還金は地方交付金に全額算入されるとはいえ、地方債には変わりはありません。

今後、償還金等の義務的経費の増加と投資的経費の減少、又、将来負担の比率の推移高、併せて、近年の財政力指数の低下など、財政硬直化の軽減等にも考慮すべきではないかと思います。これらを踏まえ、現状の評価及び新年度予算編成の方針と振興計画等の見直し、変更はないのかお伺いをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。町財政運営についてのご質問でありました。苓北町の財政状況の現状評価及び新年度予算編成方針と振興計画の見直しについてのお尋ねでございました。

苓北町の財政状況につきましては、平成２７年度決算での財政の健全化を示す４つの判断比率はいずれも早期健全化判断基準を下回っており、財政構造の弾力性を示す経常比率は改善が見られました。この要因としましては、歳入面では、平成２６年度の消費税引き上げに伴う地方消費税交付金が平年度化され、経常一般財源が増加したこと、歳出面では人件費が減少したことなどによると考えられます。

今、ご指摘があった中の継続性が疑われるというようなことはこのことで少しやっば心配しなければならないかなということでございます。しかしながら、町民の皆さまにとって一番必要である下水道の普及に加え、近年の国の経済対策を活用し、光ファイバー事業など必要な事業に取り組んできたことや、東日本大震災発生を機に、町民の安心と安全を守るべく早急に取り組んできた緊急防災・減災事業等に加え、本来国が交付税で賄うべきものであり、１００パーセント元利とも交付税措置される臨時財政対策債、これにつきましては、借金として考えない自治体もあるようでございますが、現在高は平成２７年度末で臨時財政対策債の借入が２９億３，８００万円でございます。約３０億、これを借金と考えるか考えないかの問題でございます。

この臨時財政対策債を含め、地方債残高は増加をしております。将来負担比率は１４０．１パーセントとなっております。財政運営上は大きな課題となっているのはご指摘のとおりでございます。先ほどの高戸議員のご質問の中にもありました２６年、２７

年、28年ということで、赤字体質になっているということでありましたけれども、我々は、それも以前はですね、要するに借入額よりも返済額を多くしていくという基本のことをもう相当長く守ってきたところでございます。ところが、臨時財政対策債が入ってきますと、せっかく返す金額が多くなったなと思っておりますと、それが数億入ってくるということで、なかなかきつくなってきたところでもあります。それと、今説明したように、経済対策の中でやはり光ファイバーというのは、もともとやりたかったけど、3分の1しか補助がなくて、あとの大半は起債か、起債も一般財源ですから、のちのちはですね、起債もあんまり上等じゃない起債で対応しなければならないということであきらめていたんですが、これがまだ自民党が最後に政権残っておったとき、民主党に譲る前の経済対策で、これがついてきまして、そのときは9億円ほどの事業でやりました。そのときは全体的に約30億円の経済対策にのったわけでございます。非常に有利なののにのったわけでございます。その折には、8億円ぐらいの自由に使える交付金もいただきました。その中で、温泉センターとかを全部改修をしたわけでもございました。8億円を交付金としていただいたわけですね、別にして。そういういろんな国の施策との絡みもございまして、借入金が増えてきたわけでもございますが、何度も申し上げますが、臨時財政対策債、これは国が必ず返してくれると。国が返さんごたったらどがんするかという、これ約束ですから、絶対保障して、今でもいただいておりますので、そういった意味でですね、この臨時財政対策債とは別に今後ですね、我々は今年の予算の中でも、少しでもいいから財源を増やしていきたいということも挙げております。そういった中でですね、29年度の予算編成にあたりましては、安心して住める町、いきいきと暮らせる町、ふるさとと呼べる町の目標達成に向けまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に積極的に取り組む予算として編成を行いました。具体的には、国の総合戦略にも掲げられている「まち・ひと・しごと創生」に向けた政策5原則であります。自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を踏まえまして、苓北町振興計画ふるさと未来プランに沿い、次の5項目を重点取り組み事項として、町民、企業、行政それぞれが力を発揮できる共創の町づくりを推進する予算編成に努めてまいりました。重点的取り組み事項は、交流人口の拡大につながる施策に地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策、3番目に町内産業の支援・育成につながる施策、4番目に地域社会を担う個性豊かで多様な人材確保とこれからの人材を育てる教育力の向上を図る施策、5番目に新たな財源確保につながる施策の5つの施策でございます。

平成29年度の予算編成におきましては、一般会計、特別会計とも前年に引き続き、各種事業ごとの歳出全般にわたって、経費の見直しを行い、実施事業の可否を含めて精査を行ったところでございます。

詳しくは新年度予算を提案しご審議をいただきますが、新年度予算編成では町振興計

画に沿った事業であっても、事業効果・継続性・緊急度等を考慮し、優先順位をつけまして、事業縮小・延期・期間設定・廃止を行うなど予算縮減に努めました。

その結果、財政運営上、大きな課題の1つであります起債残高を圧縮する方向で、つまり借りるお金より、返すお金を多くする予算を編成することができました。今後を目標を定めて、起債残高の圧縮に努め、財政の健全化を進めていきたいと考えているところでございます。

振興計画の見直しにつきましては、浜口議員のご質問でもお答えいたしました。平成31年度からの10年間の計画であります第7次基本構想、並びに5年間の計画であります第13期基本計画につきましては、平成30年度に事業評価を行い、町民皆さま方の意見を集約しながら計画の策定を進めてまいります。又、実施計画におきましては、毎年度、毎課ごとに事業内容や事業費の精査を行い、見直し、変更を行っているところでございます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 再質問をさせていただきます。夕べテレビを見られた方というのも、時間的には6時過ぎだったと思うんですけど、長崎放送でございました。というのが、やはり最近の過疎化で長崎県も1年間に1万人ぐらい減っているというような報道がなされておりました。その中で、やはり何と言いましょ、私は市町村の消滅がと思っておりましたら、もう都市ということでアナウンサーの方が言われておりましたが、ちょっとショッキングな場面もありましたが、その中でやはり夕張の例を例えてありました。昭和35年頃には11万の人口がもう現在9,000人ということでございました。やはり炭鉱で栄えた時代が時代とともに変わった、やはりそういった構造で、そういったものに現在に至ったのかなと考えたわけでございます。先ほど来、いろんな議員からも財政あるいは地域の活性化等について質疑等もなされて、又、町長も丁寧に執行部も答えておられますが、そこで一応本町においての27年度の決算では、やはり防災事業あるいは事業計画で各種事業の前倒し、こういった諸条件により公債費が増えた、これは当然のことだと思います。まして必要な分も多くありますし、長い目で見たら致し方ないということで理解はしております。しかし、数字の上ではですね、今後とも調整していかなければと思っております。特にですね、先ほども話がありましたが、観光交流人口を図ろうということでございますが、ご承知のとおり苓北町には非常に素晴らしい歴史、そして又、自然環境があるわけでございますが、やはり苓北に来る、あるいは天草に来るっちゃってですね、やはり交通インフラ等を中心にですね、やはり受入れ体制が弱いと私はこう考えております。世界遺産に崎津集落等々が長崎県と合わせて18年の登録に向けて進められておりますが、やはり地のそういった素晴らし

い歴史、町づくりもやはりせっかくならば多くの方がおいでいただいて、やはり対費用効果と言いましょか、その辺もやはり考慮しながら進めていかなければと思っております。その現状について、町長のお考えを再度お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 財政運営というのは非常に難しいものがあると思います。借金をしないで緊縮財政を強いていけば借金体質から抜け出しはできるんですが、今度は今の夕張の案件、昨日の報道ではですね、もうどんどん人が減ると。緊縮財政をひいたおかげで人が減っていくと。要するに道はめちゃくちゃになり、公営住宅はもう修繕しない。そういうことでどんどん減っていく。それが9,000人、10分の1以上になった原因だという報道もございました。ですから、緊縮財政と今度は積極財政の使い方というのはやっぱり非常に難しいものがあると思います。やはり緊縮財政だけではここに住む人がなかなかきつくなっていく。しかし、積極財政だけでは今度は自主財源の少ないところにおいてはやはりなかなか今度は財政的なことで問題が出てくる。そういう感じで昨日の夕張の報道を見ました。頑張っちはおられるんですよ、自治体の方は。東京からわざわざ行って市長さんになられた方も若くていらっしゃる、頑張っておられる。本当に頑張っておられるんだけど、頑張ったあげくが結局緊縮財政でほとんど歳出がない。そういう財政体制で住民が離れていかれたということ。でもこれなかなか難しいですね。なかなか難しいんで、できれば臨時財政対策債というのを国はこれ消していただきたいと思うんですよ。これたぶん帳面上のことだと国も理解をしておられると思うんですが、これが消すということは、これはそれだけ大変な金がいるわけですから、やはり消せないけど一応帳簿には載せておこうということだと私は理解をしておりますし、現実には今年度にはずっとこの交付税が100パーセント、元利とも入ってきております。だからそういう意味でですね、そのあとのことについても、やはり都会と違う点は特に水道と下水道、これは我々の生活にとって必ずないと困るひとつの設備、施設ですね。都会では儲けるんですよ、水道と下水道は。現に近くでも熊本市の水道局ご覧になりますか、たまに。県庁に行くちょっと手前にあります。今、数年前に新しく建てられて、窓はガラス張りだったから壊れてないかなと思ったら、そのままなってるからだいぶ耐震度も高くてつくられたんじゃないか。これ儲けてるからつくられるんです。逆に、市電の交通局の様変わりしたビルになりましたけど、ほとんど市電のあれには使ってません。そういうことでですね、ここの下水道とか水道は儲けられない。そういう中で、非常に苦しい財政運営、これもひとつの起因になってます。ただ、そこはそこで我々も割り切ってますね、せめて運営費だけでも稼いでいこうということで考えております。又、今後ですね、今年の予算編成ではですね、ここでも述べましたが、従来のスタイルに戻りまして、借りる金よりも返す額が多く、おかげでなりました。できたら10年間

で20億は減らしていきたいと。30億マイナスすると20億減らせば30億切りますね。臨時財政対策債を国がもってくれるという前提で考えますと。そういう状況を作り出していきたいと。ただ、そこにかかるものが出てくるかもしれません。今後とも、例えば国保税等については、やはり医療費の増高ですね、相当追いつかん面も出てくる可能性もあります。だから、これも見ながらではありますが、様子を見ながら医療費の動向で上げざるを得ないとき、どこまで我々の一般会計からの繰り出しができるかですね、やっぱり検討もしていかなければならない点もあります。ただし、そういう面でのいろんな課題がですね、こっちを上げればこっちが引込むというようなこともありますので、その辺のさじ加減というのはやはり議会でもきちっと審議をしていただいておりますし、我々も今後、町の発展も考えながら予算もつくっていきますし、そういった面ですね、議会のチェック機能等もよくお話を聞きながら、しかし町が発展するには考えていかなければならないと考えているところでございまして、まずは29年度の予算ですね、約2億ほどの返済金できたということは、これ従来の形に戻ったと。これをなるべく少しでもですね、多く返す金を多くしたいと、そういう基本姿勢でまいりたいと思っております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 町長が起債額を少なくして、償還額を多くしたいという日頃からよく言われております。新年度予算においても、そのような動向で推移した予算になっているようでございます。先ほど町長が臨時財政対策債はなくしたほうがいいということでございます。確か、あれは平成13年から3年間の予定でスタートしたような感がいたします。そして、大体、28年度、いわゆる本年度で終わるようなことも聞いておりましたが、続いていくような感もいたします。そういう中でですね、先ほど、どこの市町村もそうでしょうけども、やはりこう仕事ですね、なければ人も集まらない。人が集まらないならば消費も低迷すると。妙なもので悪循環と言いましょか、そういうやはりスタイルになっている、これはどこの地方でもそうですが、やはりそこが非常に難しいわけですね。町長もいろんな企業誘致等とか、あるいは産業誘致等を企業誘致等を掲げておられますが、なかなかですね、マグロの関係、あるいは老人の方の受入れ体制、なかなかいろんな絡みもあってですね、うまくいかないようでございますが、その点について、この前もお尋ねいたしました、老人介護と言いましょか、あの件について若干お示しいただければと思っています。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ふるさと介護、地方創生の中でですね、ふるさと介護というのは、できるだけ自分の出身地に近いところに介護のために帰ってきていただきたい。その人たちが増えれば、今度はその面倒を見るのが、その地域の若い方々であるというこ

とで、人口も流出しないし、人口が増えていく。ただし、そのひとつのネックがですね、日本版ＣＣＲＣということをして地方創生の一番大きな目玉に国は掲げられております。つまりアメリカのＣＣＲＣというのが、職を勇退をして、まだ元気なうちに自分の一番好きな地域に行っていただいて、そこで大いに余生を楽しんでいただいて、今度は具合が悪くなってきたら介護施設に入っていくということなんですが、日本の制度ではですね、もう介護をもっておられる方がこっちに來られてもですね、そのまま前住所地が負担はしてくれるんです。ただ、日本版ＣＣＲＣは元気なうちにということで、元気なうちにこっちに引っ越してこられるとですね、今度はこっちで具合が悪くなって、こっちで介護度をもらわれると町の負担になってくる。だから私も国の担当にですね、申し上げたのはですね、住所地特例というんですけど、住所地特例をどうにか地方創生の日本版ＣＣＲＣに合わせてくれないかと。一番今まで税金を払ってきたところに払ってもらうという、負担をですね。そうしないと日本版ＣＣＲＣは元気のあるうちに引っ越してきていただくから、その方たちが増えれば増えるほど、その後の介護施設、幾ら入っていただいてもなかなか今度は町の負担が増えるばかりだということで、これ大変なことになる。ただ、今、有料老人ホームができておりますが、そこに入られた方はほとんど介護をもってきておられますので、前住所地の負担になってるようでございます。そういう方たちが増えられると非常にありがたいわけでございますが、その逆のことも考えられる。元気なときはいいわけですけど、そういった意味でですね、ふるさと介護については、今、長短ありました、第一、ふるさと介護の責任者が国土交通省の役人だということで、ふるさと介護、日本版ＣＣＲＣがですね、要するに、そういう今度福祉のことよくわからないんですよ。いろいろ言っても。これがネックだよと言っても、住所地特例になるということをしてですね、これがあればどこも引っ越してこられる方が多ければ多いほど負担が又重くなると。だから、そこを何かうまく法的な解除をしていただかないと理想的なことは言えないよということでお願いをしてる状況でもございます。そういった意味で、今後はですね、やはり苓北町には介護福祉施設、非常に充実をした経営をなさっておられる方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々にですね、それぞれの分野で広めていただければ非常にありがたい職場の創出ができると思っております。ひとつの今の懸念は元気なうちに來ていただいた方をどう負担をするかという、その課題を克服することです。もう介護度をもらってこられた方はですね、そのまま前の住所から払っていただけますので、そういった意味でですね、課題も多いわけですけど、この苓北町の特性、気候温暖で自然景観が非常にすばらしい、そして、そういう介護福祉に経営がですね、非常に手慣れた方々が数、３つか４ついらっしゃいますですね、法人が。そういった方々にもうひと頑張りしていただいてですね、増やしていく。国も介護職員の待遇を処遇をですね、少しずつ上げてきてくれますので、もう少

し良くなると。この地域でそういう介護施設が増えてくるとですね、職場も増えて元気な地域になってくると、そのように思っております。今のその課題が住所地特例の問題がひとつ残っているところでもあります。介護施設をつくろうという方たちは意気込みのある方はたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういう方々を応援していこうと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） ふるさと介護についてはいわゆる負担等の関連で、やはり若干法的整備と言いましょいか、そういったやりとりが成立されないとなかなか天草に限らず、進出と言いましょいか、出てこられないという状況下でございますが、やはり苓北に限らず非常に職場が少ないところでございますので、そういったニーズがあればですね、ぜひぜひ町長にも引き続き頑張ってください、いろんな形で陳情要望等をですね、我々もしていかなければと思っております。そこで今年度予算の中で、29年度ですが、地方交付税が前年度より1億2,000万円増額され、13億6,000万円とありますが、ちなみにこのうち臨時財政対策債に変わる交付税はどのくらい入るか、わかりですかね。もしわかってたら。案ですから。（「あとで」という声あり）

○5番（倉田 明君） あとで。わかりました。それとですね、先ほど町長も実質起債トータルが29億3,800万円と言われました。でですね、一応今年度末の予算案を見せていただきましたが、29年度末でですね、いわゆる78億9,538万1,000円。これからですね、いわゆる臨時財政対策債、これがやはり29年度の年度末でですね、30億8,452万5,000円。これをですね、単純にですけども差し引いた場合ですね、いわゆる48億1,085万6,000円。48億ぐらいなるんですね。それから又いろんな、例えば、防災・減災事業等々は70パーセントぐらい交付税措置されますので、そういった諸々をひいたら先ほど町長が言われたように、実質29億3,800万円という現時点の理解でいいんですかね。その点。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） それでいいと思います。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） そのようで78億9,000万円の中でですね、財政対策事業関係が30億あまりありますので、その引いたところの48億1,000万円、これから又ですね、それぞれいろんな起債が部門ごとになされております。それをいろんなパーセントが違いますが、差し引いたところは一応現時点のこれはあくまで予算案ですので、そういう理解のもとで29億3,800万円ということで理解していいということでございますので、そのように理解させていただきます。

それからですね、町長もいろいろと町内の職場探しと言いましょいか、企業誘致等に

も努力されておりますが、やはりこのところ町税も大幅に減ってきております。特に、九州電力の固定資産等が響いているわけですが、いわゆる入を量りて出ずるを制すということがあるわけですが、やはりどっちかをですね、これは関連するわけですが、一応、この財源確保と言いましょうか、その点について新たな取り組みちゅうか展望ちゅうのか、町長、何かありますか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、九州電力の発電所ももう20年以上たちました、1号機が。そういった意味でですね、最近、我々の計算よりも少し多く多く入ってきているわけですね。これ大型基幹部分を変えると又、税収につながるんです。だからそういった面で、九州電力も景気もよくなりましたし、今年は定修がありませんけれど、大型部分の変更があれば、又、税収が増えると、そういうこともあります。それと合わせまして、やはり水産業がやっぱり一番、今落ち込みがひどいです。ひどいので、マグロの養殖などもあげてるんですが、この前、水産庁の幹部と懇談いたしました折にですね、アジ、サバならもう今でも教えられてできますよということをおられたんで、年度が替わったら、すぐにでもですね、担当課長をいってですね、ちょっと勉強させて具体的にどういうことをやればできていくのかですね、勉強させてみたいと考えているところでございます。その他ですね、今、副町長はじめ職員も頑張ってくれておりまして、いろんな誘致について実現性が高いものが1件あります。これはまだ雇用が1人ぐらいなんですけれど、1人でもいいから新たな企業でもいいし、雇用でもいいし、増えられるような環境づくりをしていければということで考えておりますし、又、ふるさと介護のことも進めまして、なるべく町の負担にならないような形でつくっていただけるような施設をですね、ぜひ後押しをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 先ほど臨時財政対策債に対する交付税措置額、新年度の金額をお尋ねになったんですけども、28年度の金額が2億7,000万円、交付税措置がっております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 予算書案の中でですね、新たにと言いましょうか、9本の事業で地方債の案件が出されております。トータルで4億2,100万円。予定してあるわけですが、9本の中でですね、緊急防災・減災事業ということで、4,210万円組んであるんですけども、私、いわゆる避難地等の整備のほうかなと思っておりましたが、どうも違うような感じがいたしますが、先ほど今お尋ねしましたから、この防災・減災事業の箇所をちょっと教えてください。どこなのか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 積載車の購入、それから防火水槽の新規、それから避難路の整備事業費でございます。避難路は新しい坂瀬川公民館のところを予定しております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） わかりました。てっきり私は志岐、麟泉の温泉センター付近の整備かと思っておりましたが違うということで、それは結構ですが、先ほど町長のほうからいわゆる避難所の施設を利用して、スポーツ公園、いわゆるサッカー場あたりの整備を進めたいということでした。その中で補助等の団体名いただきましたが、改めてその辺の内容と今後の展開について、お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 平成29年度の公園の整備事業につきましては、防球ネット設置の委託料及び工事費でございます。それと、農薬散布機、肥料散布機ほか備品購入費とポット苗植栽事業で4,406万9,000円を予定しております。財源としましては、スポーツ振興くじの助成金は29年度は1,660万1,000円を予定しております。以上です。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） その辺はわかりました。先ほど、私よく聞き取れなかった町長の答弁と言いましょか、説明の中で、独立スポーツセンターかなんかいう名称のほうから私の記憶では5,102万4,000円でしょうか。これの助成があると聞いて、又、なおかつ町のほうからも若干の支出があるということでございます。その辺をもう一回きちっとお願いします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 平成28年度に助成金が3,442万3,000円です。29年度予算計上分が1,660万1,000円、合計5,102万4,000円でございます。それに対しまして、事業費が平成28年度見込みで5,450万4,000円、29年度予算計上で4,406万9,000円、合計の9,857万3,000円でございます。以上でございます。補助団体でございますが、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金でございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 先ほど来、いろんな費用面もあるわけですが、せっかくですね、整備されつつありますのでですね、いろんな形でですね、なるべく安く立派になればと思っております。先ほど、高戸議員からお話がありましたが、この前、全員協議会でしょうかね、あれで説明もいただきましたが、いわゆる国民健康保険、この

関係ですね、先ほども話がありましたが、一応、熊本県の国民健康保険広域化等支援基金より、2,459万8,000円、無利子を借りるということでございました。でですね、やはりうちは11年ぐらい町長が上げていなかったということでございました。確かにですね、負担は県内でも低いほうで医療費は上位のほうにランクされている状況だと理解しております。そこでですね、やはり住民の方と言いましょ、やはり地域の方々から要望があれば、要請があればの話ですが、やはり説明会を要望があった地域ではしてもらえんかと。団体があればしてもらえんかと。そうしないとですね、ただ高くなる、妙なもので安くなることはあんまり言わっさんとすもんね。高くなる、高くなるという話が一人歩きと言いましょ、そういうことを聞きます。その辺をですね、一応、地区、あるいは団体等から要望があれば、出前講座でありませんが、そういった形の体制はとられるのかどうか。その辺をお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 今回、来月号の広報におきまして、国保税が変わりますよという記事の掲載をする予定にしております。まず、それを読んでいただいた上で、もうちょっと理解を深めたいというふうなご要望があれば、出向いてでもご説明をしたいというふうには考えております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） そういうことで、広報紙等で周知徹底を図りたいという中で、なおかつ聞きたいということでございます。でですね、やはりなかなかですね、非常に文章というのは、ようっと読めばわかるんですが、なるべくわかりやすくですね、提示してください、今までの経過と。そうせんとですね、やはり上がった上がったということだけでですね、やはり理解が非常にですね、得にくい点もあると思いますので、その辺をよろしく願いしておきます。

特に、一般会計のほうをいろいろ質疑させていただきましたが、ご承知のとおり、特別会計のほうにも非常に公債費がつながっております。そういうことでですね、非常に厳しい財政運営ではございますけどですね、やはり我々も含めましてですね、やはり官民一体となつてですね、もっともっとですね、やはり行財政改革と言いましょ、その辺もですね、含んでですね、やはり町長もいろんな部内会議等でいろんな連絡協調等を図られているとは思いますが、なんか特別にこういった組織をつくって、いろんな構成になるかと思うし、ならない場合もあると思いますが、そういったいわゆる何と言いましょ、明るい意味で行財政改革の取り組みという、そういう組織を改めて、今、考えておられないのかどうか、あるいは今後つくるお考えはないのかどうか、その辺を1点だけ聞いて終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その件につきましては、先ほども申し上げましたけれど、31年度から新たな振興計画が始まります。再来年度には、議会あるいは町民の皆さま方の代表の方々からご意見も承りながら10年間の計画もつくっていくということでございますので、そういう中でですね、組織ができあがってくると思っております。その前触れに今年は改めて借入金より返す金を多くしようという課題の中で取り組んだわけでございます。この件を踏まえまして、今後の振興計画もつくっていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○5番（倉田 明君） はい、終わります。

○議長（山本政人君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

—————○—————

散会 午後3時58分

平成 29 年 3 月 9 日（木）

（第 2 日目）

平成29年第13回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成29年第13回苓北町議会定例会は、平成29年3月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

2番	廣田 幸英	3番	高戸 幸雄
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員（2名）

1番	松本 良人	4番	松野 重幸
----	-------	----	-------

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	宮崎 裕昭	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	企画政策課長	荒木 広之
教育課長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会計課長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第 1	報告第 1 号	例月現金出納検査の結果報告について（平成 28 年度 1 1 月分・1 2 月分・平成 29 年 1 月分）
日程第 2	議案第 3 号	平成 28 年度苓北町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 3	議案第 4 号	平成 28 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）
日程第 4	議案第 5 号	平成 28 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5	議案第 6 号	平成 28 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 3 号）
日程第 6	議案第 7 号	平成 28 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 8 号	平成 28 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 9 号	平成 28 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会 計補正予算（第 2 号）
日程第 9	同意第 1 号	苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について
日程第 10	議案第 10 号	苓北町出張所設置条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 11 号	苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の制 定について
日程第 12	議案第 12 号	苓北町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 13 号	苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一 部を改正する条例について
日程第 14	議案第 14 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例について
日程第 15	議案第 15 号	苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例について
日程第 16	議案第 16 号	苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について
日程第 17	議案第 17 号	苓北町税条例等の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 18 号	苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 皆さん、おはようございます。

あらかじめお願いがありますが、携帯電話をお持ちだと思いますけれども、音の出ないような設定をお願いをいたします。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

審議に入ります前に、皆様方にご報告をいたします。本日は、松本議員と松野議員からそれぞれ欠席届が出されておりますのでご報告をいたします。

—————○—————

日程第1 報告第1号 例月現金出納検査の結果報告について（平成28年度11月分・12月分・平成29年1月分）

○議長（山本政人君） それでは、日程第1、報告第1号、例月現金出納検査の結果報告書（平成28年度11月分・12月分・平成29年1月分）が提出されましたので、お手元に配付いたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第3号 平成28年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第2、議案第3号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第3号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から1億5,056万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,944万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、3月までの災害事業費を含めた各事業の精算見込みや国庫補助金等の確定に伴うもの、又、国の補正予算、国民健康保険特別会計への財政支援分の繰出金にかかる補正が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第3号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,056万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,944万5,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。第2表、繰越明許費でございます。社会保障・税番号制度導入事業、個人番号カード交付等事業、保育所等整備交付金事業、海外漂着物等地域対策推進事業、林道事業、漁村再生交付金事業、社会資本整備総合交付金事業の町道改良事業、橋梁維持事業、自然災害防止事業、歴史まちづくり事業、林道施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業を繰り越すこととし、12の事業を繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。第3表、債務負担行為でございます。苓北町町民総合センター等管理運営業務を270万円増額し、2,894万4,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。第4表、地方債の補正でございます。1変更で公共事業債、都市再生整備計画事業で960万円減額し、限度額を3,190万円に、漁村再生交付金事業で20万円増額し、限度額を4,700万円に、港整備交付金事業で480万円減額し、限度額を1,180万円に、富岡港改修事業負担金で100万円減額し、630万円に、緊急防災・減災対策事業債で、緊急防災・減災事業を710万円減額し、限度額を2億2,260万円に、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業で4,590万円減額し、限度額を6,720万円にするものでございます。

10ページをお願いします。歳入です。款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、実績により62万4,000円の増額。目2総務費負担金は、土地改良区総代選挙が無投票により75万2,000円の減額です。

11ページをお願いします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料は、公営住宅使用料合わせて21万3,000円の減額です。

12ページをお願いします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、保育所運営費国庫負担金、介護保険料軽減国庫負担金合わせて342万4,000円の増額。目3災害復旧費国庫負担金は8,921万2,000円の減額です。

13ページをお願いします。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2は個人カード等交付事業費補助金、節3社会資本整備総合交付金合わせて177万4,000円の減額です。目2民生費国庫補助金は、実績及び交付決定により年金生活者等支援臨時福祉給付金事業事務費補助金、保育所等整備交付金合わせて278万7,000円の増

額です。

14ページをお願いします。項3委託金、目1総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金確定により2万円の増額です。

15ページをお願いします。款14県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金は、保育所運営費県補助金、介護保険料軽減県負担金合わせて171万2,000円の増額です。

16ページをお願いします。項2県補助金、目1総務費県補助金は、結婚新生活事業費補助金81万円の減額です。目2民生費県補助金は、民生委員協議会補助金5万円の増額。目3衛生費県補助金は、海岸漂着物地域対策推進事業補助金474万3,000円の増額です。目4農林水産業費県補助金、節1農業委員会補助金は、農地中間管理機構集積支援事業補助金、農地利用最適化交付金で合わせて17万7,000円の減額。節2農業費補助金は、青年就農給付金事業県補助金、環境保全型農業直接支払事業補助金で合わせて379万6,000円の減額。節4水産業費補助金は、水産資源回復基盤整備交付金、農山漁村地域整備交付金、港整備交付金で合わせて509万9,000円の減額です。

17ページをお願いします。項3県委託金、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金は、確定により人口動態事務委託金、旅券事務一般交付金合わせて7,000円の増額。節4統計調査費委託金は10万3,000円の増額。目3衛生費県委託金は、浄化槽の設置等に関する事務交付金3,000円の増額です。

18ページをお願いします。款15財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、教職員住宅貸付料99万2,000円の増額。目2利子及び配当金は、坂本・藤本福祉基金預金利子7,000円の増額です。

19ページをお願いします。項2財産売却収入、目1不動産売却収入は、実績により211万3,000円の増額。目3生産物売却収入は、実績見込みにより堆肥の売却収入74万7,000円の減額です。

20ページをお願いします。款17繰入金、項2基金繰入金、目1財産調整基金繰入金は、精算見込みにより430万円の減額です。

21ページをお願いします。款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節1健康増進事業収入は、実績による健康診査の個人負担金合わせて8,000円の減額。節2雑入は、市町村振興協会市町村交付金、宝くじ分ですが合わせて422万1,000円の増額です。目2過年度収入は、老人福祉施設入所者負担金過年度収入371万7,000円の増額です。

22ページをお願いします。款20町債、項1町債、目1総務債は、都市再生整備計画事業で960万円の減額、目2農林水産事業債は、漁村再生交付金事業、港整備交付

金事業で合わせて４６０万円の減額。目３土木費は、富岡港改修事業負担金の減額に伴い１００万円の減額。目４消防債は、緊急防災・減災事業コミュニティセンター改修事業で７１０万円の減額。目７災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧事業４，５９０万円の減額です。

２３ページをお願いします。歳出です。款１議会費、項１議会費、目１議会費、節９旅費は、研修旅費等７２万９，０００円の減額。節１１需用費は３１万７，０００円の増額。節２役務費は４万９，０００円の減額。節３委託料は、不足する会議録作成委託料９万９，０００円の増額。節１４使用料及び賃借料は１６万円の減額です。

２４ページをお願いします。款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１１需用費は、不足する修繕料５万円の増額。節１９負担金補助及び交付金は、実績により退職手当負担金８００万円の減額です。目４会計管理費は、不足する通信運搬費の増額です。目５財産管理費は精算見込みにより、賃金及び需用費の減額、不足する重機借上料４，０００円の増額。備品購入費は、消火器の購入費９万１，０００円の増額です。目６企画費、節１１需用費と節１３委託料は、電気自動車の実証実験事業にかかる予算の組み替え。節１９負担金補助及び交付金は、実績見込みによる結婚新生活補助金１０８万円の減額です。目３諸費は、財源区分の変更。目１０交通安全対策費は、交通安全対策協議会１回分の費用として、節１報酬、次のページの節９旅費費用弁償を増額し、節１１需用費を減額するものです。目１２庁舎管理費は、庁舎のロールスクリーン修繕料８万７，０００円の増額。目１３電算システム管理費、節１１需用費は、電算システムのサーバー室修繕料１００万円の増額。節１３委託料は、実績による電算システム改修委託料の減額です。目１４情報化推進費、節１２役務費は、セキュリティクラウド分の情報通信回線使用料１０万円の増額。節１３委託料は、地域イントラネット等システムのセキュリティクラウド関連分で１６０万円の増額。荅北町地域情報通信基盤施設保守委託料７０万円の増額。節１４使用料及び賃借料は、パソコンリース料の減額。節１５工事請負費は、ＩＰ告知端末のセンター機器更新工事の事業費の確定による減額です。節１８備品購入費は、セキュリティクラウドの接続ルーター及びシュレッターの購入費で６０万円の増額です。

２６ページをお願いします。項３、目１戸籍住民基本台帳費、節１９負担金補助及び交付金は、次年度の繰越事業とするため１１万８，０００円の減額です。

２７ページをお願いします。項４選挙費、目５土地改良区総代選挙費は、無投票による精算減額です。

２８ページをお願いします。項５統計調査費、目２指定統計費は、指定統計事業費の精算で１０万４，０００円の増額です。

２９ページをお願いします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、節

１３委託料は、臨時福祉給付金にかかるシステム改修費の精算で１５４万４、０００円の減額。節１９負担金補助及び交付金は、実績見込みにより増額。節２８繰出金は、国民健康保険特別会計の財政支援分として８２０万円の増額です。目２老人福祉費は、財源区分の変更。目４介護保険事業費、節２８繰出金は、介護保険特別会計の精算見込みにより１９１万９、０００円の減額。目５後期高齢者医療費、節２８繰出金は、後期高齢者医療特別会計の精算見込みにより３万円の減額です。

３０ページをお願いいたします。項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１９負担金補助及び交付金は、保育所運営費補助金、国照寺保育園建て替えにかかる本年度分の保育所等整備補助金合わせて１、３４９万７、０００円の増額。節２０扶助費は、子育て支援医療費助成３０万円の増額。節２３償還金利子及び割引料は、精算により８、０００円の増額です。

３１ページをお願いします。款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節２０扶助費は、特定疾病児童日常生活用具給付費３万８、０００円の増額です。目２予防費、節１３委託料は、日本脳炎、インフルエンザ予防接種委託料１５０万円の減額。目３環境衛生費、節２８繰出金は、下水道特別会計、水道特別会計繰出金合わせて５５万８、０００円の減額です。目５健康増進事業費は、財源区分の変更です。

３２ページをお願いします。項２清掃費、目２塵芥処理費は、主に国の補正予算で繰越事業の海岸漂着物地域対策推進事業と現年分の同事業を精算するもので、節４共済費は、社会保険料等７２万６、０００円の増。節７賃金は２９８万６、０００円の増。節１１需用費は３１万６、０００円の増。節１３委託料は１４０万１、０００円の増。節１４使用料及び賃借料は７６万９、０００円の増額です。

３３ページをお願いします。款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、節１報酬は、農地利用最適化事業交付金事業分で５０万４、０００円の増額。節７賃金以下節１２役務費まで、農地中間管理集積支援事業の精算見込みによる減額です。目３農業振興費、節１９負担金補助及び交付金は、環境保全型農業直接支払事業補助金、青年就農給付金事業交付金合わせて４３１万３、０００円の減額。目４畜産業費、節１９負担金補助及び交付金は、補助金の組み替え。目５農地費は、節１１需用費、修繕料８０万円の減額です。

３４ページをお願いします。目６農業経営基盤強化促進対策事業費、節１９負担金補助及び交付金は、農地有効利用事業補助金５３万８、０００円の減額。目７堆肥センター費、節１１需用費は、消耗品費１５万円の減額です。

３５ページをお願いします。項２林業費、目１林業振興費、節８報償費は、実績見込みによりイノシシ駆除謝金４６万円の増額。節１３委託料は、森林病虫害駆除委託料３０万円の減額。節１４使用料及び賃借料は、事業費確定により２０万円の減額。目２林

道費、節１１需用費は、修繕料６０万円の減額。節１４使用料及び賃借料は、重機借上料３０万円の減額です。

３６ページをお願いします。項３水産業費、目１水産業振興費、節１３委託料は、築いそ等現況調査委託料１０万円の減額。目３漁港建設費、節１５工事請負費は、坂瀬川漁港改修工事、志岐漁港臨港道路整備分で９５３万円の減額です。

３７ページをお願いします。款６商工費、項１商工費、目３観光費、節１１需用費は、物産館等の修繕料９２万６,０００円の増額です。

３８ページをお願いします。款７土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費、節４共済費５,０００円の増額。目３道路新設改良費は、事業費の確定により節１３委託料、節１７公有財産購入費合わせて２８１万２,０００円の減額です。目４橋梁維持費、節１５工事請負費は、茶摘田橋補修工事費１００万１,０００円の増額。目５国道整備促進費、節１９負担金補助及び交付金は、負担金の確定により１６９万６,０００円の増額です。

３９ページをお願いします。項３河川費、目１河川総務費、節９旅費は１９万５,０００円の減額。節１９負担金及び交付金は、各負担金の確定で２０万５,０００円の増額です。

４０ページをお願いします。項４港湾費、目１港湾管理費、節１９負担金補助及び交付金は、富岡港改修事業負担金の確定により１２０万円の減額です。

４１ページをお願いします。項５住宅費、目１住宅管理費、節１８備品購入費は、消火器の購入費１万４,０００円の増額です。

４２ページをお願いします。款８消防費、項１消防費、目２非常備消防費、節９旅費は、県の操法大会の中止により訓練及び大会参加に伴う費用弁償１４０万円の減額です。目３消防施設費は、財源区分の変更です。

４３ページをお願いします。款９教育費、項１教育総務費、目３住宅施設費は、財源区分の変更です。

４４ページをお願いします。項２小学校費、目２教育振興費、節２０扶助費は、特別支援学級就学援助費２万１,０００円の増額です。

４５ページをお願いします。項３中学校費、目１学校管理費、節１４使用料及び賃借料は、公務用パソコンの更新を２９年度で実施することにしたため４０万１,０００円の減額。目２教育振興費、節２０扶助費は、特別支援学級就学援助費７万円の増額です。

４６ページをお願いします。項４社会教育費、目２公民館費、節１２役務費は、電話料１５万円の減額。目３社会教育施設費、節１３委託料は、運動公園整備事業費の確定により１６０万円の減額。節１５工事請負費は、総合センター改築工事請負費３００万

円の減額。節１８備品購入費は、温泉プール消火器購入費６万１,０００円の増額です。目４文化財保護費は、都市再生整備事業にかかる大手門公園整備事業費分で、節１３委託料、節１５工事請負費合わせて６０９万６,０００円の減額です。

４７ページをお願いします。款１０災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費、目２林道施設災害復旧費、節１３委託料は、ボーリング調査費１２７万５,０００円の増額です。

４８ページをお願いします。項２公共土木施設災害復旧費、目１河川等災害復旧費は、事業費の確定により節１３委託料、節１５工事請負費合わせて１億２,０３８万４,０００円の減額です。

４９ページをお願いします。款１１公債費、項１公債費、目１元金は、財源区分の変更。目２利子は、利率の低下により７００万円の減額です。

以上で、平成２８年度苓北町一般会計補正予算（第５号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑をされる方、ページ数をおっしゃってから質疑をされますようにお願いをいたします。

はい、それでは質疑を許します。ありませんか。

はい、野崎君。

○７番（野崎幸洋君） ３０ページの保育所等整備補助金で、先ほど説明では国照寺保育園の建て替えということでお聞きしましたけども、どの程度の、例えば、完全に壊して新築で建て替えされるのか、改修工事なのか、その辺の内容を教えてください。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 国照寺保育園の場合は、今の園舎を取り壊して、新しく建て替えるということで計画をされています。

○議長（山本政人君） はい、いいですか。はい、他にありませんか。

はい、浜口君。

○８番（浜口雅英君） ４８ページ、工事請負費が１億１,８００万円減額になっていますが、これはまあ国庫支出金も８,９００万減額ですが、ちょっと金額がかなり多額に、高額になります。箇所数とか減額になった大きな理由を教えてください。

それから、４７ページ、林道施設災害の調査委託はどこなんでしょうか。

それから、３８ページの熊本天草間幹線道路整備促進期成会の負担金が２５万４,０００円減額になっています。これは、天草下島の島民のやっぱり早期完成はですね、苓北町、天草下島島民の悲願だろうというふうに思いますので、こういうものは、やっぱり期成会の中で減額するんじゃなくて、なんか流用して、新たな、例えば決起集会とか、

あるいは県庁への陳情団とか、あるいは東京への陳情団をつくるとか、そういうかたちでやっぱり流用すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、32ページで、これは国庫支出金との関連があらうかと思いますが、国庫支出金が474万6,000円減になっています。入金は、16ページで、474万3,000円になっていますが、3,000円が多く出すようなかたちになりますが、その金はどこからもってこられたのかお尋ねします。

それから、25ページの交通安全対策費の中での消耗品が7万1,000円減額になっております。これは、昨日はちょっと再質問まで時間が足りませんでした。山間部ですね、カーブミラーが壊れたままになっています。不要ならば取り除いてあるはずですが、真ん中から折れたままでですね、放置された状況です。昨日はなんかえらいパトロールで回るとかなんとかちゅう話が出ましたけども、パトロールで回っておられない。そういう実態があるのではないかと思いますので、そこら辺は、そういう、減額せずに、そういう部分をよく調べてそれに回すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

それから、22ページで、4,590万円減額になっています。12ページとの関連があるのででしょうか。

それから、21ページの過年度収入福祉施設入所者負担金の過年度収入がありますが、これはどこからの収入なのでしょう。

それから、19ページで、堆肥センター、堆肥売払い収入が74万円減額になっています。かなりこれは金額は少ないわけですが、単価とかなんとかそういうものから考えると、大きな数値だろうと思います。当初の見込み数量と販売予定数量と実際の販売額、減額した理由ですね、そこら辺が、数量とその理由を教えてください。

それから、先ほどの話と関連しますが、16ページの3、目3の474万3,000円の補助金が、県補助金が増額になっていますが、これはいつやるのか。先ほどの説明の中ではそういう説明がなかったと思います。3月も半ば過ぎましたが、その中で500万のお金をどのようなかたちで使うのか。繰り越してやるのかどうか、そこら辺も教えてください。

それから、13ページで、民生費の児童福祉費補助金433万1,000円、これは保育所等整備交付金ですが、その内容を教えてください。

それから、12ページに、先ほどちょっと触れましたが、災害復旧費国庫負担金が8,900万円減額になっています。件数と理由を教えてください。以上です。

○議長（山本政人君） はい。えっと課長さんたちにお問い合わせをします。答弁をされるときには、ページ数をおっしゃって、そして答弁をされますようお願いをいたします。

はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、12ページでございます。災害復旧費の国庫負担金に関します説明でございますが、平成28年度におきまして、災害復旧の採択を受けた件数が22件ございました。今回、災害の申請前に当然予算の計上はしたわけですが、大型ブロック等での復旧を予定していた箇所が数ヶ所あったわけですが、それにつきましては、県のまず審査の段階でですね、大型ブロックの採用をちょっと見送れというような指示がございまして、大きく申請額が減額になったという次第でございます。そういう中で、国庫の補助金でございますが、66.7パーセントですね、その補助率によりましての部分で減額になった次第でございます。

次に、私のほうで38ページでございます。目5の国道の国県道の整備の促進費の中で、天草幹線道路の整備の負担金の中で、期成会の負担金25万4,000円が減額になったということでございますが、これにつきましては、昨年予定をされておりました天草島民集会のほうが、ご承知のとおり中止というようなことになったわけですが、その時点で、期成会に参加をいただいた皆さんにですね、お配りするタオルの部分につきましてはもう作成をいたしておりましたので、これは広くこの運動を周知するという趣旨の中で、議員の皆様方にもお配りをしたところでございますが、既にできておったということの中で配付をしておりますので、その費用部分についてはですね、この中で支出をされたかというふうに思います。議員のご指摘のように、このように予算を計上してですね、おりましたので、期成会としての活動ができればというふうに思うわけですが、それにつきましては、又期成会の中でのですね、動きの中では、県のほうへの要望活動もされておりますので、この部分については不用であったということの中で、期成会のほうからの請求が減額されてまいりましたので、今回の予算の中で落とさせていただいた次第でございます。

次に、48ページの災害復旧費のほうでございますが、これにつきましても、先ほどの収入の関係で、災害復旧費のですね、件数が予定をしていた事業費自体を、縮小せざるを得なかったという中で、今回の工事費の減額になったということでございます。

私のほうでは以上でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 47ページのボーリングの調査費でございます。これは、調査設計委託料の増額でございます。これは、苓北天草線都呂々地区のですね、林道の地滑り災害の追加の調査委託でございます。当初6mのボーリングを考えておりましたが、滑り面が出てきませんで、実績では29mまでいっております。相当深いものだと思っております。

それと、19ページの堆肥センターの減額でございます。これは、主なものは特殊堆肥の減額でございます。数量、この減額はですね、数量というよりも、2月現在で見込

みで、販売見込みがですね、271万円でございますが、2月、3月にですね、一番堆肥が売れる時期でございます。それを70万、80万売ったとしても、それだけのやはり当初の見込みの484万9,000円には届かないということで減額をさせていただきました。その理由といたしましては、現在調査中でございますが、主食用米の減ですね、WC S、飼料用稲ですね。これの普及により影響しているのではないかとということで、今現在調査をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 16ページの海岸漂着物地域対策推進事業費補助金でございますけども、これにつきましては、国のほうが28年度補正予算で対応することということで、今町も補正予算で対応ということになっております。事業の実施につきましては、5ページのほうで、来年度の繰越事業の承認のほうを申請しておりますけども、29年の4月からの実施の予定でございます。

それから、歳出のほうの32ページですけども、国県支出金の474万6,000円につきましては、この16ページの474万3,000円と、それから、次の17ページの衛生費県委託金でございますけども、浄化槽の設置等に関する事務交付金ということで、この3,000円を加えました474万6,000円をこの目に当てておりますので、474万6,000円となっております。

○議長（山本政人君） はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 13ページの保育所等整備交付金の内訳でございます。内容でございます。これは、志岐の国照寺保育園の建て替えということで計画をされておまして、総額が9,412万2,000円の、これは設計費、それから工事費、そして取り壊し分も含めての金額でございます。そのうち、地震保険が7,500万円入ったということで、それを差し引かせていただいて、補助対象経費が8,600、750万、失礼しました。750万の保険料が入ったということで差し引きまして、補助対象額が8,662万2,000円ということで、国の補助がそのうちの2分の1の補助、町のほうが4分の1、自己負担が4分の1ということで、そのうち28年度の交付決定通知が1割、433万1,000円交付決定がきておりますので、この分を計上しているというところでございます。

それから、21ページの老人保健、老人ホームの過年度収入の件ですけども、これは老人ホームの寿康園の入所者の方の分でございます。この方の分が収入申告漏れによりまして、追加徴収ということになりました。これが5年間の遡及ということで、現年分が、これは10ページに載せておりますけれども、62万4,000円、過年度分で371万7,000円、合計の434万2,000円が追加徴収ということで計上させていただきます。以上です。

○議長（山本政人君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 25 ページ、交通安全対策費でございます。今回の需用費の減額につきましては消耗品費でございまして、交通安全の啓発チラシ分の印刷等が確定いたしましたので、その分の減額でございまして、修繕に関する部分につきましては、予算をまだ確保いたしております。先ほどの交通安全施設パトロールの関係でお話がありましたけども、職員によるパトロール、それから交通安全協会、交通指導員による道路安全点検や、各区長さんからの行政通知による情報提供等をいただきまして、交通安全施設、カーブミラーでありますとか、ガードレールでありますとか、そういった部分の点検補修を行っております。ただ、先ほども申されましたように、特に山間地域においては、そういった見落とし等もまだあるようでございますので、今後はさらにパトロールを強化してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） はい、よろしいですか。

はい、浜口君。

○8 番（浜口雅英君） まず、今の25 ページの件ですが、このことについては、住民の生活に密着した部分について、どう整備していくのか。まあ、例えば、これとは関係ありませんが、外灯とかそういったものをどうするんだと。カーブミラーとかですね、ガードレールとか。それは全部、いつも区長さんからの連絡、地元からの連絡と。この前でしたが、この前の議会の中でそういう待ちの姿勢はやめて、積極的な取り組みをすべきじゃないかということ言うとりましたが、いつも返事は同じですね。やっぱ、今後、これは私のちょっと勘違いで、消耗品とあれが、カーブミラーが備品になるのかどうかよく分かりませんが、そういうものに使えないかということで質問しましたけども。やっぱりパトロール、道路維持等の関連があらうかと思います。やっぱ、区長さん任せでするけん、区長さん任せにして、職員はパソコンで仕事をしている。そういうこと、パソコンも大事ですが、現場に出向いて、住民の皆さんと触れ合う、接することがこれから先、段々段々疲弊していく、消滅自治体になろうかというそういうときには、やっぱり行政の職員と住民が接することが、まちづくりにつながってこようかと思います。これは金額には示されませんが、そういう取り組みをすべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、21 ページの過年度収入分ですが、これは一人でこれだけをとということになるのか、複数件数があつて、今のような事例になっているのか、あと一回教えてください。

それから、善亀線のボーリング試掘、試掘がボーリングですかね。6 mが29 mいったということです。これは、昨日、一般質問しました善亀線、昨日ちょっと、あのですね、再質問の時に尋ねようかと思いましたが、都呂々川の右岸、右岸と左岸と

分けた場合、右岸なんですよね。善亀線も右岸になる。ほいで、いうなら広域基幹林道の被災箇所も右岸になりますね。ちょっと地元の、これは確証はありませんけども、都呂々川の右岸は、なんかそういう崩れやすい地質になっているという地元の話でした。地元の方の話でした。その人も、そういう資格を持って調査されたということではなくて、ちょっと歳を召された方ですので、過去の実績の中で、あそこも崩れた、ここも崩れたと、それが都呂々川の右岸に多いんだという話もちよっとしておられます。もし、関連がなければ構いませんけども、6 mが30 mぐらい掘らなきゃ分かんやったということならば、やっぱり大規模な地滑りに発展する可能性もありますので、これはちょっとこのページとは関係ありませんけれども、土木サイドでももうちょっと速やかに、早いうちに確認をして、善亀線のほうですね、確認をしていただいて、木場の集落に壊れることが、崩土することがないように、崩落することがないように取り組みをしてもらいたいと思います。

それから、高規格道の負担金の問題ですが、これは確かに期成会の中でどう取り組んでいかれるのかということになろうかと思います。しかし、貴重なといいますか、厳しい財源の中で、やっぱり30万ぐらいの負担金を出すわけですので、期成会の中でもうちょっと議論をしていただいて、まあ例えば、この前の島民集会が都合で、熊本地震で確か取りやめになったと思います。そういう場合は、阿蘇の地震によって、地元の方のライフラインも遮断されたわけですが、苓北町には、天草下島には、そういう地震は今現在ありませんけども、結果的には4時間かかるというような状況。飛ばせば2時間半で来たとか、熊本からですね。そういう話もありますけども、やっぱり通常の、普通の運転すればやっぱ4時間ぐらいかかるわけですので、そういう部分はやっぱり期成会の中でもっと議論をしていただいて、困っているんだと、それがいいことには企業の誘致も、医療学校ですね、そういう部分についても非常に問題をきたしているんだと。それは、県が広域高規格道路の事業実施に向けての計画の中で、これが遅れることによってのデメリットは県自治体なんかも知っておられるわけですので、そこら辺をもうちょっと追求といいますか、お尋ねしてもらいたいというふうに思います。

それから、12ページ、48ページで、災害復旧で、町が大型ブロックを予定していたものが、県でもうちょっと小規模なものにやれということで、それをコンサルさんあたりとも十分議論された中で、小規模になったんだと思いますけども、安全性には問題ないということでもよろしいんでしょうか。

議長、以上です。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、38ページの幹線道路の整備の負担金の関係のご質問でございますが、今、ご指摘のように、まさにそういうことだというふうに思い

ます。28年度におきましては、この島民集会と併せまして、この事業の取り組みを周知するための看板をですね、2ヶ所設置をまたいたしております。そういう中で、平成29年度におきましても、10月の一番最後の土曜日になりますが、その時期に再度、島民集会を天草市におきまして開催するような予定で、今のところ進んでいるところでございますので、ご理解のほどよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、災害復旧に関しまして、48ページと12ページの関係でのご質問でございますが、確かに大型ブロックで施工すれば、当然より安全というのは、施設的に丈夫なものでございますのでそういうことになろうかと思いますが、今回、どうしても予算的な部分ということではまずはないかと思いますが、査定官の指示によってですね、そこら辺も県のほうと打ち合せをいただいた中での結果であるということで、ご了解をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 期成会の件で。この金を要望等々に使うべきではないかと。それはそれで、別の予算でですね、それぞれ熊本県、九州地方整備局、国土交通省は、全て大臣から幹部まで命を守る道路だと、そして流通道路だということを含めて、年に2回ほど行っているところでございます。そういうことも功を奏して、27年度の補正予算、そして28年度の当初予算、そして29年度も今までの絡みの中で、多分成果が出てくると考えておりますので。しかし、まだまだやらなければいけない案件が出てくるとすればですね、また増額してでもやっていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 他に課長さんたち、なかったかな。

はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 21ページの老人ホームの過年度収入につきましては、お一人分でございます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） これ、一人でこれだけの金額を、何回払いでする、さすわけですか。あと一回。

○議長（山本政人君） はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） はい、既に納入は済んでおります。

○土木管理課長（山口仁人君） 答弁もれがございましたので、答弁をさせていただきます。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 先ほど、野田課長のほうのですね、広域基幹林道のボーリング件の説明はあったわけでございますが、私のほうでも善亀線についてのご質問がございましたので、これについてちょっと昨日、説明不足の分がございましたので、

追加でちょっと説明をさせていただきたいというふうに思いますが、今、法面のほうに施工されております法面のほうを押さえるためのアンカー工事をですね、施工しております分につきましては、多分、縁故滑り等を想定した中での法面の押さえということの中で、単年で事業の判断ができた物件だろうというふうに思いますが、この地滑りの工事に関しましてはですね、一昨年、平成27年の12月に年柄にございます上唐津丸線の災害復旧工事を施工するにあたりまして、国土交通省のほうに出向きまして、地滑りの協議を行ったところでございますが、その際にこちらで県等にもご相談をいたしまして、ボーリング等々の調査を実施をして、国土交通省との協議に臨んだわけでございますが、その段階でですね、やはりこの地滑りというところの判断については、もうその1年ぐらいの判断じゃ無理ですよということで、長い期間、少しずつ少しずつ動く中で、長い期間をかけて調査をして、さらに災害というかたちで路面に被災があって、その災害が止まった段階で初めて申請できるんですよということで、非常に長期間の時間を要するんだということが指摘を受けました。さらに、その時点で既に1,200万ほどの調査費を突っ込んでおりましたけども、ここの工事費というのは3,000万ちょっとでの採択をいただいただけです。そういう状況の中で、金を突っ込んで、どれだけの工事費が付くのかというのがですね、非常に不明確なんだそうです。そういう状況で私どもも、国土交通省との協議に臨む中でですね、さらにお金をかけてくれ、調査をされますか。それとも交通量、いわば、お金を突っ込んでどれだけの効果があるかということですね、相当問われました。確かに、上唐津丸線については、上のほうには住宅はないわけですが、国道が塞がれた場合の、どうしてもここは重要な迂回路になるんです。過去にも利用した実績があるんですよということで協議をした中で、3,000万円近い事業をですね、認めていただいた経緯がございます。しかしながら、この善亀線についてはこの前、県の方にもですね、見ていただいた折に、そのようなちょっと説明がもし国に聞かれたときに、ここに例えば億の金を突っ込むとしたときに、町として事業効果をどれだけ説明できるかということは、十分に検討しといてください。そうでないと、調査だけして、お金はかけたんだけど、いや採択は無理ですよという話には確かになる可能性もあるんですよ。ですから、慎重に取り組みをしていただきたいということで、県からも指示をといますか、ご指導いただいていますんで、今回のご質問があった中でですね、確かに数千万かかるということについて、町もやはり十分に検討した上で、判断をする必要があるということで、今ちょっと時間をかけている状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） はい、特別に許可します。どうぞ。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 善亀線の話が出ました。まあ事業の効果、大きな道路があるの

か、大きな畑があるのか、工場があるのか、そういうものになろうかというふうに思います。ただ、善亀線の場合は、今日地図持ってきてきませんで、昨日地図は持ったわけですが、あれを見ると、蔭平橋と下んとは木場橋やったかな何やったかな、あの挟んだ区域は尾根になってますよね。広域基幹林道が26mの予定が30mぐらい掘ったって。5倍ぐらいの深さに、その掘らんとそこに達しないということでしょう、安定地盤までですね。となってくると、やっぱあそこで30mぐらい、善亀のほうですね、すると、あの大きな山は、尾根は、大きな山じゃありませんけど、尾根とすれば大きいんで、あれが全部、最悪の場合ですね、ちょっと被害、過大被害になる、過大な想定になろうかと思いますが、あれが落ちた場合は、下の集落が10件か15件、多いか少ないかはそれぞれの見方によりますけども、の集落を襲う可能性がある。やっぱそれは一概に被害の程度ですね、が簡単な判断は難しいと思います。そういう質問が国からあったときには、国は地方創生でそういう山間部に力を入れとっとじゃなかですかということば、石破大臣に、元大臣にちょっと相談してみなっせって言い方をすれば、石破さんも今がチャンスと思とらすけんが、大きな、よし僕が一肌脱ぎますよということと言われるかもしれないというふうに思います。だけん、価値観っちゅうのはですね、非常にやっぱ難しい。大都会ならば、人間が多かところ、車が多かところ、ならば何ですってかって。爪ん垢ごたつともすってかって。田舎ならば、指がなくなってしまうような大きなものも、人間がおらんけんせんとかって。極端な言い方、ちょっと例えがあまり適当ではありませんけど、私のレベルではそういう感じで国にもお願いするもんはお願いする。自前で苓北町の町長が、地域の皆さんの命を守る、生命と財産を守ると、そういう気持ちの中でどれぐらい町費を突っ込みきるのか。そういう問題も出てこようかというふうに思いますので、ぜひ、期間は、方法はいろいろあろうかと思います。例えば、適当なところ何ヶ所かに杭を打って、ひもを張って、ひもが切れるのか、あるいは伸びたのか、伸びなかったのか。そういう検査の仕方もあろうかと。これ実際、坂瀬川の鶴ではですね、そういうかたちで地盤がどのぐらい動いたかっていうことを記録してある例もあろうかと思いますので、そこら辺のところは安上がりで、何千万円もかけなくても、安上がりでその検査はできるかというふうに思いますので、より工夫していただいて、あの地域の皆さんの生命、財産を守るような取り組みをしてください。

終わります。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） こういうことをですね、地方創生の観点から国土交通省あたりに言えば、そういう過疎、本当の過疎になったところは、コンパクトシティにしてくださいと言うんですよ。みんなやっぱり集まって、そして高齢者が増えているから、病院も近く、なんも近く、そういうことにしてくださいということは今言ってるんで、私も

今、浜口議員の気持ちは一緒です。一緒ですが、なかなかその説得力がですね、通じないところも、今国の方針として出てきているということでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

はい、山下君。

○10番（山下時義君） 同じく、47ページのことで。林道のことですけどですね、先ほど浜口議員からご質問がありましたように、6mのボーリングが29mになったということで、もう既に災害があってから1年半ぐらいですかね、経過しているわけで、今後のこのボーリング調査が終わって、どういう工程で、どういう工事になっているのかということをお尋ねいたします。

善亀線については、大変こう地元議員として、浜口議員から貴重な質問をいただいて、町長からの答弁もあったわけですが、やはりあの地域にはですね、下のほうに住家もあります。非常に過疎地域であります、やはりここはですね、町長が頑張っていて、ぜひ大きな災害が発生しないような方法でですね、していただきたいことを強く要望いたしたいと思います。ちょっと、野田課長、よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 広域林道の地滑りの災害については、大きく地滑りを、活動をですね、滑りを、動き始めたのが昨年5月の25日の前後からだ認識しております。それで、現在も地滑りは、動いております。議会の始まる前に現場を確認してまいりました。路体自体が相当に被災して、道の下側の山は、ずっともう崩壊している状況です。現在も継続中ですが、土木管理課長が申し上げましたとおり、今後、いつごろになるか分かりませんが、まず当面、梅雨ですね、梅雨を空けて、梅雨時期にはどうしても雨が多ございますので、梅雨の終わって、その後にまたしっかりと確認をする。それで状況が安定しているようであれば、本格的な測量をして査定の準備に入りますが、ずっと動いている状況であれば、それがいつになるかというのは、現在のところ分からない状況です。当面は梅雨明けを目途に、状況を、現場の状況を見まして、判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） はい、山下君。

○10番（山下時義君） 私は非常に素人で質問するのも恐縮かと思いますが、ご承知のように、4月の14日の日に震度7.2、16日の未明にまた震度7.2というような大きな地震が発生したわけですね、昨年。この関連は全然ないのか。地元ではですね、その関連もあっとじゃなかつたかという声も実はあるんですよ。そういうとは、役場としてですね、県なんかお話をしていただいたことはないのかどうか。その辺をお尋ねします。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） ご存じのとおり、兆候があったのは、地震のですね、前から、若干の兆候はございました。それで、大きく動き始めて余震も続いたわけですので、要因がないとは言えない、地震の要因がないとは言えないと考えております。それを、実際災害のですね、査定の段階、事前協議でも構わないんですけども、それで国が認めていただけるかどうか、そしてそれを検証できるような資料が提出できるかどうか、今の業務委託をしている状況ですけども、国の判断とこちらの業務委託のですね、検証できる材料があるかどうか、それにかかってくると認識しております。今後も国と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） はい、山下君。

○10番（山下時義君） 今、課長からご答弁いただきましたけどもですね、本渡のご存じのように、市役所なんかは地震によって8億円ですかね、補助金にくるというような話も聞いております。それで、町の負担がですね、少しでも軽減になるように、そういうことも町長含めてですね、ぜひ一つ、この災害を食い止めていただきたい。大きな金がかかろうと思いますのでですね。地元は大変困っているんですよ。いつになったら通行でくつとですかっというのを、私たちもよくお尋ねになります。それは今調査中ですよっていうのしか答えきらんわけですよ。ぜひ一つ、そういうことで頑張っていたきたいと思います。町長、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 経済は今、農林水産課長が説明したとおりでございまして、とにかく滑りが止まらないことには、県国の判断ができないということでございます。予兆は以前からあったと。先ほど浜口議員からの話で、崩れやすい地盤の中で大きな揺れがあったんで、私も地震の影響であると思っております。それで、担当課長にも県あたりと折衝するときには、地震の影響があったということを伝えてくれと。それと併せて、前後してですね、389号線の大岩が落ちてきました。あれもやっぱり地震の影響であると私は信じ込んでおります。今調査を、県が入念な調査をやっておりますので、どういう判断をするか分かりませんが、とにかく地震のあとに、今までなかったような大きな動きがあっているわけでございますので、この辺を主張し、しかし、国県を認めさせるのには、やっぱり実証がないとなかなか難しい点もございまして、そこは今後の動き、滑りへの状況をしっかりと地震に結び付けられるようなことができるかどうかにかかっていると思っております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

はい、田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 33ページです。環境保全型農業直接支払事業補助金と、青年就農給付事業交付金の減額になっておりますけど、これを教えてください。そして、農

地の修繕料は、これはどこか。

34ページです。農地有効利用事業補助金がありますけども、これはどこか教えてください。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 33ページでございますが、環境保全型農業直接支払事業の補助金の減額でございますが、これは当初ですね、当初計画していたのがですね、111haを予定しておりました。それが実績によりまして、60haに減額になったということです。これは一定の環境保全のために、苗木の種子消毒ですね。それと、畦畔の除草の管理。これを条件にですね、直接支払を受けるものでございますが、実績による減額ということでございます。

それと、青年就農給付金の減額の225万円でございますが、これは実際の申請時期というか、就農時期ですね。これが3人分の半年分が75万の3人分でございますが、これがその期間に合わせて減額になったということでございます。

それと、34ページのですね、農地有効利用補助金でございます。これは農地の貸し借りに伴いまして助成するものでございますが、契約のですね、面積実績が当初12万4,600㎡を予定したわけですけども、実績として10万3,667㎡に減額して契約の更新があったということでございます。以上です。

えっとですね、失礼しました。失礼しました。えっとですね、修繕料の減額はですね、農道等の維持管理でございますが、この中に三九郎のですね、修繕工事が入ってありました。想定したよりですね、土砂の状況、それともう1件、平山の用水路のですね、災害復旧工事、これの立木処理ですね。倒木がありましたものですから、その立木処理ですね、倒木がありましたものですから、その立木処理が想定した額より安く収まったために、この80万の減額となりました。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

はい、田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 環境安全農業直接支払は、これはなかなか難しくて、110haが60haということのあれになってますけども、これ写真を撮ったり、なかなか難しかったですもんね、これ、全部しなきゃ。だから、そこら辺ももう少し簡素に、補助金をもらえるような方法でできないのか。なんせ畦はろうたとか、みんな写真付きで出せとかいろいろあつとですよ、基準が。だからそこら辺で減とっとじゃなからうかと思えますけども、やっぱり一応、出荷している分には、こういう補助がありますので、なるだけ簡素化できんか、また一つお願いします。

それで、この青年就農金の利用に対しては、3名分とか言うとして。昨日、石田議員のほうからもいろいろ一般質問でありましたけども、やっぱりある程度まずは広めてで

すね、そういうもらえるような状況をつくっていただければと思います。終わります。

○議長（山本政人君） 答弁いますか。

○9番（田嶋豊昭君） いいです。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

はい、高戸君。

○3番（高戸幸雄君） この補正とは直接関係ございませんけども、先ほど、直接というか間接というか。すみません、今んとはちょっと訂正させてください。浜口議員のほうからも、名前を挙げてなんですけども、期成会の質問が出ましたので、関連ということでお許しをいただきたいと思います。実は、3月8日付けの熊日に、第二瀬戸大橋の着工という記事が載っておって、平成22年度には竣工の見込みであるということで、生きているうちにどうにか通れる可能性が出てきたなと思っているところでございます。せっかくの予算が付きましたのでですね、土木課長、なるべくならば、以前から看板をもう少しいいのを立てようじゃないかという話もありましたので、そういった方面に利用していただくこともやぶさかではないのではないかなと思います。それから、県議会のほうで、地元選出の、この前楠本県議が瀬戸大橋、第二瀬戸、今度は池田県議のほうで、大まかな天草一般の陸海空のそれぞれの道路等について、空路等について、ご質問をされているようでございます。天草地域に交通の多重性をいうことで、熊日のほうにも大きく今回取り上げていただきました。そこで、新年度予算の中で聞くべきかと思ひますけども、海上交通についても、従来の補助事業を継続して行うということで、これは記事に載っておりますけども、富岡航路、茂木富岡間のこの航路には、県からの補助金があったようなないような、ちょっと今やぶさかではありませんけど、企画課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 今のはあれですか。

○3番（高戸幸雄君） 一応、謝りました。

○議長（山本政人君） 謝ったって、それ、あれやん。

○3番（高戸幸雄君） いいです、いいです。新年度で聞きます。

○議長（山本政人君） それでしてくださいね。他にありませんか。

はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 19ページの不動産売払収入、これ場所と単価と面積と教えていただきたいと思います。

それと、33ページのですね、農地振興費の中で、先ほどの田嶋議員の関連した質問になりますけども、これは、予算は、これは一応減らされて。

○議長（山本政人君） はい、今、質問中ですが。そうそう。

○11番（錦戸俊春君） 失礼しました。これ予算が減額になってますけど、当初は多

分金額が高かったと思うとですよ。個人に出る補助額が。それが、何か申請者が多いからということで減らされたような話をちらっと聞いたんですけども、そこら辺はなんか最初の金額が、申請者が多いので金額を減らしますとかなんかという話をちょっと聞いたんですけども、そこら辺は実際そういうふうなことだったんですか。だったんでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 19ページの不動産の売払収入についてご説明を申し上げます。この不動産の売払収入につきましては、町有地でございますけども、富岡の新富ですね、5丁目地内で、東海岸の道路に面する部分の町有地を売却をいたしております。この分が、金額で73万4,400円でございます。単価については、一応1万5,000円ほどの金額でございます。

次に、もう1件が富岡の字江里地内でございますが、こちらのほうにつきましては、県のほうにですね、里道の払い下げというようなことで147万9,075円で売却をいたしたところでございます。

以上、2件が売却でございます。一応、この単価については、里道の単価につきましては、隣接地の評価額を基にですね、算定をして、一応県と協議をした中で金額は決めさせていただいております。以上でございます。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 33ページのですね、環境保全型農業の直接支払事業の単価の件でございますが、これは、当初からですね、1aあたり400円ということで計上いたしております。補正後もですね、単価は変わっておりません。やはり面積の実績の減による減額ということでございます。

○議長（山本政人君） はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） いやいや、私が言うとは、予算はそれで。当初のですね、当初は多分なんか申請をするときに、されるときにですね、これだけあったばってん、途中でなんか減額になったような。極端に言うならば、最初5,000、平米5,000円、平米というか、単位ですか、5,000円ぐらいの単価がなんか申請が多かったから4,000円に減らされましたとか何かという話が、ちらっと聞いたような感じがすつとですけど、そこら辺はそうではなかったんですかね。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） えっと、ちょっとそれは担当のほうに確認しなければちょっと分からない状況ですけども、国といたしましてはですね。

あの、今の、400円っていうのは1aあたりで、10aあたりが400円ということでございまして。失礼しました。1aあたりが400円ですね。10aあたりが4,

000円ということでございます。国といたしましても、そのような状況がよくあることはございます。実際に確保した予算が、取り組みのですね、当初の面積が予定されたよりも多いということで、単価をちょっと下げたりすることも、この事業を進める上では、配分ですね。国からの配分によって、単価を下げる場合もございますので、その辺はちょっとまた確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第3号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第3号、平成28年度苓北町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、11時5分まで休憩をいたします。

————○————

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

————○————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

————○————

日程第3 議案第4号 平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 日程第3、議案第4号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第4号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,419万2,000円を追加、歳入歳出それぞれ12億8,639万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、平成28年度国民健康保険特別会計への財源不足により、保険給付費等の財源を確保するため、熊本県からの広域化等支援基金貸付けや、交付金

の交付額確定による減額や増額が主なものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。まず、歳入ですが、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、目2高額療養共同事業負担金、及び目3特定健康診査等負担金は、国からの決定通知に基づき確定したもので、合わせて1,943万1,000円の増額補正でございます。

次に、8ページをお開きください。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2国民健康保険制度補助金は、国の決定通知によるもので、目3災害時特例補助金は、熊本地震による一部負担金免除にかかる補助金でございます。合わせて22万2,000円の増額補正です。

次に、9ページをお開きください。款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金は、国の決定通知に基づき確定したもので735万8,000円の増額補正でございます。

次に、10ページをお願いいたします。款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金の5,435万1,000円の減額は、支払基金の決定通知により、前々年度の精算として減額されたためでございます。

次に、11ページをお開きください。款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、及び目2特定健康診査等負担金は、県の決定通知に基づき確定したもので、合わせて19万8,000円の増額補正でございます。

次に、12ページをお開きください。款9共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、及び目2保険財政共同安定化事業交付金は、それぞれの共同事業交付金の額の確定によるものでございます。

次に、13ページをお開きください。款10財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、財政調整基金の積立利子1万2,000円でございます。

次に、14ページをお開きください。款11繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、国保会計の財源不足によります保険給付費等の財政支援繰入金として、一般会計から820万円を繰り入れるものでございます。

次に、15ページをお開きください。款13諸収入、項4雑収入、目1一般保険者第三者納付金、目2特定健康診査等利用者負担金は額の確定により、合わせて122万5,000円の増額補正でございます。

次に、16ページをお開きください。款14町債、項1広域化等支援基金貸付金、目1広域化等支援基金貸付金は、国保会計財源不足により生じた不足額4分の3に該当する貸付金2,459万8,000円の増額補正でございます。

次に歳出でございます。17ページをお開きください。款1総務費、項2総務管理費、目1一般管理費は、旅費、需用費、委託料合わせまして26万円の増額補正です。

次に、１８ページをお開きください。款１総務費、項４医療費適正化対策事業費、目１医療費適正化対策事業費は、賃金改定によるレセプト点検嘱託員報酬の３万５,０００円の増額補正です。

次に、１９ページをお開きください。款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般保険者療養給付費、目２退職者保険者療養給付費、及び目３一般保険者療養給付費は、医療費及び療養費の不足が見込まれますので、合計で６,７８８万８,０００円の増額です。

次に、２０ページをお開きください。款２保険給付費、項２高額療養費は、一般保険者及び退職被保険者ともに、高額療養費の不足が見込まれますので、合計で１,３５０万円の増額でございます。

次に、２１ページをお開きください。款３後期高齢者支援金等、項１後期高齢者支援金等、目１後期高齢者支援金は、支払基金からの通知により６１６万円の減額でございます。

次に、２２ページをお開きください。款６介護納付金、項１介護納付金、目１介護納付金は、支払基金からの通知により７６０万円の減額でございます。

次に、２３ページをお開きください。款７共同事業拠出金、項１共同事業拠出金の高額医療費、共同事業医療費拠出金、及び保険財政共同安定化事業拠出金は、拠出金の確定額に基づき、合計で１,４０８万２,０００円の減額でございます。

次に、２４ページをお開きください。款８保険事業費、項１特定健康診査等事業費は、賃金改定による訪問指導員報酬の増額と、特定健康診査委託料の額の決定により、合計で２万２,０００円増額でございます。

次に、２５ページをお開きください。款８保健事業費、項２保健事業費、目２疾病予防費は、データヘルス支援システム負担金の増と、大腸がん検診補助の減額合わせて１万８,０００円の増額です。

次に、２６ページをお開きください。款９積立基金、項１積立金、目１財政調整基金積立金は、利子積立による１万２,０００円の増額です。

最後に、２７ページをお開きください。款１１諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目３償還金は、平成２７年度特定健康診査等負担金及び調整交付金の国及び県負担金の確定に伴う返還金２９万９,０００円の増額でございます。

以上、平成２８年度３月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、高戸君。

○３番（高戸幸雄君） ページ数で、４ページと１６ページにそれぞれ記載してござい

ますけども、地方債の補正でございます。従来、地方債というものは十万単位で、丸めと言いますかね、そういう借入れがあつていたと解しているわけでございますけれども、今回は千円単位まで限度額が示されております。まず、この限度額がどうしてこのように千単位までなのかというのが一つと、この償還の方法の中で、総額を5で除した金額であるということを述べてあります。千単位までということで、これもまた千単位では5で割り切れない数字になっておりますけども、確認の意味で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議員おっしゃるとおり、地方債におきましては十万単位で丸めるということもあるかと思います。また、一万単位で丸めるものもございます。また、千円単位ということもあるように聞いております。これは、貸し手のほうで利息の計算がしやすいということで、十万単位で丸めているということが多いというふうに聞いております。今回、借入れに際しまして、県のほうと確認はいたしましたけれども、今回の借入れする金額につきましては無利子でございます。結局、不足額が3,279万8,000円と見込みまして、その分の4分の3、2,459万8,500円がその4分の3に該当する金額になるわけですが、500円を差し引きまして2,459万8,000円ということでの上程をさせていただいております。県のほうに確認しましたが、千円単位でも構わないということでございまして、またその貸付要綱につきましても、その辺は謳ってございません。以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。はい、他にありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 3ページの保険給付費ですが、今いろいろ話の中でですね、なかなか見込みが難しいと。医療技術の高度化とか、医薬品が非常にいいものが、高いものが出たと、そういう話でしたけども、今回の補正後の額が8億694万円ですか、で、ほぼ決まりということでもいいのか。今後、なんとも言えないということなのか、ちょっと状況を教えてください。

○議長（山本政人君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 只今の件につきましては、今回補正をあげております金額につきましては、確定した分を月で割りまして、いわゆる一年分を出しております。今の動向で見ますと、27年度よりも若干少なくなるんではなかろうかというふうには見込んでおります。ただ、あと1ヶ月分の請求が、約1ヶ月後に来ますので、その辺ではっきり確定をいたします。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） はっきり分からないということでもいいんですかね。

終わります。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第4号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第4号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第5号 平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、議案第5号、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第5号、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ1,488万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,853万9,000円とするものでございます。

補正の主な理由につきましては、歳入では国県の負担金の確定と、歳出では保険給付費の確定見込みによるものでございます。

それでは、補正予算の中についてご説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。歳入です。款3国庫支出金、項2国庫負担金、目1介護給付費負担金156万3,000円の増額は、介護給付費負担金交付金確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金856万3,000円の減額は、介護給付費交付金確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金231万7,000円の減額は、介護給付費負担金確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当

金 7,000 円の増額は、介護給付費準備基金の預金利子確定によるものでございます。

10 ページをお願いいたします。款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金、目 3 事務費繰入金、及び目 4 介護保険料軽減繰入金、合計で 191 万 9,000 円の減額は、事業確定見込によるものでございます。

11 ページをお願いいたします。款 7 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金 375 万 6,000 円の減額は、介護給付費減額見込みにより、基金とりくずしを取りやめるものでございます。

12 ページをお願いいたします。款 9 諸収入、項 3 雑入、目 4 過年度収入 10 万円の増額は、介護給付費行政処分に伴う返還金によるものでございます。

13 ページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、項 4 地域包括支援センター運営事業費、目 1 地域包括支援センター運営事業費、節 13 委託料 10 万 8,000 円の増額につきましては、29 年度から介護保険法改正による報酬単価の改訂及び総合事業における請求処理の機能変更に伴うシステム改修の委託料でございます。

14 ページをお願いいたします。款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等給付費 1,260 万円の減額は、事業確定見込みによるものでございます。

15 ページをお願いいたします。款 2 保険給付費、項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス等給付費 240 万円の減額は、事業確定見込みによるものでございます。

16 ページをお願いいたします。款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金 7,000 円の増額は、準備基金の利子、預金利子確定によるものでございます。

以上が、平成 28 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第 5 号、平成 28 年度苓北町介護保険特別介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第5号、平成28年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第6号 平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、議案第6号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第6号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万4,000円を減額し、補正後の予算額を1億1,003万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、後期高齢者健康診査事業と長寿健康増進事業の決算見込みによるものでございます。

補正の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお開きください。まず、歳入です。款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金の事務費繰入金3万円の減額は、決算見込みにより医療機関へ再委託しております後期高齢者健康診査の分の減額でございます。

7ページをお願いいたします。款5諸収入、項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入87万8,000円の減額ですが、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合から委託を受けております後期高齢者健康診査の分の減額と、歯科の口腔健康診査の減額でございます。

8ページをお願いいたします。款5諸収入、項5雑入、目1雑入、長寿健康増進事業収入1万4,000円の増額ですが、燃料費の増額によるものです。

9ページをお願いいたします。歳出になりますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費89万4,000円の減額は、燃料費の増額、医療機関への健康診査委託料及び国保連合会への健康診査負担金の減額に伴うものでございます。

以上が、平成28年度3月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第6号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第6号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第7号 平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第6、議案第7号、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第7号、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,898万円とするものです。内容は決算見込みに伴うものが主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料の節2過年度収入につきましては、平成26年度の滞納繰越分5,000円が27年度決算時点で計上すべきでしたが、計上が漏れておりましたため今回計上させていただきました。

7ページをお願いいたします。款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、実績により8,000円の増額でございます。

8ページをお願いいたします。款4繰入金、項1、目1、節1一般会計繰入金につきましては、決算見込みの歳出減のため200万円の減額でございます。

歳出につきましては、9ページをお願いいたします。款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節15工事請負費は、入札残により86万8,000円の減額です。節19負担金補助及び交付金は、都呂ダム共同管理費負担金で112万7,000円の減額です。これは平成27年度の都呂ダムの決算に伴う負担金の精算により112万

7,000円の残額が生じたため、平成28年度の負担金を減額するものです。

10ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更です。

11ページをお願いいたします。款3積立金、項1、目1、節1積立金は、基金利子8,000円を水道事業基金へ積み立てるものです。

以上で、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 6ページですね、過年度収入の件ですけれども、ちょっと聞きそこないかしれんですけど、26年度分の計上漏れとかなんかで、ちょっとなんか言われたような感じがしますけれども、内容についてちょっと教えていただけますか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 過年度収入につきましては、平成26年度に5,290円の滞納がございました。平成27年度も徴収を、催促のお願いをしたんですけども納入していただけてなくて、27年の決算におきましても、同じく5,290円の滞納繰越となったわけがございますけれども、本来、9月の決算時点で分かっておりましたので計上すべきであったんですけども、9月補正で計上が漏れておりましたので、今回計上をさせていただいたということです。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 何かちょっと意味がよく分からなかったんですけど、この5,000円をそすと、この5,000円っていうのは、5,290円のうちに、この5,000円というのはどういう意味なんですか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 予算につきましては一応切り捨ててでございますので、5,000円ということにしておりますけれども、26年度に、要するに5,000円のちょっと滞納が発生しまして、それを27年度も当然過年度収入ということで計上したわけがございますけれども、27年度におきましても、この方、現在もう町から転出しておりまして、そちらのほうに郵送でずっと請求書等の送付をしたわけがございますけれども、受け取り拒否というようなことですね、27年度におきましても徴収ができておりませんでした。それで、27年度の決算におきましても、一応滞納繰越というかたちで一応5,000円が残ったわけがございますけど、それを28年度決算で、28年度予算の中で過年度収入としてあげなければいけなかったんですけど、本来決算が分かっ

た時点の9月であげるべきだったんですけども、9月の補正で計上漏れをしておりましたので、今回あげさせていただくことでございます。この補正につきましては、28年度におきまして、残念ながら収入を、納入をしていただいておりますので、これにつきましては、また28年度の決算でも滞納というかたちには、現在のところはなる見込みの金額でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○11番（錦戸俊春君） はい、分かりました。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） 1点、お尋ねいたします。いわゆる水道の有収率ですか。地区によって低下しつつあるということで、今調査中と聞いておりますが、その後、動きってあったのでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 水道の有収率につきましては、平成29年の1月に、特に富岡地区のほうで数値が低いというようなことでございまして、富岡地区を重点に1月に漏水調査をいたしました。その結果、一応、本管については発見できなかったんですけども、引き込み管のところで、実際現在は使っていないところとかの漏水を、一応6ヶ所は見つかりました。一応、現在もう修理のほうは終わっているわけですけども、数的に改善されているかどうかの検証については、まだちょっと今現在、まだ終わっておりません。

○議長（山本政人君） はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） 終わります。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第7号、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第7号、平成28年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第8号 平成28年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第7、議案第8号、平成28年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第8号、平成28年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億5,069万4,000円とするものです。内容は決算見込みに伴うものが主なものでございます。

4ページをお願いいたします。地方債の補正です。工事請負費の確定見込みにより20万円減額し、限度額を330万円とするものでございます。

歳入につきましては、7ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項、目、節1分担金は、実績見込みにより21万7,000円の減額でございます。当初、20件の予算を計上しておりましたが、実績で一応18件の前納分と、前からの分の分ということで、21万7,000円の減額となりました。

8ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1現年分は、実績見込みにより200万円の増額でございます。

9ページをお願いいたします。款4繰入金、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金、使用料収入の増、及び決算見込みによる歳出減のため358万3,000円の減額です。

10ページをお願いいたします。款7町債費、項1町債、目1、節1下水道事業債は、工事請負費の減額確定見込みにより20万円の減額でございます。

歳出につきましては、11ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費、節3職員手当の時間外勤務手当10万円、節9旅費の10万円のうち1万円、節11需用費の食糧費30万円、節14使用料及び賃借料の車等借上料10万円につきましては、7月に開催を予定していた全国町村下水道推進大会が、熊本地震のため中止になったため減額するものでございます。節9旅費の残り9万円、節11需用費の光熱水費、主に電気料でございますが100万円。節13委託料の汚泥運搬処分委託料70万円の減は、実績見込みによるものでございます。節13委託料の長寿命化計画策定委託料30万円の増。節15工事請負費25万円の減は、補助対象事業でマンホールポンプの更新工事の請負残が出たため、環境の調査、清掃委託のほうに組み替えるものでございます。節19負担金補助及び交付金、使用料徴収交付金は、使用料の収入増により不足が生じたため25万円増額するものです。

以上で、平成２８年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第８号、平成２８年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第８号、平成２８年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第８ 議案第９号 平成２８年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第８、議案第９号、平成２８年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第９号、平成２８年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８８万７,０００円を減額し、歳入歳出それぞれ４,８９４万２,０００円とするものです。主な内容は、決算見込みに伴うものです。

４ページをお願いいたします。地方債の変更でございます。工事請負費の確定に伴う町債の変更で、限度額を２４０万円から１８０万円に減額するものです。

歳入につきましては、７ページをお願いいたします。款１分担金及び負担金、項１、目１、節１分担金は、額の確定に伴い３３万４,０００円の増額です。今年度工事の３期と昨年３月完成の１基、合計４基分の分担金でございます。

８ページをお願いいたします。款２使用料及び手数料、項１使用料、目１個別合併処理浄化槽使用料、節１現年分は、実績見込みにより４５万６,０００円の減額です。使用料金につきましては、一律２００円の値上げをお願いいたしましたが、平成２９年２

月の徴収世帯417件のうち、70歳以上の一人暮らし世帯、5割減免の対象世帯が38世帯、70歳以上二人世帯が、3割減免でございますけども41世帯あったことにより減額となりました。

9ページをお願いいたします。款3県支出金、項1県補助金、目1、節1特定地域生活排水処理事業費補助金は、実績により16万5,000円の減額です。熊本県浄化槽設置整備事業補助金は、28年度の事業実績に伴い、事業費の6分の1が交付されるものですが、28年度工事を行った3基のうち、一般家庭が補助対象ということで、1基分につきましては事業所でございましたので、補助の対象外ということで2基分になったため14万円の減額でございます。熊本県浄化槽市町村整備推進事業交付金は、起債の償還に充てるため、前年度事業費の6.5パーセントを補助するもので、前年度事業費の確定により2万5,000円の減額でございます。

10ページをお願いいたします。款7、項1町債、目1、節1下水道事業債は、工事請負費県補助金受益者分担金の確定に伴い、起債を60万円減額するものでございます。

歳出につきましては、11ページをお願いいたします。款1特定地域生活排水処理事業費、項1特定地域生活排水処理管理費、目1一般管理費、節8報償費は、受益者分担金報奨金を3基分の予算を計上していましたが、4基の前納があったため不足分の1万4,000円を増額するものです。節11需用費は、ブロワーなどの修理費、節13委託料は、浄化槽維持管理委託の実績見込みに伴い、それぞれ35万6,000円、10万円を減額するものです。

12ページをお願いいたします。款1特定地域生活排水処理事業費、項2、目1生活排水処理事業費は、事業費の確定に伴い、事業費を6万5,000円、工事請負費の入札残を38万円、それぞれ減額するものです。

13ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更です。

以上で、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第9号、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第9号、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 同意第1号 苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について

○議長（山本政人君） 次に、日程第9、同意第1号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第1号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてのお願いでございます。

次の者を苓北町都呂々財産区管理会委員に選任したいから、苓北町都呂々財産区管理会設置条例第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

第一選任区、西田新一、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・でございます。

第二選任区、岡田晴喜、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・でございます。

第三選任区、富田隆、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・でございます。

第四選任区、窪井隆三、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・でございます。

提案理由でございますが、苓北町都呂々財産区管理会委員の任期満了に伴い、管理会委員4名を選任する必要があるためでございます。

ご同意のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、只今説明が、なにかお尋ねになることはございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論もありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

これから、同意第1号の苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

只今の出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条、第2項の規定によって、9番、田嶋豊昭君、10番、山下時義君、11番、錦戸俊春君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。投票用紙のそれぞれの枠の中に、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

（投票用紙配付）

○議長（山本政人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ありませんね、はい。配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（山本政人君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（宮崎裕昭君） 2番、廣田幸英議員。3番、高戸幸雄議員。5番、倉田明議員。6番、石田みどり議員。7番、野崎幸洋議員。8番、浜口雅英議員。9番、田嶋豊昭議員。10番、山下時義議員。11番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） はい、投票漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の田嶋君、山下君、錦戸君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（山本政人君） はい、それでは、同意第1号の投票の結果を報告します。

まず、西田新一君について報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成9票、反対はありません。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第1号、苓北町都呂々財産区管理会委員として、西田新一君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、岡田晴喜君について報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票はありません。

賛成9票。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第1号、苓北町都呂々財産区管理会委員として、岡田晴喜君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、富田隆君について報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票はありません。

賛成9票。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第1号、苓北町都呂々財産区管理会委員として、富田隆君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、窪井隆三君について報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票はありません。

賛成9票。反対票はありません。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第1号、苓北町都呂々財産区管理会委員として、窪井隆三君を選任することについては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

ここで、昼食のため1時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第10 議案第10号 苓北町出張所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第１０、議案第１０号、苓北町出張所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第１０号、苓北町出張所設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町出張所設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成２９年３月８日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、坂瀬川出張所の旧坂瀬川中学校校舎への移転に伴い、坂瀬川出張所の位置を変更する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町出張所設置条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町出張所設置条例（昭和３０年苓北町条例第３号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

別表（第２条関係）の表になりますが、苓北町坂瀬川出張所の位置について、現在の「３７５６番地」から「２６００番地」に改めるものでございます。

条例（案）本文に戻っていただきまして、この条例は、平成２９年４月１日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第１０号、苓北町出張所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第１０号、苓北町出張所設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 1 1 議案第 1 1 号 苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の制定
について

○議長（山本政人君） 日程第 1 1、議案第 1 1 号、苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第 1 1 号、苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の制定について。

苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定することとする。

平成 2 9 年 3 月 8 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、坂瀬川出張所の旧坂瀬川中学校校舎への移転に伴い、新たに苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例を整備し、施設の管理運営を行っていく必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例（案）。

各条項の主な規定内容についてのみ、説明をさせていただきます。

まず、第 1 条では、この条例を定めるにあたっての趣旨を規定しております。

次に、第 2 条では、坂瀬川集会所設置について、その目的、並びに名称及び位置を規定しております。

次に、第 3 条では、施設の管理及び運営に関する事項について規定しております。

次に、第 4 条では、施設の開館日について規定しております。

次に、第 5 条では、施設の使用時間について規定しております。

次に、第 6 条では、施設の使用の許可について規定しております。

次に、第 7 条では、施設の使用の制限について規定しております。

次に、第 8 条では、施設の使用許可の取り消し等について規定しております。

次のページをお開き願います。

次に、第 9 条では、使用料について規定しておりまして、別表において、研修室・集会室がそれぞれ 1 時間あたり 1 6 0 円、冷暖房料がそれぞれ 1 時間あたり 3 0 0 円と定めております。

なお、この金額は、志岐集会所及び各地区の公民館の使用料と同様の額に設定いたしております。

次に、第 1 0 条では、使用料の減免について規定しております。

次に、第 1 1 条では、施設等の使用後の原状回復の義務について規定しております。

次に、第 1 2 条では、故意又は過失により建物及び附属設備を棄損し、又は滅失した場合における損害賠償について規定しております。

そして、第13条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めると規定し、規則への委任を規定しております。

なお、この規定に基づき、別途条例施行規則におきまして、使用許可の手続、使用料の減免、減免の手続、使用者の厳守事項及び使用にかかる様式等について定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑はありませんか。

はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 先ほどの出張所兼この集会所のことですけども、移転後の使用については、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 出張所移転後の坂瀬川集会所の使用につきましては、住民の方々の使用に供するというかたちにていたしております。ただ、現在、新ふれあい館のほうで、町のほうが委託事業として実施をしております障がいを持つお子さん、障がいを持つ方、この方々が地域の方々と共に生活していけるような活動の支援、活動の場の提供というようなことで、町のほうで地域生活支援事業、地域活動支援センター機能強化事業というものを、ひまわりの家に委託して業務を行っていただいております。その関係で、ひまわりの家のほうとのご相談もいたしまして、毎週月曜日、水曜日、土曜日の午前9時から午後4時までにつきましては、町のほうで委託をして、ひまわりの家によりまして、地域生活支援事業等の業務を行っていただく計画でございます。

○7番（野崎幸洋君） はい、分かりました。

○議長（山本政人君） よろしいですか。他にありませんか。

はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） 私が勘違いかなと思いますけど、1ページ、2項の2、この位置の番地、これはこれでいいんですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） この番地につきましては、現在、坂瀬川出張所並びに集会所がある地番でございまして、間違いではございません。3756番地でございます。

○議長（山本政人君） はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） 2ページの附則で、29年4月1日から施行するという関係は、この上の条文の、17条までは関係ないんですか。

○議長（山本政人君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現在の坂瀬川集会所につきましては、坂瀬川出張所というかたちで使っておりまして、坂瀬川、苓北町の出張所の設置条例に基づきまして管理を行っておりますけども、今回、現在の出張所が公民館のほうに移りますので、移ったあとではですね、今度は坂瀬川集会所として管理をしていくということでございます。そういったことで、3月31日までは出張所の取扱いになりますが、4月1日以降は、坂瀬川集会所という取扱いになりますので、施行日は29年4月1日から施行するというふうにいたしております。

○議長（山本政人君） よろしゅうございますか。

はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） よか、よか。いいです。

○議長（山本政人君） 他にはありませんか。

はい、廣田君。

○2番（廣田幸英君） 確認しときます。集会所と坂瀬川公民館は、坂瀬川地区の避難所に今まで指定をされておりましたので、そのところはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） はい。避難所の件でございますけども、今、廣田議員がおっしゃいますように、坂瀬川集会所、坂瀬川公民館につきましては、これまでも指定緊急避難場所、それから指定避難所ということで指定をされております。それぞれの災害の種別ごとに指定をいたしております。ただ、現在の坂瀬川集会所につきましては、県の土木部が行いました土砂災害警戒区域の指定の中でですね、急傾斜地のイエローゾーンということで、一部そういうゾーンに入っておりますので、大雨とか災害の場合に、急傾斜地の関係でがけ崩れ等を伴うもの、それから、それに関連する種類の災害が起きた場合には、集会所のほうは指定することができません。現在も坂瀬川集会所につきましては、洪水と高潮、それから地震の指定避難所のほうに指定をいたしております。今度新しく公民館のほうが坂瀬川中学校に移りますので、改めまして、坂瀬川集会所、坂瀬川公民館も含めて、その防災の指定避難をどうするかということは、防災計画の中で十分に審議をした中で、計画の見直しを行うということにいたしております。

○議長（山本政人君） はい、廣田君。

○2番（廣田幸英君） 坂瀬川集会所の避難所については、もう一回見直しをするということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） はい。現在の場合、洪水と高潮、地震ということで指定を

いたしておりますけども、今度、改めて公民館のほうの移転がございましたので、公民館も含めて指定の見直しを行いたいということで考えております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 確認ですが、集会所も坂瀬川中学校に移転するということになるんですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） いえ。集会所は現在の集会所で集会所の管理運営を行うということでございます。坂瀬川出張所だけが、坂瀬川中学校のほうに移転をいたします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 確認ですが、出張所と公民館が坂中になおって、集会所は現在の坂瀬川出張所に残るということなんですね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） はい、そのとおりでございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第11号、苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第11号、苓北町坂瀬川集会所の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第12号 苓北町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第12、議案第12号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 議案第12号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例について。

苓北町公民館条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由としまして、平成29年4月1日から旧坂瀬川中学校校舎等を苓北町坂瀬川公民館として供用開始するため、及び行政不服審査法の改正に伴い、別記様式に教示文を記載する必要があるため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

1枚めくっていただきます。

苓北町公民館条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町公民館条例（平成17年苓北町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、4枚おめくりください。

新旧対照表1枚目でございます。右側が改正前、別記第1の「名称、苓北町坂瀬川公民館、位置、苓北町坂瀬川950番地、対象区域、坂瀬川地区」を、左の改正後、「名称、苓北町坂瀬川公民館、附帯施設、坂瀬川公民館グラウンド、位置、苓北町坂瀬川2600番地、対象区域、坂瀬川地区（ただし、グラウンドは町内全域を対象とする）」に変更いたします。

1枚めくっていただきまして、次の2枚目でございます。これは、公民館の、苓北町公民館使用許可書でございます。改正前が右側でございますが、別記様式、これに左側改正後に改めます。変更部分につきましては、下のほうの斜線でしてございますが、「教示、1、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、苓北町長に対して審査請求をすることができます。2、前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項の規定による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する採決があったことを知った日）から6ヶ月以内に、苓北町（訴訟において苓北町を代表する者は苓北町長となります。）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分、決定又は採決があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分、決定又は採決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加えます。

4枚戻っていただきまして、条例本文に戻っていただきまして、4ページ目です。4枚目ですね。条例本文、4枚目でございます。ページ、4ページでございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別記様式の改定規定は、公布の日から施行するということでございます。

補足説明をさせていただきます。坂瀬川公民館につきましては、旧坂瀬川中学校跡地

に移転することで、現在改修工事が竣工予定であり、４月１日に供用開始するにあたり、先ほど申しあげました名称、位置、対象区域を変更するものでございます。

また、使用申請書様式につきましては、許可書も兼ねているため、行政不服審査法の規定により、教示文を記載する必要があるため変更いたしました。

以上、ご説明申しあげました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、質疑ありませんか。

はい、野崎君。

○７番（野崎幸洋君） この公民館に関しても、移転後の使用の予定はどのようなになっているのでしょうか。移転後、今の旧、今後旧公民館になります。旧公民館の使用は怎么样了なっていますか。

○議長（山本政人君） どっちですか。

はい、副町長。

○副町長（松野 茂君） あの、今現段階で耐用年数が６０年ということで、あと１５年ほど耐用年数が残っております。その当時、建てたときに３３０万円の補助金をいただいて、残存期間１５年で、あと８２万５,０００円補助金が適化法の中で残っている状況です。いろんなかたちの中で方法はあるんですが、行政財産ですので、当然今度は貸し付ける場合は普通財産にして貸し付けなければなりません。その中で、ご利用いただく方が、その８２万５,０００円をどうするかというようなことで、現段階においては、今誰かに貸すとかあった場合は、その分の補助金の返還ですね、が出てまいります。そういった中でそれを返していただけるか、いや、どうしても他の人が、企業が入ってくるから、その分を町がもつのか。それとも、無償貸付けにするのか。無償貸付けにした場合は、補助金の返還はありません。そういったことで、いろいろ今後のあとにつきましては、現在いろんな方向から模索をしているところでございます。

以上が、今の現在の状況です。

○議長（山本政人君） はい、野崎君。

○７番（野崎幸洋君） 今、無償貸付けという話が出ましたけども、その辺の募集なり、事前にそういった話があるなり、そういった話といいますか、進展的な部分はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、副町長。

○副町長（松野 茂君） 現段階においては、一応見させてくれという方がいらっしやいました。ただそれが、耐震がいくらかとか、そういうのをお聞きになりまして、耐震が０.６いくらかで、これを公民館として不特定多数の人が入る施設としてはアウトなんですよね。一つの企業、民間の企業に貸す場合はクリアできると。というようなことで、そういった中で面積、耐震、いろいろお聞きになりまして、今後はっきり決まりま

したら、その方向性に向けて、先にその条件がどういった条件でクリアできるのか。そういう方向性で進めていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） えっと、そしたら、まあこの条件が整って、まあ相手の方の話が進んでいけば当然貸し付け、無償貸付けになるかもしれませんが、その話がない場合、これは完全に施錠して、地域の人も使えないような、そういった状況で管理をされるわけでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、副町長。

○副町長（松野 茂君） もうなるだけ有効利用していただくというようなことを原則の第一に立っております。もし、あのいろいろ考えておりましたが、そのあとどうするんかと。役場の倉庫として使うかっというのも、またもったいない話でございます。有効利用で耐震ができれば、積極的に手を挙げられた方にして、一人でも二人でも雇用が生まれるような施策を取られれば一番いいと思っておりますので、その時はまた地域の地区の方にもご相談を申し上げながら、応援をしていただければと思っております。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） その時には、適化法が残っております金額を返すということも、一つの考え方だと思っております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） このあの、3ページもですが、許可申請書に教示という言葉を使こうてあつですね。これはもうそれ専門用語で、これを使わないかんということなんでしょうか。もうちょっと分かりやすく、これは英語でティーチングですよ。だけん、なんか注意かなんかそういうかたちでできないのかとか、ちょっとお尋ねします。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 他の自治体のを参考にしまして、全部教示となっておりますので、教示と、まあ教え示すというところちょっと硬いと思うんですけども、一応注意喚起ということですね、教示とさせていただきます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） これはもう、この言葉を使わなければ、法律的にですね、使わなければならないということなら話は別ですが、そういう規制がないのならば、もうちょっと分かりやすく、特に大事な部分ですよ、これは。大事な部分だけん、教示という示し方をして、表し方をして、分かりにくく故意にしてあるのかどうか。もうちょっと分かりやすい言葉で、何か文句があったときにはとか、そういう言葉はないんでしょうか、特別。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 行政不服審査法ですね、いろいろな、一応、相談をしまして、教示というのが適当であるということでございましたので、これを使わせていただきますということで、ご理解願いたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 審査会等、やっぱ審査をされた。まあ、法律用語ですね、この場合はこの言葉だよということになつとるなら、また話はちょっと違いますけども、審査会と話をした結果、教示にしたんだということになれば、審査会もあんまり私たちの相談には、気持ちよくのってもらえんというごた印象を与えるですよ。あと一回、審査会と話をされて、今日、明日は構いませんので、住民が使いやすい、それに分かりやすい申請書にして、すべきだというふうに思います。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第12号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第12号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第13号 苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第13、議案第13号、苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第13号、苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、行政不服審査法の一部を改正する法律（平成２６年法律第６８号）の施行に伴い、苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）。

今回の改正は、改正行政不服審査法が平成２８年４月１日から施行されたことに伴い、条例で引用しております当該法律番号を改正するものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

まず、第１条の苓北町情報公開条例の一部改正ですが、第１４条、審査請求の条文中、「昭和３７年法律第１６０号」を「平成２６年法律第６８号」に改めるものでございます。

次に、第２条の苓北町個人情報保護条例の一部改正ですが、第３１条、審査請求があった場合の措置の条文中、同じく、「昭和３７年法律第１６０号」を「平成２６年法律第６８号」に改めるものでございます。

条例（案）本文に戻っていただきまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第１３号、苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第１３号、苓北町情報公開条例及び苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第１４ 議案第１４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例について

○議長（山本政人君） 日程第14、議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、両立支援制度に係る民間労働法制の一部改正及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正が行われたことに伴い、介護休暇を請求できる期間の分割及び介護時間の新設を規定するにあたり、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成7年苓北町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

まず、第8条の2第3項中「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。これは、今回新たに介護時間にかかる規定を定めるため、要介護者の規定条文をこれまでの第15条第1項から、第8条の2第3項に整理するものでございます。

次のページをお開き願います。

次に、休暇の種類、第11条中「介護休暇」の次に、「介護時間」を加えるものです。

次に、第8条の2第3項において、要介護者の規定条文を整理しましたので、第15条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」の文言に改め、「ため、」の次に、「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当

該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条の次に次の1条を加える。ことといたしました。

これにつきましては、介護休暇につきましては、これまでは、職員が2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある、要介護者の介護を必要とする状態が引き続いている間において、連続する6ヶ月の期間において1回請求を行うことができることとなっていたものを、今回の法律改正によりまして、請求できる回数について、3回までの分割による請求を可能とするもので、3回の合計の期間は最長6ヶ月までと改められたことによる改正となります。

また、この介護休暇の分割の他に、今回新たに、連続する3年の期間内で、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる制度が新設されたことに伴い、第15条の2で、次のように介護時間の規定を整備いたしました。

（介護時間）。第15条の2、介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第2項、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第3項、介護時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額すると規定いたしました。

次のページをお開き願います。

また、これによりまして、第17条の規定の承認規定に、「介護時間」を新たに加えております。

条例（案）本文の2ページに戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第11条、第15条の2、及び第17条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。と規定し、介護休暇の分割につきましては、改正条例の公布の日から、介護時間制度の新設は、平成29年4月1日から施行することとしております。

また、第2項で、この条例の改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者の当該介護休暇に係るこの条例に

よる改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、初日から施行日以後の日までの期間を指定するものとする規定をいたしまして、経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者につきましても、改正の日後に、残余の期間を分割して取得できる措置を定めております。

なお、本町では、これまで第15条で規定する介護休暇の取得実績はなく、現時点におきましても、承認を受けている職員は今のところおりません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第15号 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第15、議案第15号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第15号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正に伴い、農地利用最適化交付金事業が創設され、農地利用最適化交付金事業を実

施するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

苓北町報酬及び議用弁償に関する条例（昭和31年苓北町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましてご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開きください。

新旧対照表の右側が改正前の現行の報酬額で、農業委員会会長183,000円、農業委員168,000円、農地利用最適化推進委員168,000円の年額の報酬額がございましたが、左側の改正後では、現在の報酬額を基本給として、加えて能率給として、予算の範囲内で町長が定める額を、会長及びそれぞれの委員に加算するものでございます。

ここで表記しております予算の範囲内で町長が定める額とは、国が定めた農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づきまして、国が交付する交付額となるものでございます。

また、今回、能率給として交付を受ける内容につきましては、活動実績に応じた交付金ということで、農業委員、推進委員が農地利用の適正化に必要な活動日数に応じて交付されるということになります。

今回の条例の改正の経過について、補足説明をさせていただきます。平成27年8月28日に、農業委員会等に関する法律の一部改正がございました。そしてまた、農業委員会の制度改革もございました。制度改革のですね、要点の一つに、農業委員会の業務の重点化ということで、それまで任意の業務であった地域の担い手に、農地利用の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止や解消などの農地利用の最適化は、農業委員会の必須業務として位置付けられました。このため、国においては、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化にかかる活動及び成果の実績に応じて、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当又は報酬の財源として交付金を交付する農地利用最適化交付金事業を創設いたしました。平成28年度の実績から交付することとしております。この事業の実施につきましては、新制度に移行した農業委員会が該当しますが、苓北町農業委員会も平成28年度から、農業委員会の関連条例の改正、そして委員の指名同意など、議会のご承認を経まして新体制に移行しているところでございます。今回、農地利用最適化交付金事業による国の交付金の交付を受けまして、現行の報酬に加算して、国の実施要綱に基づき、基本給とは別に能率給として農業委員及び推進委員に交付金を支給することとなるため、今回の条例のご提案をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適

用することといたしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。質疑を行います、質疑ありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、説明を聞けば、能率給の業務がですね、非常にこう広まったというふうに思います。それに伴って、国がなんか要綱をつくって、それで配分するということになるんですかね。とすれば、私はこの能率給とかというよりも、この、そういうこの業務を、例えば、遊休の地を探すとか無くすとか、そういう活動もするんだということが国の法律で決まれば、この能率給という捉え方じゃなくて、この基本給の183,000円を増やすと、そういうことではどうなのでしょう。そうせんと、能率給と言った場合は、各個々に差を付けるという印象がありますよね。そういうことじゃなくて、その苓北町農業委員会の中で、その活動が、一生懸命頑張っていたくならば、その基本給を上げていいんじゃないかというふうに思いますけども、ちょっと私の勘違いでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） はい。議員のご指摘の全体としての報酬をですね、農業委員会として上げてはどうかということでございます。この点につきましては、私も国のほうと、農政局のほうと、大変そこら辺を確認してきたところでございます。国といたしましては、現在の報酬に加えたところで、活動をですね、農業委員さんの、推進委員もでございますけども、それぞれ実績においたところで、格差が付く場合も想定したところで、国は今の報酬に加えたところで加算として、その指揮をなさいということ指導があっております。ですから、支給額につきましては、国が本年度におきましては、この事業に20億円予算を付けてますが、それを各県に配分しまして、予算の範囲内でございますが、そしてまた、その県がまた新制度に移行した農業委員会に配分することになります。そして、配分された額につきましては、農業委員、推進委員の実績に応じたところで配分なさいということで指導を受けておりますので、そういうことになります。

○議長（山本政人君） はい、答弁はそれでいいですか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） とすれば、具体的な額がですね、もうどっちみちこれ今日とおれば、施行されるわけでしょうから、具体的な金額はどのぐらいを見込んでおられるのか。ほいで、これは繰り返しになりますけども、苓北町農業委員会としての活動じゃなくて、苓北町農業委員会委員としての活動になってくるような感じを受けるわけですね。

ども、それじゃあ、やっぱり農業委員会とすれば、苓北町農業委員会として何人か、全部の方で行動する、そのことが地方の、また地方の話をしますけども、地方の遊休農地、中山間地の農業振興につながっていくというふうに思いますけども、いかがですか。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） はい。本年度の活動実績に応じた交付金は50万4,000円でございます。これは、午前中に補正予算でご承認いただきましたその金額の計上額でございます。それで、本年度は活動実績ですけども、それとは別にですね、29年度以降においては、耕作放棄地の解消の進捗実績に応じた成果実績というのも加わってまいります。それはまた、年度末に最終的に確定するわけですが、それぞれ農業委員会が交付を受けまして、その後のまた分配につきましては、また規則において定めるということとしております。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私はもう同じことになりますけども、その50万4,000円、苓北町農業委員会にくるのならばですね、それは個別に頑張った委員さん、そうでなかった委員さん、そこら辺の評点といいますか、基準の決め方は、誰がするんですかね。そうせんと、均等に50万4,000円をみんなで分けてくださいということに、均等に分けてくださいということにするのか。それとも、頑張らした人には幾らかたくさん、そうでもない、なんもさっさん人にはゼロ円というかたちになってくるんですかね、能率給とした場合に。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 本年の、28年度の分配につきましては、活動実績ということで、活動実績日数に応じて配分することといたします。50万4,000円、これは168日分の活動実績を計上、見込んでおります。それで、各委員さん、そして推進委員さんが何日その活動実績、活動をしていただいたかということに伴いまして、それぞれ配分を計画いたしております。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） 農業委員会のこういった新しい改正で、それぞれの委員の方等に支給されるのは結構だと思います。私はしばらく籍を置かせていただいて、少しは内容が分かっておりますが、いろんな会の、いわゆる例えばの話ばってん、農業新聞の何かこう件数をとってくれとか、いろいろあったようですが、おそらくですね、これを目的として、いわゆる頑張ったけん、頑張らんけんっていう人は、農業委員にはあんまり思っもらんわけですよ、金銭的な、確保しようということは。私はやっていいんです

が、ちなみに、これは28年度の、28年4月1日から施行するということでしょう。これは失礼な言い方ですけども、そういうのは事前に何かお知らせはなかったんでしょう。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） この各町の条例の改正につきましては、昨年12月ですね、国のほうから指導を受けまして、各新制度に移行した農業委員会は、条例を改正することとしなさいということで指導がっております。12月の時点でございました。

○議長（山本政人君） はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） その辺の通達は分かりましたが、おそらくですね、皆さん言わんでも、それぞれの立場で動かしております。その結果が成果給といいましようか、能力、そういったあれになるんでしょうけども。まあ、あのう浜口議員が言われるように、あっちの基本給にぶっこんだっていうか、入れたところでもいいと思いますが、いずれにいたしましてもですね、もう荒廃地、非常にこう荒れております。私たちも調査しました。ほいで、能力という言葉が非常に差別じゃないんでしょうけども、ちょっと気になるんですけども、そういうあれに、いわゆる重点化の中の一つに入っているようなあれがいたしますが、やはりですね、これはもう仕方ないんでしょうけども、私はそういう能率給よりも、やはりさっき活動費的な168日ですか、組んであるようですけども、そっちを重んじて、もう、あのう、結局またそうなれば、世に出たばってん、成果はゼロやったという逆な意味も発生しますが、活動のほうに重点を置いていただいて、その世にとったけんとか、解消したけんというのは、それも大事ですけども、そういう意味じゃなくして、活動のほうに私は重点を置くべきだと思っておりますが、それはあれとしてですね。

○議長（山本政人君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議員のご指摘のとおり、成果というよりは活動の実績に応じてですね、それも農業委員会でまた協議をいたしまして、適切に処理してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、浜口君。討論あつと。

はい、討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

○8番（浜口雅英君） 私はこの、国からの交付金を返せということではありません。この条例に伴う能率給、この言葉をですね、やっぱり変えるべきだと。農業委員会の性格、あるいは農業委員の皆さんの農業振興に対する考え方、そういうことからすると、この農業委員会の委員の皆さんに、能率給という言葉は不適切だというふうに思います。この文言を変えたかたちで、条例改正をすべきだというふうに思います。

よって、この条例（案）には反対します。

○議長（山本政人君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、これで討論を終わります。

議案第15号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議がありますので、起立によって採決をします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第15号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第16号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第16、議案第16号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第16号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、職員の扶養手当の改正及び行政不服審査法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町職員の給与に関する条例（昭和30年苓北町条例第6号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、民間企業及び公務における配偶者にかかる手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、段階的に配偶者の手当額を他の扶養親族にかかる手当と同額まで減額し、それにより生じる原資を用いて、子にかかる手当額を引き上げて充実させ、国全体として少子化対策を推進していこうとするものでございます。

それでは、改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

左側の欄に改正後、右側の欄が改正前となっております。

まず、第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。としまして、第3号として、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫。を規定をいたしまして、これまでの「子及び孫」となっていたものを、子と分けて規定をいたしております。

次に、第9条第3項を改正し、扶養手当の月額について、第1号の配偶者は、現行の「13,000円」を「6,500円」に改め、第3号の満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、第4号の満60歳以上の父母及び祖父母、第5号の満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、第6号の重度心身障害者につきましては、これまで同様6,500円に据え置き、第2号に該当する子については、これまでの1人につき「6,500円」から「10,000円」に改めるものでございます。

次に、第10条第1項、及び第2項の改正は、第9条第2項の条項改正を受けまして、条文を整理いたしまして、また、文言の改正を行ったものでございます。第3項の改正につきましても、条文を分かりやすいように号建てに整理をいたしております。

次に、最後の3ページになりますけれども、第19条の3第2項の改正につきましては、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、条例で引用しております当該法律番号を改めるもので、「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「第14条」を「第18条」に、「第45条」を「第54条」に

改めるものでございます。

条例（案）本文の２ページに戻っていただきまして、附則、施行期日、第１条、この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１９条の３の改正規定は、公布の日から施行することとしております。

次に、附則第２条で、扶養手当の段階的な改正を行うため、経過措置を規定をいたしております。配偶者につきましては、現行の「１万３,０００円」を、平成２９年度は「１万円」に、平成３０年度以降は、第９条第３項の条文どおり「６,５００円」に改正をいたします。職員に配偶者がある場合の子につきましては、現行の「６,５００円」を、平成２９年度は「８,０００円」に、平成３０年度以降は「１万円」に改正をいたします。

また、括弧書きで示した、職員に配偶者がいない場合の子につきましては、現行の「１万１,０００円」を、平成２９年度は「１万円」に、平成３０年度以降も同じく「１万円」に改正をいたします。職員に配偶者がある場合の父母等につきましては、現行と同じく６,５００円。また、括弧書きで示しております、職員に配偶者がいない場合の父母等につきましては、現行の「１万円」を、平成２９年度は「９,０００円」に、平成３０年度以降は「６,５００円」に改正することといたしております。

また、経過措置に伴う第１０条の読み替え規定も附則第２条で定めております。

条例（案）本文の３ページをお開き願います。

そして、附則第３条では、今回の改正条文の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとして、規則への委任を規定をいたしております。

なお、補足になりますけれども、今回、国の人事院勧告におきましては、民間給与実態調査との比較に基づき、月例給及びボーナスの引上げが勧告されましたが、熊本県人事委員会勧告におきましては、熊本地震により、給与改定の判断の際に重要な資料となる地域の職種別民間給与実態調査が実施できなかった中で、県内の厳しい経済・雇用情勢など、熊本県のおかれた現状等を総合的に勘案し、月例給、特別給ともに改定は行わないことが適当であると判断されたことから、本町におきましても、今回、給与の改定は行わないことといたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、高戸君。

○３番（高戸幸雄君） 只今、総務課長のほうから条例の改正（案）が提案されたわけでございます。実は、私は２０１６年の人事院勧告があった折、当然のごとく１２月の定例会の折に、苓北町においても職員の給与に関する改正条例が提出されるものと確

信をもっていただけてございます。１２月になかったから３月にあるのかなと思っていたわけでございますけども、いかんせん、３月に一部、扶養手当のみの改正が今回提案をされました。今、総務課長の補足の説明の中で、熊本地震に伴ううんぬんということが申し上げられましたけども、ご案内のように、熊本県下のラスパイレス指数も、苓北町は２０１６年４月には９８．４ということで、県の水準にも達しておりません。いや、国の水準にも達しておりません。確かに、熊本地震、大変だったと思いますけども、近隣のですね、近隣といっても、もう天草市と上天草しかありません。ただ、この２つは、都市職の給料といいますか、その運用をなされておりますけども、２つの町の実態はどうでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 天草市、上天草市につきましては、国の人事院勧告に準じて、職員給与の改定を、改定されるということでお聞きしております。

○議長（山本政人君） はい、高戸君。

○３番（高戸幸雄君） 地震の影響はですね、苓北町よりもむしろ上天草市、それから天草市の一部のところ、例えば、旧五和町の御領等々ではあっているようでございます。そういったことを踏まえるとですね、熊本地震があったからこういうふうになりましたっていうのは、いかななものかなと思うわけでございます。しかしながら、組合との交渉等々はどうなっているんでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その点につきましては、組合とも数回ですね、交渉をいたしました。状況といたしまして、今回、県下４５市町村のうち、熊本市を除く４４市町村の中で、給与表の改定を見込まれているところが１７団体、改定をしないと見込まれている分が２７団体ということでございます。市部につきましては、都市については、市のほうで話し合いをされて、国に準じて、勧告に準じて給与表の改定を行うということでございましたけれども、町といたしましては、先ほども申しましたように、熊本県の地震によります、実態調査が、給与の実態調査ができなかったこと等も踏まえまして、今回につきましては、大変厳しい中ではありますが、給与表の改定は行わないということで、組合とも協議を行い、承諾をいただいたというところでございます。

○議長（山本政人君） はい、高戸君。

○３番（高戸幸雄君） 組合との交渉はもう済んでいるんだということで、部外者であります私がとやかく言うべきではないと思いますけれども、過去においていろんな組合等の交渉を行った場合には、必ずラスパイレス指数は高いんだということで、今こうなっているんだということで、交渉を受けた経緯がございます。最終的には、組合との妥結をしているということでございますので、先ほども申しましたとおり、私がとやかく

言うべきではないと思いますけれども、できるだけ、人事院勧告等々があった場合には、それに沿うような措置をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） これは熊本県の人事委員会はそういう結論を出しているわけですし、地震の影響がないといっても、周りの民間企業を見てください。そして農家を見てください。そんな上げられる状況ですか。そういうことです。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第16号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第17号 苓北町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第17、議案第17号、苓北町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 議案第17号、苓北町税条例等の一部を改正する条例について。

苓北町税条例等の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方交付税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が改正されたことに伴い、苓北町税条例等の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページを願います。

苓北町税条例等の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、傍線の部分が今回改正されたものでございます。

今回の主な改正事項は、平成28年度の税制改正を受け、平成28年9月議会において軽自動車税の環境性能割の新設等条例改正いたしました。消費税率10パーセントへの改正を2年半延期する税制改正関連法案が、平成28年11月28日の臨時国会で成立したことを受け、自動車取得税を廃止し、燃費性能に応じた環境性能割の導入の延期、法人住民税の一部を地方交付税として再分配する仕組みの延長により、町民税法人税割の引下げの時期が変更、軽自動車税のグリーン化特例の1年間延長等が改正されたため、苓北町税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の改正で条文の整備、条項等の変更につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項について説明いたします。

1ページをお願いいたします。附則第7条の3の2についてでございます。個人住民税における住宅ローン控除制度について、平成43年度までの個人の町民税について、平成33年度までに居住した場合に控除を行うことができるように、2年間延長されたものでございます。

第2条による改正でございます。

第18条の3の改正についてでございますが、今回、消費税率10パーセントへの改正延期により、軽自動車税を環境性能割に変更する改正が延期いたしました。それに伴い、関係条文を整備いたしましたものです。

2ページをお願いいたします。第34条の4につきましては、消費税率の引上げが延期しましたことにより、改正前は法人町民税の税率を引き下げる予定でありましたが、消費税の引上げの時期に合わせて法人町民税の税率の引下げの時期が延長されました。

3ページは改正ございません。

4ページをお願いいたします。4ページから10ページにつきましてでございますが、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴い、関係条文を整備したものでございます。この軽自動車税の環境性能割は、平成28年度税制改正で、平成29年4月から消費税が10パーセントに引き上げられたとき、自動車取得税を廃止し、軽自動車税において、燃費の基準値に応じまして、取得価格に非課税、1パーセント、2パーセントの税率で環境性能割として徴収する改正でございましたが、延期されたことに伴います関係条文を整備いたしました。

9 ページをお願いいたします。左側が改正後の附則 16 条の改正でございます。この条文は、軽自動車税のグリーン化特例の 1 年延長にかかる規定の整備で、平成 29 年 4 月 1 日から適用されます。軽自動車税においては、グリーン化特例として、電気、天然ガス、エネルギー、消費効率に応じまして、税額が 75 パーセント、50 パーセント、25 パーセント軽減されるものでございます。

10 ページをお願いします。10 ページから 15 ページまでは、第 1 条の 2 として、消費税の 10 パーセントへの引上げ時期が変更になったことに伴い、既定を整備したものです。10 ページの中ほど、第 34 条の 4 は、法人町民税所得割の税率が 9.7 パーセントから 6 パーセントに変更されるもので、平成 31 年 10 月 1 日以降に開始する法人の町民税について改正されます。

11 ページをお願いします。第 81 条は、軽自動車税のみなし課税に関する改正です。自動車をローン等で購入する場合、売主が販売代金が完済されるまでの軽自動車等を担保するもので、代金が完済後に所有権を変更するものですが、軽自動車の賦課課税につきましては、買主を軽自動車等の所有者とみなして課税する規定です。同条第 3 項では、販売業者等が販売のため、その運行以外の目的で取得した場合に、販売業者を軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課税するものです。81 条の 2 につきましては、日本赤十字社が所有する軽自動車等の対する非課税の範囲、81 条の 3 は、環境性能割の課税標準についての規定でございます。環境性能割の課税標準は、取得価格から 50 万円を控除した金額が課税標準額になります。

左の下の 81 条の 4 につきましては、環境性能割の税率の規定です。

12 ページをお開きいただきたいと思います。この税率は、三輪以上の軽自動車に対しまして、平成 32 年度燃費基準、平成 27 年の燃費基準も一部用い、燃費基準達成度に応じて決定されるものです。電気自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車、クリーンディーゼル車については非課税、ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については、平成 32 年燃費基準プラス 10 パーセント達成車は非課税、平成 32 年燃費達成車は税率 1 パーセント、平成 27 年燃費基準達成者等につきましては税率 2 パーセント、上記以外の場合は税率 3 パーセントとなります。

12 ページをお願いします。第 81 条の 6 は、環境性能割の申告納付として、環境性能割の納税義務者は、三輪以上の軽自動車の区分に応じ、課税標準額、環境性能割額及びその他必要な事項を記載した申告書を、車両番号の指定の日、自動車検査証の記載事項に変更があった場合は 15 日以内に提出しなければなりません。

81 条の 7 は、環境性能割の不申告に関する過料の額及び納入期限について規定したものです。

81 条の 8 は、公益のため直接専用する場合の環境性能割の減免について規定したも

のです。

13ページをお願いします。第82条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備で、現行の税額と変わるものではございません。

13ページ、83条から、14ページ、91条までは、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更をすることによります規定の整備でございます。

14ページをお願いします。附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例として、当分の間、熊本県が自動車税の例にならい、賦課徴収を行うものです。

附則第15条の3は、減免の特例として、熊本県知事が当分の間、環境性能割の減免を実施するものです。

附則第15条の4は、申告納付の特例、附則第15条の5は、環境性能割にかかる徴収扱い費用として、5パーセントを苓北町が熊本県へ交付するものです。

第15条の6は、環境性能割の特例として、営業用の三輪以上の軽自動車に対する税率の特例でございます。

附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割について、軽自動車を初めて登録した日から13年経過をしました軽自動車税について、グリーン化を図るために税率を20パーセント上乘せさせる経年車課税として規定を整備したものです。

恐れ入りますが、改正条例（案）の7ページをお願いいたします。

附則第1条の改正についてでございます。1号は、グリーン化特例の1年延長に係る施行期日が、平成29年4月1日に変更されたことによって、また、1条の2は、環境性能割の導入の時期が、平成31年10月1日に変更になったことに伴う規定の整備でございます。

附則第2条の2でございます。法人税率の税率引下げの時期が変更になったことに伴う規定の整備で、平成31年10月1日から施行されます。

附則第2条の3でございます。軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長にかかる経過措置を、平成29年4月1日施行分から新設するものです。

附則第3条でございます。軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴い、適用年度が平成29年度から平成32年度に変更するものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、苓北町税条例等の一部を改正する条例（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） 課長、2条の3があつて、3条って言うたですか。違う。3条あつとね。3条は何ページ。8ページで終わつとるばってん。2条の3があつてから、

3 条って。なかった。なからんば、私の聞き間違い。

はい、課長、いいです、いいです。

○税務住民課長（益田大介君） はい、すみません。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第 17 号、苓北町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号、苓北町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 18 議案第 18 号 苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第 18、議案第 18 号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 議案第 18 号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成 29 年 3 月 8 日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由としまして、平成 29 年 4 月 1 日から苓北町麟泉運動公園を供用開始するにあたり、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

1 枚めくっていただきまして、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例（平成 17 年苓北町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によって説明させていただきますので、2 枚めくっていただきまして、新旧対照表 1 ページ目をご覧ください。

右が改正前、左が改正後でございます。

ここに別表第1に、名称、苓北町麟泉運動公園、所在地、苓北町志岐1143番地1を加えます。

続きまして、別表第2、総合センターの供用時間に名称、麟泉運動公園、供用日の供用時間、午前6時から午後7時までを加えます。

続きまして、別表第3、利用料関係を加えますが、4枚めくっていただきまして5ページ目をすみません、お願いいたします。6の5でございます。改正後左側の11、下線部分ですけれども、「苓北町麟泉運動公園使用（利用）料。1、スポーツに使用する場合、（1）使用者が入場料等を徴収しない場合、施設名、多目的広場、全日9,000円、半日4,500円。備考、①上記使用利用料は、町外の使用者が使用した場合の使用料（利用料）とする。（2）使用者が入場料等を徴収する場合、入場料（税を含む）の額、めくっていただきまして、6枚目をご覧ください。30円以下の場合、町内者2,200円、町外者4,400円、入場料が30円を超え50円未満の場合、町内者4,400円、町外者8,800円、50円を超え100円未満の場合、町内者8,800円、町外者1万7,600円、100円以上の場合、町内者1万7,600円、町外者3万5,200円。備考、①町外者の使用の場合は、入場料等を徴収しない場合の料金に加算する。2、スポーツ以外の催物に使用する場合、使用時間1時間につき入場料を徴する催物6,400円、入場料を徴しない催物3,200円。適用としまして、町内町外者は区分しない。」を加えさせていただきます。

条例（案）に戻っていただきまして、2ページ目をご覧ください。

2ページ目、附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するということでございます。

3月に芝生化の事業が完了します麟泉運動公園につきまして、名称、位置、使用料等を定めまして、供用及び維持管理するために条例の一部改正が必要でございますので、よろしくお願いいたします。

なおですね、使用料につきましては、坂瀬川グラウンドで同額で設定させていただいております。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質問ありませんか。

はい、野崎君。

○7番（野崎幸洋君） えっと、4月1日からということですけども、芝生化されて、もうその養生期間っていうのは全く必要ないんでしょうか。

それと、使用時間のことですけど、6時から午後7時までということで、現在当然ナイター設備されてないんですけども、今後ナイターの設備をされた場合の時間変更等

は、その時にされるわけでしょうか。以上。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 3月末に竣工しまして、養生期間が当然必要でございます。したがって、実際の供用開始となるのは、秋口だろうと予想しております。その間に、もしも今度予算を提案いたします防球ネット等ですね、とおりましたら、その工事もその期間内に終えて、同時に供用開始したいと思いますが、この条例のですね、第5条に、供用時間、日時等は教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができるとなっておりますので、4月1日から供用開始という条例を提出しましたけども、その間は一応使用できないということでさせていただきたいと思います。

それと、ナイター施設でございますが、当然ナイター施設がついた場合は、他のグラウンドと同じように、午後10時までと改正させていただく予定でございます。以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。はい、他にありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 使用時間が6時半からですか、になりますが。（「6時から」と呼ぶ者あり）、6時からになりますが、このことについて、管理者側、管理者ですかね、今。委託、何て言うかな、（「指定管理者」と呼ぶ者あり）指定管理者との話は済んでいるのか。それから、入場料の区分けのところで、30円以下の場合、30円を超え50円未満の場合、50円を超え100円未満の場合、それから100円以上の場合で、非常に細かく分けてありますけども、ここはもう100円の上下ぐらいでは済まらんとですか。やっぱ30円とか50円とか、これはなんか根拠があるんですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 指定管理者と打ち合わせをしてですね、この条例がとおったらこのようにするように指示をいたします。

それと、細かく刻んだにつきましてはですね、坂瀬川グラウンドにつきましても細かく刻んでございました。大ざっぱにすると、それで一応このような区分がいいだろうということで、一応細かく刻ませていただきました。以上でございます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 指定管理者等は、このことによって当然管理の時間が長くなるわけですね。とすれば、契約額も変更されるのかどうか。これは4月1日からになりますかね。ということは、そこら辺もやっぱ考慮されるのかどうか。

それともう一つ、細かく分けるのが、やっぱ坂瀬川グラウンドに準じたということですけども、私は坂瀬川グラウンドに準じたんじゃないくて、ここまで細かく区分けする必

要があるのかどうかということ、現状からして。１００円を例えばにするならば、１００円を基準にする、あるいは１,０００円を基準にする、今の時代からするとその程度の区分けでいいのではないかというふうに思いますけども。どうでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 指定管理料につきましては、新年度予算で提案をさせていただきます。

それと、入場料の区分けでございますが、この細かく分けて取らせていただきたいと思いますので、ご理解願います。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○８番（浜口雅英君） はい、指定管理者の件は分かりました。この入場料はですね、やっぱ坂瀬川グラウンドに準じたじゃなくて、もうちょっと何か現状からすれば、例えば、子ども会が使われるときには、こういう入場料の実態がありますとか、そういう部分があれば話が別ですが、坂瀬川グラウンドに準じたっていう、坂瀬川グラウンドも同じ教育委員会ですよ。同じ教育委員会がそういう逃げの答弁じゃいかんと思います。やっぱ坂瀬川グラウンドを決めた時に、どういう根拠で、１０円、２０円、３０円、４０円、５０円、５５円としたのか。今のはちょっと多すぎたかな。やっぱりどがんですか、町長。ここら辺は、今日は一応このままとしても、今後のサッカー場、大体、二次避難所がサッカー場になりましたけども、やっぱこういう区分け方がですね、果たして実態として、こういう入場料の取り方のイベントがあるのかどうか。ちょっとそこも含めてお尋ねします。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 確かにそういう問題提起は、方向性としては私も考えるところでもありますけれども、これも、やはり見直しをするかどうか。教育委員会にゆだねたいと思いますので、教育委員会ではやはり今の現状に合ったかたちでどうするのか、検討をしていただきたいという希望をもっております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

はい、高戸君。

○３番（高戸幸雄君） 供用開始が４月１日からだということですがけれども、ただし、芝生化計画がしばらくの養生期間が必要ですよということで、当分は無理かなという答弁だったと思います。そうしますと、また上って行って、上りあげたところにバリケードかなと思うわけでございますけれども、下に申し訳ない程度に、小さな運動公園がございまして、あの使用はどうなりますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 運動公園までは行けるようにしたいと思います。無料とい

うことですね。失礼しました。運動公園じゃなくて、遊具が置いてある広場でございます、失礼しました。については、行けるように。しかし、安全面を確保して、工事が入ってきますと、この工事車両もありますので、そこを検討しまして、極力そこには行けるように配慮したいと思います。

○議長（山本政人君） はい、高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 意外とですね、あそこの利用は多いんですよ。ですから、その点の配慮をよろしくお願ひしたいと思います。まあ、事故があつてはいけませんけれども、最大限の何回も言いますけど配慮をお願いします。以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第18号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第18号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後2時36分

平成 2 9 年 3 月 1 0 日（金）

（第 3 日 目）

平成29年第13回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

平成29年第13回苓北町議会定例会は、平成29年3月10日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	宮崎 裕昭	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 19 号 | 苓北町下水道事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 20 号 | 苓北町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 21 号 | 苓北町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 22 号 | 苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について |
| 日程第 5 | 議案第 23 号 | 平成 29 年度苓北町一般会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 24 号 | 平成 29 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 25 号 | 平成 29 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 26 号 | 平成 29 年度苓北町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 27 号 | 平成 29 年度苓北町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 28 号 | 平成 29 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 29 号 | 平成 29 年度苓北町水道特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 30 号 | 平成 29 年度苓北町下水道特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 31 号 | 平成 29 年度苓北町農業集落排水特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 32 号 | 平成 29 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 33 号 | 平成 29 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算 |

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

携帯電話等は、音が出ないように設定をお願いをいたします。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第19号 苓北町下水道事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第1、議案第19号、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第19号、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例について。

苓北町下水道事業受益者分担に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、受益者分担金納期前納付報奨金制度については、制定から18年を経過し、所期の目的を達成したためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町下水道事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例（案）。

今回は、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例（平成10年苓北町条例第39号）、苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例（平成10年苓北町条例第37号）、苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例（平成10年苓北町条例第18号）の一部を次のとおり改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3枚目の新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、第1条の下水道受益者分担に関する条例では、第7条の納期前納付報奨金について、その全てを削除するものです。

次に、第2条の農業集落排水事業受益者分担に関する条例では、第7条の納期前納付報奨金について、その全てを削除するものです。

次に、第3条の特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例では、第6条の納期前納付報奨金について、その全てを削除するものです。

補足説明をさせていただきます。受益者分担金は、事業費の一部を負担していただくため、下水道等へ接続したとき及び合併処理浄化槽を設置したときに、受益者の方に負

担していただいております。

受益者分担金納期前納付報奨金は、下水道や農業集落排水処理施設への早期の接続、合併処理浄化槽の早期設置、分担金の納付率の向上等を目的として、分担金の納期がくる前に一括して支払われた方に対して、当初から交付をしてきました。その中で、平成27年度末の下水道の水洗化率が88.2パーセント、農集が94.5パーセント、特定が78パーセントとなっております。下水道につきましても、新規はもう既に20件を下回るような状況でありますし、農集につきましてももうほとんどない状況です。それから合併浄化槽につきましても、年間3基程度という現状でございます。早期接続等を目的とした本制度につきましても、所期の目的は達成したと考えられるため、これを廃止するものでございます。

2枚目に戻っていただきたいと思います。附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、只今説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑はありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、説明の中で、公共下水が88パーセントですか、農集が94、特定が78という説明がありました。これは所期の目的が達成したということですが、これは100パーセントは目的にせんわけですか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） まず、下水道につきましても、当初85パーセントいけば維持管理費を賄えるんじゃないかということで、当初の目標として一応85パーセントというのを掲げておりました。農集につきましても、現状でも94.5パーセントという状況でございます。それから、合併浄化槽につきましても、まだ率としては78パーセントということでございますが、残された家庭の状況をいろいろ見ますと、独居の高齢者とかそういう状況で、なかなか難しい世帯が残っているというような状況でございます。で、先ほど言いましたとおり、当然、100パーセントというのは最終目標ではございますけれども、かなり無理な数字ということになってまいりますので、一応今の状況で、所期の目的というのは達成されたと考えております。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、今後段で課長が説明いたしましたが、100パーセントが目標でございます。下水道におきましても、その後ですね、やはり跡継ぎがいなかったらつながない、そういう方たちも非常に多くて、あるいはもう亡くなってしまわれて、いらっしやらない家も出てきたということでございます。その85パーセントが目標と

というのは、維持管理の目標であり、管理費の目標でありまして、設置目標ではありませんので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、まあ理想的な100パーセント、こういう環境整備のために施行をされて、苓北町の環境を守っていくといことは非常に大事なことだろうというふうに思います。ところが、まだ100パーセント、これは厳しい数字だからということですが、まだ100に達し、できるだけ100に近いようなかたちで、この制度をなくしてしまう必要はないのではないかというふうに思います。予算的にどのくらいになるのか示してもらっていませんが、やはりこれは、そういう環境保全のための必要経費ではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） ご意見はごもっともでございますけども、支払科目としましては報償費ということでございますけども、補助金的な意味合いもある制度だと思っております。それで、補助金等の見直しの中でも、ある程度目的を達成したものに付きましては、その見直しを行っていくというような方針で、町のほうの財政のほうも検討されますので、一応その考えもありまして、今回廃止のほうの提案をさせていただいております。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 補助金もですね、失礼しました。補助金的な意味合いの支出もやはり行政改革、財政改革の中では、やっぱり検討を進めていく必要は私も認めますが、これはやはり環境を守る、住民の生活の中では重要な位置付けができるというふうに思うわけですね。そういう意味では、こういうことに使う補助金的な支出はやめるべきではないというふうに思います。いかがですか。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 確かに、まだ下水道に加入する方の見込みがあればなんですが、これは下水道にも入る方はもうほとんど今後増えられないだろうという判断でやったということでございます。その辺のところのご理解をお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

はい、錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 特排についてもですね、補正でも4件の補正をされて、やはりこの年間、何件かやはり加入というのが出てくるんじゃないかなという気がするわけですね。やはり、今までもこれ出てきて、やはりこの奨励金が交付されて、やはり住民サービスとして、やっぱり行政サービスとしても、非常にいい制度じゃなかったかなとも思っております。やはりこれはずっと続けていくべきじゃないかなと私も思います。

ただ、それとですね、議案の２１号に、水道の加入促進下水道等の水洗化を図る目的で、今度また何だったですかね、手数料あたりを廃止するというような、逆の議案もまた出とるわけですよ。こういうふうな面からみると、やはりなんか相反するような感じがするわけですよ。やはりどうしてもやっぱり行政サービスとして、また今後また、さっき浜口議員も言われましたけれども、１００パーセントになるように努力、こういうふうな制度を残しておいて努力をされていったらいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 合併処理浄化槽の設置状況につきましても、そういうことで２８年度が一応３基、２７年度、２６年度も３基でございます。２５年度が４基、２４年度は２基、２３年度、２２年度が６基で、２２年度以降はもう一桁台ということで現在推移している状況でございます。一応、そういう状況の中で、先ほども言いましたけれども、高齢者の一人暮らしとか、借家とか、そういったかたちの世帯が一応対象として残っておりますけれども、非常に厳しい状況だということで、今回提案をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

はい、錦戸君。

○１１番（錦戸俊春君） また逆に制度を残しておいても、もし加入者がなければ支払う、奨励金の支払いも出てこないと思うとですよ。やはりいい制度でありますので、行政サービスとしてぜひ残していくべきだと思いますけれどもですね。いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 一応そういうことで、推進のための早期接続とか、そういうことへの目的でこの制度を維持してきたわけでございますけれども、今のような状況で財政的な観点、そういうところと現状から鑑みまして、一応今回は、一応廃止をしたいということでのご提案をさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、浜口君。

○８番（浜口雅英君） 今の説明、町の説明に対し、私は質問をした事項の中から、の

ような内容から反対をします。終わります。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、これで討論を終わります。

議案第19号、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第19号、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第2 議案第20号 苓北町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第2、議案第20号、苓北町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第20号、苓北町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について。

苓北町道路占用料徴収条例等の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町道路占用料徴収条例、苓北町港湾管理条例及び苓北町法定外公共物管理条例の別表（占用料・使用料等）を改正する必要があるためでございます。

次ページをお開きください。今回の条例の改正につきましては、苓北町道路占用料徴

収条例の一部改正並びに苓北町港湾管理条例の一部改正、苓北町法定外公共物管理条例の一部改正を行うものでございます。その内容につきましては、それぞれ定めてございます別表の占用料・使用料等の表を改めるものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいというふうに思いますが、まず、苓北町道路占用料の徴収条例でございます。改正後の料金体系につきましては、別紙1ということで、この資料の後ろに、資料といいますか、議案の後ろ側に添付をいたしております。改正前の別表につきましては、同じく別紙2ということで、この議案の後ろに添付をいたしております。

第2条でございますが、苓北町港湾管理条例の一部改正ということで、別表の2が改正の対照でございますが、改正後、別紙の3、改正前を別紙の4ということで添付をいたしております。

次の、条例上の別表の3でございますが、これにつきましては、港湾の区域内におきます土砂、砂等の採取料の区分になりますが、別紙の5ということで、新旧共に表示をさせていただきます。

第3条でございます。苓北町法定外公共物管理条例の一部改正でございますが、別表第6条関係でございますが、改正後、別紙の6、改正前を別紙の7ということで添付をいたしております。

表が小さくて対照しにくいというようなことがあろうかと思い、本日、お手元に道路占用料の徴収条例の別表、これは新旧の比較ができるようにおつくりをいたしております。併せまして、港湾管理条例の別表の第2、法定外公共物管理条例の別表をそれぞれA3判にて作成し、配付をしておりますので、内容についてご説明を申し上げます。

まず、道路占用料の徴収条例でございますが、これまで電柱、それからその支柱というような区分、併せまして、電話柱（電柱）であるものを除くというような区分がなされておりましたが、その後の改正によりまして、電柱、電話柱及びその支柱の中で、第一種、第二種、第三種というような区分がなされております。これにつきましては、下の備考に書いてございますけれども、第一種というものにつきましては、3条以下の電線、一般的に電線は一本の線ではございませんで、複数の線を寄ってある場合が多いということで、それをひとまとめにしたものを1条というような表現になっております。第二種の電柱につきましては、今申し上げました線を4条、又は5条の電線をですね、支持するもの、これが第二種でございます。第三種につきましては、線を6条以上、強化、乗せているものですね。これを第三種電柱というようなことで、区分がなされております。その他に今まではなかった部分の中で、共架電線、例えば九州電力の電柱にN T T等が共架をしているような場合でございますが、共架をしているような電線につきましては、線につきまして、長さ1 mにつき料金を徴収するように改めたものでござい

ます。

今回、この占用料の見直しにあたりましては、熊本県が採用をいたしております単価、区分等を参考にさせていただきまして、苓北町の単価というものを決定した次第でございます。従前の単価よりも上がるもの、中には下がるものというのがございますが、これにつきましては、新たにですね、今後許可をしていく物件からこの価格を適用するものでございます。

本日配っております2枚目の部分をお開きいただきたいというふうに思いますが、港湾管理条例におきましては、第1表ということで、本来、水域部分を対象にした料金の設定がなされておりますが、この別表の第2というのは、港湾の陸地部分におきましてこの占用でございます。これにつきましても、熊本県の使用料、占用料の考え方に合わせた中で、今回改正を行ったところでございます。

次に、めくっていただきまして、3番目でございますが、法定外公共物里道水路等の敷地内におきます占用料の考え方につきまして、今回改正をいたしております。

下段のほうで、土砂、砂、かきこみ砂利等々の採取料の欄を改正をいたしておりますが、これにつきましては、議案に添付をいたしておりますところの、別表の第5をちょっと戻っていただいておりますというふうに思いますが、港湾条例の別表の第3の中で、従前の料金表の中には、砂のみ100円というようなことで今まで掲載されておりましたが、今回、この港湾条例と法定外公共物におきまして土砂、砂、かきこみ砂利等々の採取の料金を新たに区分を設けまして設定をしたところでございます。

戻っていただきまして、資料の3の一番下段に石材というようなことの項目を、今回新たに追加をいたしておりますが、これにつきましては、里道等を跨ぐかたちの中で、石材等の採取の事例が今年度発生をいたしました。そういう中で、今現在の条例の中では、あくまでも占用面積という考え方の中で適用をした次第でございますが、新たに投石等の、採掘ですね、これを前提とした中で、石材1㎡につき1,000円という料金を設定をした次第でございます。

議案に戻っていただきまして、2枚目の部分でございますが、附則といたしまして、この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、2項でございますが、改正後の規定については、この条例の施行の日以前の許可にかかる占用料、使用料等について適用し、前日以前の許可にかかる占用料、使用料等については、なお従前の例によることといたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 現在の中で、地中に埋設されているようなものは、どのような物件があるのか。民間の場合になろうかと思います。その場合の占用料は幾らぐらい徴収されているのか。

それから、もう1件、道路の、道路敷きと思われるところに、案内看板はあまり見ませんが、目につくのが特定の顔写真の看板が立ててあります。あれは、この中に含まれるのか。それとも、ちゃんと許可を取られて、申請されて、許可を出して占用料を取っているのかどうか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 道路敷きの中に埋設をしてあります部分につきましては、主にはN T Tのほうでの地下の光ケーブル等々が埋設をされておりますが、区分といたしまして、その分が実際どれだけかというのはちょっと手持ちがございません。ご理解をお願いしたいと思いますが、単価といたしましては、0.2 m未満のものということで、メーター当たり41円で今現在はずね、徴収をしているものと理解をいたしております。

それから、道路敷き内に顔の入ったような、これは当然政治的な部分のあれが多いかと思いますが、そういう看板が確かに目に付きますけども、町道においてはですね、そのような届出といいますか、占用の許可等については、今のところ事例はないというふうに理解をいたしております。国道敷きあたりに多数ですね、やはり通行量が多い箇所にはあるようですけども、町道敷きではあんまり見かけないというふうに理解をいたしております。以上です。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） N T Tの場合は、町が取り組んでいる光ファイバーとか、そういったI T関係のですね、先進的な取り組みをされていく中で、負担にならないような、苓北町は占用料の高かけんが、ちょっと二の足を踏みますもんね、ていうような状況をつくらないような取り組みをすべきだろうというふうに思います。

それから、道路敷きの看板については、それはパトロールなんかされて、昨日か一昨日か、いろいろ道路の維持管理の話、あるいは、安全施設の提案、問題提起もしました。その時に、町は定期的にパトロールをやっているんだとかいう話もされておりました。今後、定期的なパトロールをやっていないけども、たまたまやっているんだという発言になった部分もあるかもしれませんので、今後やはり十分パトロールされて、やっぱり特定の顔写真っちゃうのはですね、私はあんまり適しないというふうに思います。公職選挙法で認められた看板は、これはやむを得ん。しかし、それ以外のとは、十分自粛といいますか、されるように管理者のほうからも当該者に連絡をすべきだというふうに

と思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員さんのほうからご指摘の件は、ごもつともだというふうに理解をいたしております。当然、苓北町の区域内におきましても、景観法等々の問題もありますし、そういう中で、やっぱり特定の政治的な意図のものが多いいというふうに先ほど申し上げましたけれども、そういう看板が確かに目立つのは事実であろうと思いますので、町道敷き内にあるのかないのか含めた上で、今後再度確認をしてまいりたいというふうに思います。

併せまして、先ほどの地下の埋設管の部分で、N T T等々の公共性ですね、これは光ケーブルを利用した中で、携帯電話の基地局からの配線等々も相当増えている状況にあるわけですが、今回の料金の見直しの中で、種別を変更してですね、小さく細分化をいたしました。そういう中で、従来の単価が41円ということで設定をいたしておりました分が、7cm以下では24円、10cm以下では34円というようなことで、料金もなされておりますので、その実状に合わせた中でですね、適用をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） あの、占用っていうのは、道路に設置する分だけかなりあがっと思っておりますが、道路の上を横切るようなとか、道路に並行して施設があるようなところがあるわけですが、そこら辺の規制はありますか。高さの制限とか。それに対する何か対応というのは。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 道路占用に関しましては、下を通ります車両をですね、この通行に支障がないようにというようなことの中で、電線等の道路横断については、5mというような基準が多分あったかというふうに思いますが、これは車両の高さをですね、設定をした中での高さの決め方だというふうに考えております。

それから、実質上といたしまして、道路の上をまたぐような占用ですね。これについては、ここいきますと、道路に関しましては、12番等で、これは通路、それからこれは上空に設ける通路という考え方の部分、その他にはアーチというようなことの部分で、19番で道路の占用のですね、19番というようなことの中で、車道を横断するものというような区分も設けてございます。どれを適用していくかは、事案によってですね、判断をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか。

はい、倉田君。

○5番（倉田 明君） 確認の意味でお尋ねしたいと思いますが、一応あのう先ほど課長のほうから、県の資料といいたし、県のほうのものを参考にしながら、一応作成した案ということでございましたが、ちなみに、隣の市はともかくといたしまして、そういう県とか、あるいはそういった隣接の自治体あたりとの差といいたし、その違いはどうか、もし分かっておられれば、そのことが1件と、もう一つは、4月1日から改正案が施行されるということでございますが、今占用等をされている方も、多分契約が何年とか切り替えがあると思うんですけども、そういう方は、その切り替えの時点からされると、新たな方が4月からということだったようですが、その切り替えの時点でされるということですが、その辺が1件と。

そして、もう一つ、これは将来的なあれになると思うんですけども、これを改正した場合、当面といいたし、5年ぐらいの間に、どのぐらいのプラスマイナスもあるわけですが、多分、収入のほうが多くなると思うんですけど、その辺の見通しというのはどういう感じかお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） はい、土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、料金についてでございますけども、この金額をですね、設定をするにあたりまして、国の基準、それから隣接をしております天草市、上天草市の事案を見ながら、県の料金等も見比べた中でですね、検討したわけでございますが、まず、天草市、熊本市につきましては当然、すみません、上天草市ですね、これにつきましては、国が定めております基準よりも高額な設定がなされておりました。と申しますのは、天草市が合併をした際にですね、中心地であります本渡の条例に合わせた中で、当然のことですが、天草町、それから五和町ですね、旧町村名で言いますと、そういう部分も全て横並びで設定がなされております。これについては、正直申し上げて、今の苓北町の例えば電柱等の占用料についてもですね、法外なといいたし、あまりにも引き上げ幅が大きいというような判断をいたしました。そういう中で、なぜ県にならったかというような説明をいたしますと、熊本県の場合も都市部、それから中間域、末端の地域というようなことで、甲乙丙という3種類の料金の設定がなされております。そういう中で、苓北町はその丙という、一番末端部のですね、単価を採用をいたしました。この根拠としては、当然県道敷き等に立っております占用料金等々については、苓北町でも同じような町道がですね、横に並行して走ったりとかするような事例があるわけでございますが、天草市の料金体系ですとあまりにも高すぎるというような判断をした中で、熊本県が適用しておりますところの料金表の丙表、これを適用して今回提案をした次第でございます。

それから、先ほどのこの適用の部分ですね。これについてのお尋ねがございました

が、議員が申されましたように、新たに占用の届出が出た分に関しては、この料金表を適用してまいります。それから、従前のですね、許可を既に出しておいて、それが切れるまでの間は、従前の単価をそのまま適用してまいりますので、切れる前といいますか、今後平成29年度の占用料の徴収の部分から料金改定があって、今後の切り替えの時点では、こういうふうに料金が変わりますよというようなことのお知らせを含めた中でですね、周知を図っていった、適用していくということになろうかというふうに思います。

それから、今回の改定ですね。一般的に電柱のみで見ますと、電柱のほうが550円から、一番安いものでも630円。それから、電話柱につきましては、200円の単価が570円というようなことで、ものによっては倍以上の引き上げになる部分もございますが、これは今までですね、長い期間、苓北町が料金の引き上げを行ってこなかったために、このような価格に今、急激に上がるというような事態になっているというふうに理解をしているわけですが、こういう中で、今300万ほどの占用料を年間徴収をいたしております。これが総額といたしましては、20パーセント程度ですね、増えるかなというふうに理解をいたしております。主な占用というのが、電柱と電話柱と。当然ですが、電柱のほうに占用料としては多ございますので、全体的に20パーセント程度の全てが切り替わった段階では、その程度の引き上げになるんじゃないかというふうに理解をいたしているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第20号、苓北町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。したがって、議案第20号、苓北町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第21号 苓北町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第3、議案第21号、苓北町水道事業給水条例等の

一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第21号、苓北町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について。

苓北町水道事業給水条例等の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年3月8日。苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、水道の加入促進、下水道等の水洗化促進を図る目的で、設計審査、計画確認、工事検査等の手数料を廃止するためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）。

今回は、苓北町水道事業給水条例（平成10年苓北町条例第15号）、苓北町下水道条例（平成10年苓北町条例第38号）、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年苓北町条例第36号）の一部を、次のとおり改正するものです。

改正の内容につきましては、3枚目以降の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず、第1条の水道事業給水条例では、第34条の手数料について、第3項で第9条第2項の設計審査（材料の確認を含む）をするとき、1回につき500円、第4項で第9条第2項の工事の検査をするとき1回につき500円と定めていたものを削除し、第5項を第3項に繰り上げるものです。

次に、第2条の下水道条例では、第37条の手数料について、1項で第6条第1項の排水設備の計画の確認をするとき、1件につき500円、第3項で第9条第1項の排水設備工事の検査をするとき、1件につき500円と定めていたものを削除し、第2項を第1項に繰り上げるものです。

次に、第3条の農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例では、第22条の手数料について、その全てを削除するものです。

補足説明をさせていただきます。まず、水道では町が布設した本管から分岐して新たに水道を引いたり、改造したりすることは、町が指定した指定給水装置工事事業者しかできないと定めており、また施工する場合は、あらかじめ町の設計審査を受け、かつ工事竣工後に工事検査を受けなければならないと定めています。この設計審査、工事検査に合わせて手数料を徴収していましたが、これを廃止するものです。

また、下水道及び農業集落排水においても、下水道等へ接続する工事は、町が指定した指定工事店しかできないと定めていますが、施工するときはあらかじめ排水設備の計画の確認を受け、かつ完了したときは検査を受けなければならないと定めております。

この計画確認、検査に合わせ手数料を徴収していましたが、これを廃止するものでございます。

2枚目に戻っていただきたいと思います。附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑はありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 十分理解しにくいわけですが、町と施工業者と受益者という区分け方でいいんですかね。この三者がどのようになるんですか。受益者がしたときに、その検査料を町に納める。ほいで、施工業者は受益者から検査施工料ですか、を受け取っているのか、そこら辺の関連がよく分からないのですが、もうちょっと簡明に教えてください。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 受益者が工事店のほうにそれぞれ工事の申し込みをいたします。その工事店から町のほうに設計の審査関係の書類があがってくるわけでございますので、その時点で、その施工業者から手数料を町が徴収をしているわけです。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） とすれば、受益者が、結局受益者が施工業者を介して町に納めるということで、理解していいんですかね。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 施工業者が納めております。

○議長（山本政人君） はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） とすれば、施工業者が受益者の分も納めてやると同じ、受益者は何も納めないということなんでしょうか。

それと、もう3回目ですので、先ほどの下水の関係から考えると、錦戸議員も言いよったように、片っ方、なんかその同じ事業でですね、上と下が違いますが、なんか取り組む姿勢っていうのが、どうなのかすっきりしません。やっぱ弱い人に、言うなら弱者、先ほどの下水道の話にまた戻りますが、要するに、弱い立場の方、辺りなところとか、家族が年寄りだけとか、そういうところが下水の取り組みがされていない状況にあるという分析をしておられますので、そこら辺のところはですね、統一した取り組みをすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 今回の手数料の廃止につきましては、結局負担が管理

するといえますか、施工する事業者の負担が減りますので、促進が図られるということでございます。

それから、受益者の負担ということですけど、結局事業者が負担が減るということですね、受益者の方への加入促進といえますか、やるほうもやりやすくなるということでの、今回の廃止の提案でございます。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 私の理解では、その500円を業者から今取ってたわけですけど、これを取らないことによって、受益者の負担も軽くなると、そういうことで私は了解して出してもらったわけでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。はい、他にありませんか。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） 提案理由をちょっとお聞きをいたしますと、下水道との水洗化促進を図る目的でということ、それは大変素晴らしい目的だと思うんですけども、前にですね、19号で、下水道事業受益者分担金に関する条例、そちらでは廃止になるわけですね。当然、本来は、今まで残ったとは、なかなかしきれん方がおいでになってというようなかたちもあろうかと思えますけれども、やっぱり辺りなどでは、やっぱりそういうことが、下水道は必要不可欠というのは私は考えるとですが、そこら辺のバランス、片一方は方や水洗化を促進する目的でと、片一方は潰すというように受け止めますけれども、そこら辺の関連はどうなりますかね。要するに、便利がよかところは水洗にしていこうと。都市部については推進していこうと。そういった特定排水のようなことがあつところは、そこら辺は淘汰していこうという、そういったような考え方でよかったですかね。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） そういうことではございません。あくまで、今回の手数料につきましては、先ほどのとおり受益者の負担を減らす目的での廃止ということをお願いをしております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） いや、私は下水道との水洗化促進を図るためにということの、そこら辺のことば言いよつとですよ。片一方はもう要するに、もう少ない加入者しかおらんからもうやめます、これは切りますと。他の議員さんからこれは残ったっちゃいいはなかかということではございますが、もうおらんごてなったからということ。まだ今後出てくる可能性があるから、残しとけばどうだろうかというようなご意見があつて、私もそれは同調したんですけども、今回これを見ますと、そういった方は切り捨てて、公共下水道とかあつところには水洗化推進を図るためにということがございますの

で、町のバランスからすると、辺ぴなところは切り捨てて、そうでないところを促進を図るということで、過疎がますます増すかなというような感じがするわけですね。そこら辺はどうお考えですか。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 先ほども言いましたとおり、そういうことではあくまでございませんので。結局、まあ、そうですね。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。

○水道環境課長（小林和文君） 提案理由のほうで、水洗化を促進を図るという条項であげておりますけれども、その内容につきましては負担を軽減するという、加入していただく方の負担を軽減するという目的で、今回提案させていただいております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 提案理由が一番根本的な問題は、どういったかたちで提案をしましたと。町全体で私たちはこういったかたちを考えていると。その中に私が言うのは、矛盾があるのではないかということをお尋ねをしているわけですね。もし、そうでなくて、今からされる方の利益、負担が伴うので、安くしますよというのなら分かりますけれども、方や辺ぴなところを切り捨てて、今回この提案理由としては、加入促進、それから水洗化の促進を図るということで、ということが、ここに文言があげてありますので、私はお尋ねをするわけですよ。工事の云々とかなんじゃなくて、バランスが取れとらんじゃないかということでお尋ねをしとつとですね。そこら辺をどうお考えかということです。

○議長（山本政人君） はい、水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 受益者負担金の納期前納付報奨金制度につきましても、末端を切り捨てるということではなくて、あくまで早期に接続してもらうという目的を、一応達成したためということでの提案でございますので、今回の手数料につきましてはそういうことで、受益者の負担が減ることによって、加入を勧めていきたいということでの提案をさせていただいております。

○議長（山本政人君） はい、他にありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、他に質疑がないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許しますが、討論の最初に、賛成か反対かを申し述べ、それから意見を述べてください。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） 原案に反対です。このことに反対というよりも、町の施策、環境での施策の進め方に異論があります。先ほどは、報償費、補助金的な意味合いをもつ報償費をカットして、下水道の、農集、特定を含めてですが、の普及を本来ならば進めるべきだということを、言うならば見切り、切り捨ててしまったという状況にあります。ほいで、それはどういうところかという、山間部とか、お年寄りだけの住まいで、今後誰も帰ってこんもんと、そんならもうせんばいと。下水道につながんぞというようなところであるという、町の捉え方をされております。今回は、この分を、ほいでその理由が、財政的な部分も、財政改革の分も含めてカットするんだということでしたけども、今回は財政部分、行財政改革の分野から見ると、これは反することになるのではないかと。このことによって、財政が負担になってくるわけですね。町はよくなるけども、要するに受益者の方は、その分が、をすると、町のなんて言いますか、財政改革に反するような結果につながってくるというふうに思います。そういった意味で、本案に反対します。

○議長（山本政人君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

はい、松本君。

○1番（松本良人君） 先ほども申しましたけども、計画自体にバランスが取れていない。方や大事なことを切り捨てられて、今度は方や同じような目的のも推進というようなかたちで提案されております。そこら辺で、私はこの町としては、やはり全体的なことを考えた上に全て仕事は考えていかなければいかんのでなかろうかと思いますので反対します。

○議長（山本政人君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号、苓北町水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議がありますので、起立によって採決をします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第21号、苓北町水道事業給水条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第22号 苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について

○議長（山本政人君） 日程第4、議案第22号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 議案第22号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の指定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年3月8日提出。苓北町長、田嶋章二。

1、公の施設の名称、名称、苓北町木場地区交流施設等。2、指定管理者となる団体、住所、熊本県天草郡苓北町都呂々6118番地2。名称、NPO法人天草木場の杜自然学校。代表者、理事長、善徳誠。3、指定の期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。苓北町木場地区交流施設等の指定管理につきまして、平成29年3月31日で現在の指定管理者との契約が終了いたします。この施設は、旧木場小学校の跡地利用の目的で、地区の振興のために整備されております。そのため、地域の方で組織されておりますNPO法人天草木場の杜自然学校がこれまで指定管理をうけてきております。今回も申請がありましたので、指定管理候補者選定委員会において選考の結果承認されましたので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、提案金額は88万2,000円でした。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑はありませんか。

はい、浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは他に申し出者が、申し出団体があったんでしょうか。個人、あるいは団体。

○議長（山本政人君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） ありません。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第 22 号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号、苓北町木場地区交流施設等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

休憩しますか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、それではここです。1 時間経過したばかりばってんな。えっと、10 時 45 分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 45 分

—————○—————

○議長（山本政人君） はい、それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第 5 議案第 23 号 平成 29 年度苓北町一般会計予算

日程第 6 議案第 24 号 平成 29 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第 7 議案第 25 号 平成 29 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 26 号 平成 29 年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第 9 議案第 27 号 平成 29 年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第 10 議案第 28 号 平成 29 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 11 議案第 29 号 平成 29 年度苓北町水道特別会計予算

日程第 12 議案第 30 号 平成 29 年度苓北町下水道特別会計予算

日程第 13 議案第 31 号 平成 29 年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第 1 4 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計
予算

日程第 1 5 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（山本政人君） 日程第 5、議案第 2 3 号、平成 2 9 年度苓北町一般会計予算から日程第 1 5、議案第 3 3 号、平成 2 9 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの 1 1 件を一括議題とします。

ここで平成 2 9 年度予算の施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 平成 2 9 年度苓北町一般会計予算（案）並びに各特別会計予算（案）について、ご提案を申し上げるとともに、所信を述べさせていただきます。

まず、この数日間、国際情勢が非常に緊迫化しております。それと併せまして、国際的な経済動向が我々の末端まで及んでくるような状況もございます。こういうことがおさまれば、非常にありがたいと思っているわけですが、この緊迫の状態、予断を許さない状況であると考えます。その他のことは縷々申し上げようと思っておりますが、議員皆様方におかれましても、報道等でご承知だと思いますので、私は平成 2 9 年度の苓北町の予算編成（案）について、ご説明をすることにいたします。

「安心して住める町」、「いきいきと暮らせる町」、「ふるさとと呼べる町」を基本目標といたしまして、目標達成に向け、「苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に積極的に取り組む予算として編成をいたしました。

具体的には、国の総合戦略にも掲げられている「まち・ひと・しごと創生に向けた政策 5 原則」である自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視を踏まえまして、「ふるさと苓北未来プラン」、つまり苓北町振興計画に沿い、一つ、交流人口の拡大につながる施策。地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策。一つ、町内産業の支援・育成につながる施策。一つ、地域社会を担う個性豊かで多様な人材確保と、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策。一つ、新たな財源確保につながる施策。以上 5 つを重点取り組み事項といたしまして、町民・企業・行政、それぞれが力を発揮できる、協働・共創の町づくりを推進する予算編成に努めたところでございます。

それでは、重点取り組み事項の中身についてご説明を申し上げます。

苓北町が生活路線として、又、観光振興策として補助を続けております長崎天草航路につきましましては、崎津集落を構成資産に含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録を見据えまして、航路のさらなる普及活動や情報発信等に取り組むとともに、県の補助制度を活用しまして、現在実施しております無料の電気自動車の貸し出しを継続して実施し、航路利用者の利便性の向上を図って、交流人口の増加に努めてまいります。

また、現在、芝生化を進めています麟泉運動公園施設の充実を図り、坂瀬川グラウン

ドと併せ、さらなるスポーツ合宿の誘致に取り組み、イベント事業におきましては、苓北じゃっと祭、吟詠大会、夕やけマラソン、九州オルレ（天草・苓北コース）の活用、さらに、現在町商工会が中心となって事業計画がなされております富岡城お城まつりに参画し、町のPR事業を含め、交流人口の拡大を図ってまいります。

また、第3期富岡志岐地区都市再生整備計画事業に取り組み、町の歴史を活かした交流人口の拡大に努め、併せまして、町の歴史文化遺産の案件について、町民の皆様方に周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、「地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策」でございます。

まず、農業面におきましては、国の補助制度を活用し、新規就農者への助成を実施し、商工業面では、町独自の施策といたしまして、新規起業者や後継者育成への助成制度を設け、就業機会の創出に努めます。

また、天草管内の商工会等が主体となって組織する合同企業説明会実行委員会に参画し、町内企業の就業機会の創出を図ってまいります。

さらに、町が貸し付けを行う奨学資金におきましては、国家資格等を取得していただくなどの条件等はございますが、返還金免除の規定を設け、町内企業への就業機会の創出に努めてまいります。

次に、「町内産業の支援・育成につながる施策」でございます。

町内の基幹産業と申しますと、なんと申しましても農業、林業、水産業であると考えております。ここをしっかりと下支えするため、平成29年度も引き続き各種の補助事業、経費を計上し、耕作・栽培・畜産などの支援に加え、後継者の育成支援に努めてまいります。

また、遊休農地の有効利用のため、担い手農家への農地の集積や荒廃を防止するための対策を行うほか、特産品の開発、販路拡大、地産地消の取り組みに支援を行ってまいります。

次に、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策」でございます。

魅力ある町づくりを進めるにあたり、最も重要なものは人材であると考え、多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教育力の向上に努めてまいります。

特に教育におきましては、ゆとり教育の弊害として、子どもたちの学力低下が問題視され、それらの打開すべく、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新学習指導要領に基づく教育が始まりましたが、引き続き、「わかる授業」、「充実感がもてる授業」の実践に取り組むとともに、次期学習指導要領への円滑な移行に向けて準備を進めてまいります。

一方、苓北町での報告はあっておりませんが、国内の教育現場では、いじめや体罰といった問題が深刻化しており、既存の教育制度に少なからず限界が見られ始めているところであります。

基礎的な学力分野におきましては、全国画一の教育指導方針は必要であります、それぞれ地域のニーズや地域の子どものニーズに合った、きめ細やかな教育を実践していくことが、何よりも重要になると思われまます。

苓北町では、県内でも先んじて取り組み、大きな成果を上げている学校支援地域本部事業を本年度も継続して実施し、地域と学校が一体となって子どもの教育に取り組む他、情報通信技術を活用した教育支援事業（ＩＣＴ教育支援事業）を、全小学校に導入して、「苓北町学力向上推進プラン」に基づく実践事項推進のための研究指定の取り組みを通して、子どもの学力、さらには教師一人ひとりの教育力向上に努めてまいります。

平成２７年４月に新設開校いたしました苓北中学校では、教育理念の「生きる力を育み、ふるさと苓北を愛し、未来への飛躍のために意欲的に学ぶ生徒の育成」を進め、統合のメリットを活かした特色ある教育活動の実践に努めてまいります。

また、前年度に引き続き図書館司書１名を配置し、町内小中学校を巡回して、子どもたちの読書力向上のための指導を行ってまいります。

最後に、「新たな財源の確保につながる施策」でございます。

苓北町は、自主財源の大半を九州電力苓北発電所の固定資産税に頼る状況でございますので、新たな財源を確保するということは、今後の財政運営上、最も大きな課題の一つであると考えております。

今後は「利用者負担の原則」、「税負担の公平性」、この二つの観点に立った公共施設使用料の見直しや、基金の有利な運用、広報誌等への町内企業・商店等の広告掲載など、税外収入の確保に積極的に努めてまいります。

以上、５つの５項目を重点取り組み事項といたしまして、平成２９年度の一般会計予算（案）の総額は４７億４，０００万円、前年度当初予算比８．０パーセント減の予算となっております。

続きまして、各特別会計予算（案）の主な点につきましてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、先の臨時議会でもご審議をいただきましたが、財政の健全化が大きな問題でございます。

全国的に被保険者の高齢化や高額治療薬の利用費などで、国民健康保険の財政状況は大変厳しいものになっております。

苓北町の国民健康保険特別会計におきましても、特別会計の独立採算の原則により、前年度までは財源不足額を国保財政調整基金の繰入により補填し、保険税の値上げを食

い止めてまいりました。このため、県内でも高い水準であった医療費を、県内でも安い水準の保険税の負担額で維持することができており、他の自治体にあっては、3年から5年ごとに見直しを行っておられる中で、加入者の負担軽減を考えまして、11年間国保税率の改定を見送ってまいってきたところであります。しかしながら、苓北町でも思わぬ高額医療費が発生し、本年度は基金残高の減少によりまして、やむなく、残念なことではありますが、国保税率の引き上げを実施いたします。税率引き上げを実施いたしますが、国保に加入していただいている方の負担増の緩和策といたしまして、熊本県広域化等支援基金からの借入金、一般会計からの法定外繰入金により、財源不足を補う予算編成となっております。平均で年間2万6,000円、10ヶ月に分けますと2,600円の値上げにつながります。ただし、苓北町でも低所得者の方々のために、軽減策を設けております。7割軽減に該当なさる方々が、加入者の40パーセントになります。その加入者の40パーセントの方々は、大体5,100円、年間の値上げになりますが、これを12ヶ月で割りますと425円ということでございます。値上げすることは大変心苦しいわけでございますが、値上げ額を努力の成果の中で、低く抑えられたということでもあります。あくまでも、これは成功ということではございません。健全財政に向けて、改めてスタートを切るわけでございますが、加入者の方たちには大変申し訳ないと、そういう気持ちの中で行ったところでございます。

平成30年度以降も医療費の動向、税収入の推移を精査いたしまして、必要な対応を検討させていただきます。

先ほども申し上げましたように、非常に効き目のよい高額な治療薬がどんどん出回ってくるようでございます。そういった中で、医療費の動向がなかなか予測が付かない面もございます。なるだけ皆様方が健康の中でお過ごしいただくこと、これが大きな望みでございますが、やはりその医療費の動向次第では、税収入の推移を精査していかなければならない状況が出てくる、上げなくてもいい状況を、ぜひ我々も健康づくりの中で頑張っていきたいと考えているところであります。

実施事業につきましては、前年度に引き続きまして、特定健康診査の所要額、特定保健指導の実施率向上を図り、医療費を抑制するため、管理栄養士を配置するための経費を計上しております。

次に、介護保険特別会計につきましては、第6期事業計画3年目にあたり、平成28年度実績見込みに基づく介護給付費など、必要経費を引き続き計上をいたしました。

また、介護保険法改正に伴い、要支援1及び2の認定者を対象に、これまで全国一律に提供されていた介護予防給付事業が、平成29年度から市町村ごとに実施する総合事業へ移行されることに伴いまして、事業費を予算計上したところでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合からの受託

事業で、平成２９年度から実施する健康運動事業の他、前年度に引き続き実施する、長寿・健康増進事業の必要経費を計上いたしました。

次に、水道特別会計につきましては、町田の平線配水管布設替工事のほか、都呂々ダム共同管理費負担金、休日等の水道施設管理にかかる民間委託料を計上しております。

次に、下水道特別会計につきましては、前年度に引き続き、加入促進に努めますとともに、処理場、マンホールポンプ場の維持管理業務委託費、脱水汚泥運搬処分委託費を計上いたしました。

また、長寿命化計画により、更新が必要とされる富岡地区のマンホールポンプ場２ヶ所の工事費、さらに処理場電気設備の更新に伴う詳細設計委託費を計上いたしております。

また、次に、農業集落排水特別会計につきましては、処理施設運転管理業務委託費の他、処理施設等の修繕料を計上いたしました。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、前年度に引き続き、区域内の水質浄化促進のため、合併処理浄化槽の設置費として、３基分の予算計上をいたしました。また、浄化槽の保守点検、清掃の維持管理委託費を計上いたしております。

最後に、宅地造成事業特別会計につきましては、宅地販売促進に関する経費を計上いたしました。

以上、特別会計予算（案）の主な点につきましてご説明を申し上げます。

終わりに、平成２９年度予算編成では、町税は減収するものの、普通交付税につきましては、平成２８年度当初予算では国勢調査の影響額を約１．２億円の減額で見込んでおりましたが、実際の算定では人口減少が著しい自治体を考慮した算定がなされました。平成２９年度も同様の算定がなされることを想定いたしまして、当初予算比では１．２億円の増額を見込んでおります。

このことにより、一般財源総額は前年度と比較して増加の見込みとなりましたが、社会保障関連経費の自然増をはじめ、老朽化に伴う公共施設の更新事業といった必要不可欠な社会資本整備など、緊急性の高い問題に対し、予算措置を講ずる必要がありましたので、安易に歳出削減もできない難しい予算編成となりました。

歳出予算においては、町振興計画に沿った事業であっても、事業効果・継続性・緊急度等を考慮し、優先順位を付け、事業縮小・延期・年限設定・廃止を行うなど、歳出予算の縮減に努めたところでございます。

また、歳入予算では、町税、地方交付税をはじめ、過大な見積りを控えたことにより、最終的には財政調整基金、減債基金、目的基金の取崩しによって、財源の調整を行ったところでございます。

予算規模は、災害復旧事業費などの減によりまして、前年度と比較しまして４億１，１５０万円減の、先ほど申し上げましたが総額４億４，０００万円となりました。それぞれの事業において、選択と集中を図り、メリハリを効かせた予算編成に心がけたところでございます。

また、財政健全化の取り組みとしまして、地方債残高を今後１０年間で２０億円圧縮することを目標とし、今年度は元金償還額６億１億６，９００円に対し、地方債発行額を４億１億７００万円（うち臨時財政対策債２億６，０００万円）とすることができたことは、評価できる点だと考えております。

そして、平成２９年度予算に反映しておりませんが、旧郷土資料館施設、旧都呂々中学校施設、移転後の坂瀬川公民館施設、富岡温泉センター跡地など、町有財産の民間等への貸し付け、売却を含めた有効活用利用に取り組み、行政財産・普通財産のスリム化に努めてまいります。

都市圏の大企業を中心として、プレミアムフライデー制度が導入されつつあるなど、日本経済は回復したと言われておりますが、地方経済への波及は未だ実感に乏しく、熊本地震からの早期復興に取り組む県内の消費動向は、つかみづらい状況にございます。

今後も厳しい社会情勢が続くと予想される中、行政に課せられた使命と期待は大きなものがあると考えます。

このことに対しまして、私も含めて、職員が一丸となって対応できる組織づくりと強化を進め、早急に取り組むべき課題につきましては、国県の施策を常に情報収集し、有益は補助金・交付金の活用を積極的に図ることで、一般財源の縮減に努めつつ、各事業を確実に適正に実施してまいり所存でございます。

以上で、私からの提案を終わらせていただきますが、一般会計の詳細につきましては企画政策課長から、そして各特別会計の詳細説明につきましては、それぞれの担当課長からご説明をいたさせますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） それでは、まず、議案第２３号、平成２９年度苓北町一般会計予算から順次、提案についての説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第２３号、平成２９年度苓北町一般会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４億４，０００万円と定めるものでございます。

債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、７ページの第２表、債務負担行為によるものでございます。

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、８ページの第３

表、地方債によるものでございます。

一時借入金の借入れの最高額は１０億円と定めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） はい、次に、議案第２４号、平成２９年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第２４号、平成２９年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

平成２９年度苓北町の坂瀬川財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１，６７１万円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

平成２９年３月８日提出、苓北町長、田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第２５号、平成２９年度苓北町都呂々財産区特別会計予算について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第２５号、平成２９年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

平成２９年度苓北町の都呂々財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４，７３６万４，０００円と定める。第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

平成２９年３月８日提出、苓北町長、田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、次に、議案第２６号、平成２９年度苓北町国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第２６号、平成２９年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成２９年度苓北町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１３億１，１４５万円と定めます。

地方自治法第２３５条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債の通りといたします。

地方自治法第２３５条の３、第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１億５，０００万円と定めます。この予算の総額は、前年当初予算の８，８４１万９，０００円増となっております。２９年度は医療費の動向を見ながら、分析と抑制に努めてまい

ります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、次に、議案第２７号、平成２９年度苓北町介護保険特別会計予算について説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 議案第２７号、平成２９年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について、ご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億７，１００万円としております。前年度当初予算に対しまして、金額で６２６万円の減額となっております。

平成２９年度は、介護保険の第６期計画の３年目にあたります。予算の大きな部分を占めます介護保険の給付につきましては、平成２８年度実績見込額を参考に予算編成を行ったところでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、次に、議案第２８号、平成２９年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 議案第２８号、平成２９年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、ご説明をいたします。

平成２９年度苓北町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億７５２万円と定めます。この予算の総額は、前年当初予算の２４１万円減となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、次に、議案第２９号、平成２９年度苓北町水道特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第２９号、平成２９年度苓北町水道特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成２９年度苓北町の水道特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２億２，３６２万３，０００円としております。

この予算額は、前年度当初予算比２，８６３万６，０００円の減額となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、次に、議案第３０号、平成２９年度苓北町下水道特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第３０号、平成２９年度苓北町下水道特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成２９年度苓北町の下水道特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億６，４５６万９，０００円としております。又、第２

条、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の限度額を1,000万円といたしております。

この予算額は、前年度当初予算比1,312万6,000円の増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第31号、平成29年度苓北町農業集落排水特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第31号、平成29年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成29年度苓北町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,848万9,000円としております。

この予算額は、前年度当初予算比106万8,000円の増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、次に、議案第32号、平成29年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第32号、平成29年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成29年度苓北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,865万1,000円としております。又、第2条、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の限度額を210万円といたしております。

この予算額は、前年度当初予算比29万4,000円の減額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第33号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第33号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成29年度苓北町の宅地造成事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ709万4,000円と定めるものでございます。

この予算につきましては、前年度当初予算比15万5,000円の減額で計上をいたしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） はい、以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここでお願いがあります。これから質疑を行います。3月13日月曜日から予算審

査特別委員会での予算の審査を予定しております。よって、議会運営面から全体的なことについての質疑のみをお願いしたいと思います。

それでは議案第２３号、平成２９年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ありませんね。はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２４号、平成２９年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２５号、平成２９年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２６号、平成２９年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２７号、平成２９年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第２８号、平成２９年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２９号、平成２９年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第３０号、平成２９年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第３１号、平成２９年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号、平成２９年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、議案第３３号、平成２９年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

以上で、議案第２３号、平成２９年度苓北町一般会計予算から議案第３３号、平成２９年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。議案第２３号、平成２９年度苓北町一般会計予算から議案第３３号、平成２９年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く議員１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、１１件の予算案をこれに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、平成２９年度当初予算の１１件については、１１名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

ここで日程（案）について説明します。各予算案の審査は３月１３日月曜日から１５日までの期間で、予算審査特別委員会で行いたいと思います。

お諮りします。３月１１日、１２日は休日のため、１３、１４、１５日は予算審査特別委員会のため休会とし、本会議は３月１６日午前９時３０分から開きます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、３月１１日から１５日までは休会とし、本会議は３月１６日の午前９時３０分から開会することに決定しました。

予算審査特別委員会は大会議室で開催いたします。

執行部におかれては、予算審査特別委員会での説明員及び書記の派遣についても、それぞれ対応方よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午前11時25分

平成 2 9 年 3 月 1 6 日（木）

（第 4 日 目）

平成29年第13回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

平成29年第13回苓北町議会定例会は、平成29年3月16日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	宮崎 裕昭	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	汐崎 正喜	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	小林 和文	福祉保健課長	山崎 敬一
健康増進室長	坂元 俊司	会 計 課 長	立山 清剛

8. 議事日程

日程第 1	議案第 23 号	平成 29 年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
日程第 2	議案第 24 号	平成 29 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第 3	議案第 25 号	平成 29 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第 4	議案第 26 号	平成 29 年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
日程第 5	議案第 27 号	平成 29 年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
日程第 6	議案第 28 号	平成 29 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第 7	議案第 29 号	平成 29 年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
日程第 8	議案第 30 号	平成 29 年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
日程第 9	議案第 31 号	平成 29 年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
日程第 10	議案第 32 号	平成 29 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
日程第 11	議案第 33 号	平成 29 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）
日程第 12		閉会中の継続審査調査の件
日程第 13		議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） はい、改めましておはようございます。只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

—————○—————

- 日程第 1 議案第23号 平成29年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 議案第24号 平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 3 議案第25号 平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 4 議案第26号 平成29年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 5 議案第27号 平成29年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 6 議案第28号 平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 7 議案第29号 平成29年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 8 議案第30号 平成29年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 9 議案第31号 平成29年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
- 日程第10 議案第32号 平成29年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第11 議案第33号 平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

○議長（山本政人君） 日程第1、議案第23号、平成29年度苓北町一般会計予算（案）から日程第11、議案第33号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）までの11件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。よって、予算審査特別委員長の報告を求めます。山下時義予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山下時義君） 平成29年3月15日、苓北町議会議長、山本政人様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長、山下時義。

苓北町議会予算審査特別委員会報告書、平成29年第13回苓北町議会定例会において付託された平成29年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審査

結果について次のとおり報告いたします。

記、１、審査年月日、平成２９年３月１３日、１４日、１５日。

２、審査場所、大会議室、第１・第２委員会室。

３、出席委員、山下時義委員長、田嶋豊昭副委員長、松本良人、廣田幸英、高戸幸雄、松野重幸、倉田明、石田みどり、野崎幸洋、浜口雅英、錦戸俊春各委員。

４、委員以外の出席、山本政人議長。

５、執行部出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長及び健康増進室長。

６、委員会書記、宮崎議会事務局長、錦戸総務課長補佐、福田企画政策課長補佐。

７、審査の過程、平成２９年度苓北町一般会計及び各特別会計の予算案は、３月１０日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本特別委員会は執行部の出席を求め、３月１３日から１５日まで委員会を開催し、各予算（案）の各費目ごとに慎重に審査を行いました。

８、審査の結果。１、議案第２３号、平成２９年度苓北町一般会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。２、議案第２４号、平成２９年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。３、議案第２５号、平成２９年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。４、議案第２６号、平成２９年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。５、議案第２７号、平成２９年度苓北町介護保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。６、議案第２８号、平成２９年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。７、議案第２９号、平成２９年度苓北町水道特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。８、議案第３０号、平成２９年度苓北町下水道特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。９、議案第３１号、平成２９年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。１０、議案第３２号、平成２９年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。１１、議案第３３号、平成２９年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定いたしました。

９、少数意見の留保があり、別紙、後でこの後発表がございます。

１０、要望事項の提出であります。別紙のとおり執行部に対し要望することに決定いたしました。

平成２９年度各予算（案）に対し、次のとおり執行部に要望することに決定いたしました。

１、一般会計。（１）歳入について。起債については将来に負担が残らないよう、借入抑制に努められたい。（２）歳出について。町内巡回バスとスクールバスの運行については、有効活用を図られたい。企業誘致については、引き続き積極的に取り組まれたい。独居老人の見守り体制の充実を図られたい。有害鳥獣駆除及び遊休農地解消対策の強化に努められたい。藻場再生対策については、引き続き検討されたい。地すべり、急傾斜対策については、早急に調査検討を進められたい。ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した教育力向上に努められたい。地区公民館活動の積極的な取り組みを図られたい。

（３）特記事項。医療費抑制のため、健康づくり事業に積極的に取り組まれたい。２、特別会計。（１）歳入について。ありません。（２）歳出についてもありません。

以上で、報告を終わります。

○議長（山本政人君） 次に、本案については浜口雅英君及び高戸幸雄君から会議規則第７６条第２項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。浜口雅英君。

○８番（浜口雅英君） 平成２９年３月１５日、苓北町議会議長、山本政人様。

平成２９年度苓北町一般会計予算審査特別委員会、委員、浜口雅英。賛成者、松本良人、賛成者、高戸幸雄、賛成者、石田みどり、賛成者、野崎幸洋。

少数意見報告書。３月１５日の平成２９年度苓北町一般会計予算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第７６条第２項の規定により報告します。

記、１、議案番号、件名、平成２９年第１３回苓北町議会定例会議案第２３号、平成２９年度一般会計予算（案）。

２、意見の要旨。平成２９年度苓北町一般会計予算（案）は下記理由により反対する。

本来、企業誘致等の産業振興。道路の舗装、維持管理。交通安全施設の整備。集落の排水処理。外灯の整備。教育環境の整備。消防施設の整備等、町民の生命財産を守ること、そして、生活に密着した項目を第一に考えて予算を策定すべきだが、本案は、富岡城関連施設の復元や、サッカー場の整備等を重点的に予算の策定が行われている。

このような住民生活に直接的な利便性のない箱物行政は、これの維持管理のために、今後の町の行政、財政運営に大きな負担をかけることになる。

よって、平成２９年第１３回苓北町議会定例会、議案第２３号、平成２９年度一般会計予算（案）に反対する。以上です。

○議長（山本政人君） 次に、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 平成29年3月15日、苓北町議会議長、山本政人様。

平成29年度苓北町議会予算審査特別委員会、委員、高戸幸雄。賛成者、石田みどり。

少数意見報告書。平成29年3月15日の平成29年度苓北町議会予算審査特別委員会において、留保した少数意見を下記のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記、1、議案番号、件名、平成29年度第13回苓北町議会定例会議案第26号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）。

2、意見の要旨。平成29年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）は、歳入不足財源として、町債にて補うべきではなく、他の財源の確保に努めるべきである。よって私は、苓北町国民健康保険特別会計予算（案）に反対をいたします。

○議長（山本政人君） お諮りします。予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員長報告並びに少数意見報告書については質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定しました。

これから議案第23号、平成29年度苓北町一般会計予算（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。採決は起立によって行います。議案第23号、平成29年度苓北町一般会計予算を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第23号、平成29年度苓北町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第24号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第24号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第25号、平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第25号、平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第26号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第26号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成29年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第27号、平成29年度苓北町介護保険特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２７号、平成２９年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、平成２９年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第２８号、平成２９年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２８号、平成２９年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号、平成２９年度苓北町水道特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第２９号、平成２９年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第２９号、平成２９年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号、平成２９年度苓北町下水道特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第３０号、平成２９年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３０号、平成２９年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号、平成２９年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第３１号、平成２９年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３１号、平成２９年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３２号、平成２９年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第３２号、平成２９年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第３２号、平成２９年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号、平成２９年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第３３号、平成２９年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第33号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 日程第12、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会広報委員長、議会活性化等検討特別委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第13 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり委員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第13回苓北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午前9時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員